

平成26年第5回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
平成26年10月27日	
出席及び欠席議員	9
地方自治法第121条の規定により出席した者	10
本議会に出席した事務局職員	10
議事日程	10
市長のあいさつについて	11
選挙第1号	12
選挙第2号	15
議席の指定について	17
会期の決定について	17
会議録署名議員の指名について	17
常任委員会委員の選任について	18
議会運営委員会委員の選任について	19
選挙第3号	20
選挙第4号	21
選挙第5号	21
選挙第6号	22
選挙第7号	23
選挙第8号	23
柳川市農業委員会委員の推薦について	24
柳川市農業委員会委員の推薦について	25
柳川市農業委員会委員の推薦について	25
柳川市農業委員会委員の推薦について	26
議案第83号	26
議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任について	28
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査申し出について	29

平成26年第 6 回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	31
付議事件並びに結果	32
平成26年12月 4 日	
出席及び欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により出席した者	36
本議会に出席した事務局職員	36
議事日程	36
諸般の報告について	38
議会運営委員長報告について	41
会議録署名議員の指名について	42
市長の提案理由の説明	43
報告について	48
請願について	49
平成26年12月 8 日	
出席及び欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により出席した者	52
本議会に出席した事務局職員	52
議事日程	52
議案質疑について（議案第84号）	53
（議案第85号～議案第87号）	54
（議案第88号～議案第93号）	55
（議案第94号～議案第95号）	56
平成26年12月10日	
出席及び欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により出席した者	60
本議会に出席した事務局職員	60
議事日程	61
一般質問について	61
立花 純 議員	62

荒巻 英樹 議員	71
梅崎 和弘 議員	89
佐々木創主 議員	103
伊藤 法博 議員	118

平成26年12月11日

出席及び欠席議員	127
地方自治法第121条の規定により出席した者	128
本議会に出席した事務局職員	128
議事日程	128
一般質問について	129
矢ヶ部広巳 議員	129
熊井三千代 議員	138
白谷 義隆 議員	150
緒方 寿光 議員	159

平成26年12月22日

出席及び欠席議員	175
地方自治法第121条の規定により出席した者	176
本議会に出席した事務局職員	176
議事日程	176
議会運営委員長報告について	177
各委員長報告について	178
総務委員長報告について	178
建設経済委員長報告について	179
教育民生委員長報告について	180
議案第96号	184
報告について	185

平成 26 年

第 5 回 柳 川 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

開 会：平成26年10月27日

閉 会：平成26年10月27日

柳 川 市 議 会

第 5 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
10月27日	月	本 会 議	開会・議長選挙・副議長選挙・会期決定・議案質疑・採決・閉会

第5回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

選 挙

選 第 1 号	議長の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 2 号	副議長の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 3 号	花宗太田土木組合議会議員の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 4 号	柳川みやま土木組合議会議員の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 5 号	有明広域葬斎施設組合議会議員の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 6 号	大川柳川衛生組合議会議員の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 7 号	東山老人ホーム組合議会議員の選挙について	26.10.27	当 選
選 第 8 号	福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について	26.10.27	当 選

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 83 号	柳川市監査委員の選任について	26.10.27	同 意

そ の 他

常任委員会委員の選任について	26.10.27	選 任
議会運営委員会委員の選任について	26.10.27	選 任

柳川市農業委員会委員の推薦について	26.10.27	推 薦
柳川市農業委員会委員の推薦について	26.10.27	推 薦
柳川市農業委員会委員の推薦について	26.10.27	推 薦
柳川市農業委員会委員の推薦について	26.10.27	推 薦
議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任について	26.10.27	設置・選任

平成26年10月27日（月曜日）

柳川市議会第5回臨時会会議録

平成26年10月27日柳川市議会議場に第5回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
管	理	石	橋	眞	剛
者		高	崎	祐	二
市	民	野	田		彰
部	長	安	藤	和	彦
保	健	石	橋	正	次
福	祉	橋	本	祐	二
部	長	平	田	敬	介
建	設	白	谷	通	孝
部	長				
産	業				
経	済				
部	長				
兼	大				
和	庁				
舎	長				
教	育				
部	長				
兼	三				
橋	庁				
舎	長				
消	防				
長					
人	事				
秘	書				
課	長				
総	務				
課	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三			
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事			
係	長	亀	崎	公	徳							
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人

5. 議事日程

- 日程(1) 市長のあいさつについて
- 日程(2) 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程(3) 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程(4) 議席の指定について
- 日程(5) 会期の決定について
- 日程(6) 会議録署名議員の指名について
- 日程(7) 常任委員会委員の選任について
- 日程(8) 議会運営委員会委員の選任について
- 日程(9) 選挙第3号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について
- 日程(10) 選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙について
- 日程(11) 選挙第5号 有明広域葬斎施設組合議会議員の選挙について
- 日程(12) 選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙について
- 日程(13) 選挙第7号 東山老人ホーム組合議会議員の選挙について

- 日程（14） 選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
日程（15） 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程（16） 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程（17） 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程（18） 柳川市農業委員会委員の推薦について
日程（19） 議案第83号 柳川市監査委員の選任について
追加日程（20） 議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任について
追加日程（21） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査申し出について

午前10時4分 開会

議会事務局長（高巢雄三君）

おはようございます。本日は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、矢ヶ部広巳議員が年長ですので、御紹介申し上げます。

それでは、矢ヶ部議員は議長席へお願いいたします。

〔矢ヶ部議員、議長席へ着席〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

ただいま御紹介いただいた矢ヶ部広巳です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成26年第5回柳川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の日程につきましては、日程1を市長のあいさつについて、日程2を選挙第1号 議長の選挙についてといたします。

日程第1 市長のあいさつについて

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

日程1 市長のあいさつについて。

一般選挙後、初の議会でありますので、市長より挨拶の申し出がっておりますので、市長の発言を許します。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。市議会議員一般選挙後の初めての議会でございます。会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

議員の皆様は、さきの選挙で市民の皆様の支持を得られ、定数2名減という厳しい選挙を勝ち抜いて当選をされました。私ども執行部一同、深く敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

来年3月21日には1市2町が合併して10周年を迎えます。本市の人口は、合併当時7万6,000人でありましたが、現在では7万人を割り、少子・高齢化も進んでおります。私たちは合併前から続いていた少子・高齢化や人口減少に対応し、1市2町が将来に向けて継続的に発展していけるよう合併を選択いたしました。しかし、まだまだ多くの課題を抱えております。

喫緊の課題としては、合併特例債が活用できるうちに新市の基盤づくりをしておく必要があります。みやま市と共同で行うごみ焼却施設と火葬場の建設、さらには西鉄柳川駅の周辺整備や小・中学校、市営住宅の改築、市民文化会館の建設、庁舎統合など、懸案事項をしっかりとやり遂げたいと考えております。

さらに、これらとあわせて、ソフト面でのまちづくりを進めていく必要があります。まずは交流人口をふやし、定住人口を確保できるような仕組みづくりが大事だと考えております。つまり、住んでよし、訪れてよしのまちづくりであります。これらの施策を実現するため、全力で取り組んでまいります。これは行政の力だけでできることではありません。オール柳川で市民の皆様と議会と行政が一丸となって取り組んでいくことが必要であります。市民の皆様が合併して本当によかったと思えるまちになるよう職員とともに頑張っておりますので、どうか議員の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

以上をもちまして、市長の挨拶を終わりました。

日程第2 選挙第1号

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

日程2．選挙第1号 議長の選挙について。

これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はございませんか。ありませんか。

選挙は投票で行います。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

ただいま出席議員22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

それでは、記載をお願いします。

点呼を命じます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔氏名点呼・投票〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に江口義明議員及び菊次太丸議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

浦 博宣議員 11票

熊井三千代議員 10票

梅崎 和弘議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、浦博宣議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました浦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

では、浦博宣議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

議長（浦 博宣君）（登壇）

ただいま議長の大役を仰せつかりました浦博宣です。大変その責任の重大さを痛感いたしておるところでございます。

私、今回の選挙におきましては「初心を忘れず、民意を代弁」というスローガンで戦ってまいりました。恐らく皆様方も柳川市民のために粉骨砕身頑張ろうというお気持ちで御当選をなされたと思います。

よく市政の発展のためには議会と執行部が両輪となってその事に当たるということをよく言われます。しかしながら、その前に、議会議員である私たち一人一人がその市民のためにどうなすべきか、市民の目線に立ってどう考えるべきかということが一番必要になってくると思っております。議会の融和をもって、一丸となって執行部と対等にやり合うことが一番の議会議員としての責務ではなからうかと思っております。そして、柳川市政の発展のため、市民の福祉増進のために、それぞれの思いで執行部と両輪となって頑張っていかなければならないと思っております。どうか最後まで皆様方の責任ある行動、御協力、御指導をいただきますように切にお願いを申し上げる次第であります。

甚だ粗辞であります、挨拶といたします。（拍手）

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

議長が決定いたしましたので、これにて議長と交代します。

議員各位の御協力、まことにありがとうございました。

〔仮議長、新議長と交代〕

議長（浦 博宣君）

ここで、日程3以降の案件の取り扱いにつきまして協議を行うため、暫時休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時53分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。今後の日程は、お手元に配付いたしております日程表に従い、順次議事を進行したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、今後の日程は日程表のとおり決定いたしました。

日程第3 選挙第2号

議長（浦 博宣君）

日程3 選挙第2号 副議長の選挙について。

これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はございませんか。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（浦 博宣君）

ただいまの出席議員22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（浦 博宣君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（浦 博宣君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔氏名点呼・投票〕

議長（浦 博宣君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（浦 博宣君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に江口義明議員及び菊次太丸議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（浦 博宣君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

河村 好浩議員 11票

伊藤 法博議員 8票

熊井三千代議員 2票

梅崎 和弘議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがいまして、河村好浩議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました河村好浩議員が議場におられますので、本席から会議規

則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

では、河村好浩副議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

副議長（河村好浩君）（登壇）

皆様おはようございます。ただいま副議長に御推挙いただきました河村でございます。議会運営がスムーズにいきますよう浦議長をしっかりと支えながら、皆様方の御協力を切にお願い申し上げまして、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単粗辞でございますが、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（浦 博宣君）

以上で副議長の御挨拶を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時31分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議席の指定について

議長（浦 博宣君）

日程4．議席の指定について。

議員の議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めとなっております。

お諮りいたします。議長席は22番、副議長席は1番とし、2番から21番の議席については、ただいま着席の議席を本議席に指定したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、ただいま着席のとおり決定いたしました。

日程第5 会期の決定について

議長（浦 博宣君）

日程5．会期の決定について。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は、本日27日から28日までの2日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日27日から28日までの2日間と決定いたしました。

日程第6 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程 6 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2 番江口義明議員及び21番三小田一美議員を指名いたします。

日程第 7 常任委員会委員の選任について

議長（浦 博宣君）

日程 7 . 常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議員各位の希望調査書は既に提出していただいておりますので、その調整を正副議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議がないようですので、そのように取り計らうことに決定いたします。

それでは、調整のため、ここで暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1 時44分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任につきましては、御提出いただきました希望調査書を考慮しつつ、調整に努めてまいりました。その結果、次のとおり指名することといたします。

総務常任委員会委員に近藤末治議員、伊藤法博議員、藤丸正勝議員、荒木憲議員、浦川和久議員、熊井三千代議員、佐々木創主議員、以上の 7 名の議員であります。

次に、建設経済常任委員会委員に田中雅美議員、三小田一美議員、諸藤哲男議員、河村好浩議員、樽見哲也議員、荒巻英樹議員、立花純議員、江口義明議員、以上の 8 名の議員であります。

次に、教育民生常任委員会委員に矢ヶ部広巳議員、梅崎和弘議員、白谷義隆議員、浦博宣議員、高田千壽輝議員、緒方寿光議員、菊次太丸議員、以上の 7 名の議員であります。

以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員が決定いたしましたので、各常任委員会を開催し、それぞれ正副委員長を決定していただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 1 時46分 休憩

午後 2 時12分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に荒木憲議員、副委員長に近藤末治議員。

建設経済常任委員会は、委員長に諸藤哲男議員、副委員長に立花純議員。

教育民生常任委員会は、委員長に高田千壽輝議員、副委員長に白谷義隆議員。

以上で報告は終わります。

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

議長（浦 博宣君）

日程 8 . 議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

副議長の河村好浩議員、総務常任委員長の荒木憲議員、建設経済常任委員長の諸藤哲男議員、教育民生常任委員長の高田千壽輝議員、議長において指名する委員は田中雅美議員、藤丸正勝議員、熊井三千代議員、荒巻英樹議員、以上の 8 名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 8 名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員が決定いたしましたので、議会運営委員会を開催し、正副委員長を決定していただきたいと思っております。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時14分 休憩

午後 2 時24分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に藤丸正勝議員、副委員長に熊井三千代議員。

以上、報告を終わります。

一部事務組合議会議員選挙を行います。

議員各位の希望調査書を既に提出していただいておりますので、その調整を正副議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議がないようですので、そのように取り計らうことに決定いたします。

あわせて農業委員、監査委員についても調整に入りますので、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 4 時 18 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 選挙第 3 号

議長（浦 博宣君）

日程 9 . 選挙第 3 号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について。

これより選挙第 3 号 花宗太田土木組合議会議員の選挙を行います。

本件についてお諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、花宗太田土木組合議会議員に矢ヶ部広巳議員、梅崎和弘議員、浦川和久議員、樽見哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました 4 名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 選挙第4号

議長（浦 博宣君）

日程10．選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙について。

これより選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙を行います。

本件についてお諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、柳川みやま土木組合議会議員に近藤末治議員、三小田一美議員、藤丸正勝議員、諸藤哲男議員、荒木憲議員、佐々木創主議員、江口義明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました7名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました7名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第11 選挙第5号

議長（浦 博宣君）

日程11．選挙第5号 有明広域葬斎施設組合議会議員の選挙について。

これより選挙第5号 有明広域葬斎施設組合議会議員の選挙を行います。

本件についてお諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、有明広域葬斎施設組合議会議員に田中雅美議員、白谷義隆議員、諸藤哲男議員、荒
木憲議員、河村好浩議員、荒巻英樹議員、立花純議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました7名の議員を本選挙の当選人と定
めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名の議員が本選挙に当選されま
した。

ただいま本選挙に当選されました7名の議員が議場におられますので、本席から会議規則
第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第12 選挙第6号

議長（浦 博宣君）

日程12．選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙について。

これより選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件についてお諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、大川柳川衛生組合議会議員に伊藤法博議員、藤丸正勝議員、浦川和久議員、樽見哲

也議員、立花純議員、菊次太丸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました6名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました6名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第13 選挙第7号

議長（浦 博宣君）

日程13．選挙第7号 東山老人ホーム組合議会議員の選挙について。

これより選挙第7号 東山老人ホーム組合議会議員の選挙を行います。

本件についてお諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、東山老人ホーム組合議会議員に高田千壽輝議員、熊井三千代議員、緒方寿光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第14 選挙第8号

議長（浦 博宣君）

日程14．選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について。

これより選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

本件についてお諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

では、福岡県介護保険広域連合議会議員に私、浦博宣を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました議員を本選挙の当選人と定めるこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました浦博宣が本選挙に当選いたしまし
た。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第15 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程15．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、20番梅崎和弘議員の除斥を求めます。

〔梅崎和弘議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に梅崎和弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました梅崎和弘議員を柳川市農業委員会

委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、梅崎和弘議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで、梅崎和弘議員の除斥を解きます。

〔梅崎和弘議員入場〕

日程第16 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程16．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、17番田中雅美議員の除斥を求めます。

〔田中雅美議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に田中雅美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました田中雅美議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、田中雅美議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで田中雅美議員の除斥を解きます。

〔田中雅美議員入場〕

日程第17 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程17．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、16番藤丸正勝議員の除斥を求めます。

〔藤丸正勝議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に藤丸正勝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました藤丸正勝議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、藤丸正勝議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで藤丸正勝議員の除斥を解きます。

〔藤丸正勝議員入場〕

日程第18 柳川市農業委員会委員の推薦について

議長（浦 博宣君）

日程18．柳川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、18番樽見哲也議員の除斥を求めます。

〔樽見哲也議員退場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

柳川市農業委員会委員に樽見哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました樽見哲也議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、樽見哲也議員を柳川市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで樽見哲也議員の除斥を解きます。

〔樽見哲也議員入場〕

日程第19 議案第83号

議長（浦 博宣君）

日程19．議案第83号 柳川市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、9番近藤末治議員の除斥を求めます。

〔近藤末治議員退場〕

議長（浦 博宣君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程19．議案第83号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市監査委員について、本市議会議員のうちから近藤末治氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

どうぞ御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（浦 博宣君）

本案について質疑を行います。質疑をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり近藤末治議員の監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり近藤末治議員の監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

ここで近藤末治議員の除斥を解きます。

〔近藤末治議員入場〕

議長（浦 博宣君）

お諮りします。議会広報編集特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程20として議題にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、議会広報委員会の設置についてを追加日程第20として議題とすることに決定しました。

追加日程第20 議会広報編集特別委員会の設置及び委員の選任について

議長（浦 博宣君）

追加日程20．議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、9名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本件については9名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名いたします。

荒木憲議員、熊井三千代議員、浦川和久議員、荒巻英樹議員、立花純議員、江口義明議員、梅崎和弘議員、緒方寿光議員、菊次太丸議員の以上9名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の議員を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、後日、議会広報編集特別委員会を開催していただき、正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事項調査付託の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程21として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、閉会中の所管事項調査付託の申し出については、追加日程第21として

議題とすることに決定しました。

追加日程第21 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査申し出
について

議長（浦 博宣君）

追加日程21．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出については、お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員会及び議会運営委員会より所管事項を平成27年3月末日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件については、申し出のとおり、所管事項調査を平成27年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり、所管事項調査を平成27年3月末日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、平成26年第5回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午後4時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会臨時議長 矢ヶ部 広 巳

柳川市議会議員 江 口 義 明

柳川市議会議員 三小田 一 美

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月4日	木	本 会 議	開会・提案理由説明
12月5日	金	考 案 日	
12月6日	土	休 会	
12月7日	日	休 会	
12月8日	月	本 会 議	議案質疑
12月9日	火	考 案 日	
12月10日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	木	本 会 議	一 般 質 問
12月12日	金	休 会	
12月13日	土	休 会	
12月14日	日	休 会	
12月15日	月	委 員 会	
12月16日	火	委 員 会	
12月17日	水	委 員 会	
12月18日	木	事務整理日	
12月19日	金	事務整理日	
12月20日	土	休 会	
12月21日	日	休 会	
12月22日	月	本 会 議	採決・閉会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 8 4 号	専決処分の承認について（専決第13号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第5号））	26.12.8	承 認
議 案 第 8 5 号	平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	26.12.22	原案可決
議 案 第 8 6 号	平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	26.12.22	原案可決
議 案 第 8 7 号	平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について	26.12.22	原案可決
議 案 第 8 8 号	柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.22	原案可決
議 案 第 8 9 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	26.12.22	原案可決
議 案 第 9 0 号	柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.8	原案可決
議 案 第 9 1 号	柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.8	原案可決
議 案 第 9 2 号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.22	原案可決
議 案 第 9 3 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	26.12.8	原案可決
議 案 第 9 4 号	柳川市民会館の指定管理者の指定について	26.12.22	原案可決
議 案 第 9 5 号	有明広域葬斎施設組合規約の変更について	26.12.22	原案可決
議 案 第 9 6 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	26.12.22	原案可決

報 告

報 告 第 10 号	専決処分の報告について（専決第 8 号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.4	報 告
報 告 第 11 号	専決処分の報告について（専決第 9 号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.4	報 告
報 告 第 12 号	専決処分の報告について（専決第10号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.4	報 告
報 告 第 13 号	専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.4	報 告
報 告 第 14 号	専決処分の報告について（専決第12号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.4	報 告
報 告 第 15 号	専決処分の報告について（専決第14号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.4	報 告
報 告 第 16 号	専決処分の報告について（専決第15号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.22	報 告
報 告 第 17 号	専決処分の報告について（専決第16号 和解及び損害賠償額の決定）	26.12.22	報 告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 1 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願	26.12.22	採 択

平成26年12月4日（木曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成26年12月4日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	石橋義浩
教	育	黒田一治
総務	部長	大坪正明
会計	管理者	武藤正純
市民	部長	石橋眞剛
保健	福祉部長	高崎祐二
建設	部長	野田彰
産業	経済部長兼大和庁舎長	安藤和彦
教育	部長兼三橋庁舎長	石橋正次
消	防	橋本祐二郎
人	事	秘書課長
総	務	課長
企	画	課長
財	政	課長
税	務	課長
健	康	づくり課長
福	祉	課長
学	校	教育課長
生	涯	学習課長
建	設	課長
農	政	課長
水	路	課長
		平田敬介
		白谷通孝
		椛島謙治
		島添守男
		木下隆
		樽見孝則
		原忠昭
		松藤敏彦
		松尾強
		中村敬二郎
		成清博茂
		松永泰治

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三		
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長
議	会	事	務	局	庶	務	係	長			
						池	末	勇	人		
						亀	崎	公	徳		

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成26年7月分、8月分、9月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第84号 専決処分の承認について（専決第13号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第5号））
- 日程（４） 議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
 議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程（５） 議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 議案第90号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第91号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第93号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程（６） 議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定について
 議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について
- 日程（７） 報告について
- 1 報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定）
 - 2 報告第11号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定）
 - 3 報告第12号 専決処分の報告について（専決第10号 和解及び損害賠償額の決定）
 - 4 報告第13号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定）
 - 5 報告第14号 専決処分の報告について（専決第12号 和解及び損害賠償額の決定）
 - 6 報告第15号 専決処分の報告について（専決第14号 和解及び損害賠償額

の決定)

日程(8) 請願について

- 1 請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

午前10時 開会

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成26年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、10月27日に設置いたしました議会広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に荒巻英樹議員、副委員長に緒方寿光議員であります。

次に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長(金子健次君)(登壇)

皆さんおはようございます。本日は、平成26年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、市長会及び広域で構成する協議会、期成会等について御報告いたします。

10月6日に飯塚市におきまして第127回福岡県市長会が開催されました。議案審議では「公務員の給与制度の総合的見直しに関する決議」及び一部新規議案「地域福祉施策等の充実・強化について」など8議案全てが承認、決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

10月16日に佐賀県唐津市で開催されました第115回九州市長会総会では、福岡県から提案いたしておりました「農林水産業の振興について」など5議案を含む全16議案が承認、決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ強く要望することになったところでございます。

次に、私が会長を務めております福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会を11月11日に開催し、要望活動について協議を行うとともに、有明海の海況について県より説明を受け

たところであります。

このほか、10月14日に別府市で開催されました九州農地海岸保全協会の役員会、総会、研修会に、また、11月4日には大牟田市で開催されました熊本県の荒尾市、南関町、長洲町を含む4市2町で構成する有明圏域定住自立圏推進協議会に出席いたしました。

なお、九州農地海岸保全協会の総会では副会長に選出されたところでございます。

11月10日に九州農政局において初めて開催された新たな農業・農村政策等についての意見交換会に出席し、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会と九州農政局の幹部の皆様と意見交換をしております。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず初めに、10月8日に福岡県知事と福岡県議会議長に対し、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する要望として、「可能な限りの情報の提供」と「空港利用については本市の意向を十分に踏まえること」の2点を強く要望いたしました。

翌月の5日には佐賀県知事に対して、さきの福岡県への要望に加え、「佐賀県との合意書の規定に基づき、誠意をもって本市と協議すること」及び「佐賀空港の西方向からの計器飛行による着陸も可能となるようILS（自動着陸誘導装置）の増設」を強く要請したところでございます。

また、10月9日には福岡県議会農林水産委員会管内視察におきまして、本市から農業・漁業に関する「農業経営に係る燃料費の負担軽減について」や「漁港及び漁船基地の航路・泊地における堆積泥土の処理について」など15項目の要望を行いました。

11月6日には高潮対策のための「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進について、地元の河川改修協議会役員の皆様とともに九州地方整備局及び筑後川河川事務所に、さらに、11月18日に国土交通省及び地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための必要な事業予算の確保についての要望活動を行ったところでございます。

翌日の11月7日には私が会長を務めております有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきまして九州農政局に対し、さらに、11月19日には農林水産大臣を初め、同省幹部並びに地元選出国會議員に対し、各事業のさらなる進捗と事業費の確保により防災機能を備え、親水性に配慮するなど、調和のとれた総合的な有明海東部海岸保全事業の促進について政策提案を行いました。

11月27日には主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会及び大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会より福岡県に対し、要望を行っております。

主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会においては、予算の確保とともに、早期完成のための全体事業計画の確立及び事業促進とあわせて、沖端川工区の早期完成を要望し、また、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会におきましては、事業未着手区間の早期整備と必要な予算の確保等を要望いたしました。

翌日の28日には福岡県有明海漁業振興対策協議会におきまして福岡県に対し、有明海の水産業振興のため、「有明海再生特別措置法に基づく有明海対策事業の継続について」や「ノリの輸入割当枠（IQ枠）の堅持について」「アサリ等漁業育成のための施策の推進について」など8項目の要望活動を行ったところでございます。

そのほか、会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会や福岡県海岸協会を初め、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、国道443号道路整備促進期成会、筑後七国商工観光推進協議会より、それぞれ関係する国の省庁及び地元選出国會議員、さらに福岡県等に対し、事業の早期促進と予算の確保等について要望、提案を行いました。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

まず初めに、9月18日に豊原、皿垣、有明の3校区のコミュニティセンター建築工事起工式が行われました。来年春には完成し、地域コミュニティの活動拠点となることを大いに期待いたしております。

9月26日にはJ A柳川の幹部と園芸部会長会の皆様とともに福岡大同青果での販売促進会議に出席いたしました。会議では、市場の幹部の皆様と「本市の園芸の概要と取り組み方針」や「J A柳川への期待や要望について」、大いに意見が交わされました。

市民待望の国道208号浦島橋かけかえ事業起工式が10月11日にとり行われました。浦島橋は昭和31年に架設され、幅も狭く老朽化が進んでおりました。かけかえにより、耐震性の向上と渋滞の緩和、歩行者等の安全の確保が期待されております。

10月26日には昨年から改築工事を行っていた柳川市民武道場の開場式をとり行いました。11月1日から利用を開始し、利用者からは安全性と利便性が格段に向上し、大いに喜ばれております。

11月4日には行政区長の皆様に市政の報告を行うとともに、市政の課題について意見交換を行うため、三橋公民館で行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では、行政報告を行った後、区長会から事前に御質問いただいていた「河川のしゅんせつについて」や「国、県のインフラ事業の推進について」「住環境改善について」など9項目の事項にお答えいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接お伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

11月13日から15日の3日間、立花財団主催の「立花家歴史物語」の事業にあわせて東京プロモーションを行ってまいりました。立花家ゆかりの地である東京都台東区の皆様との交流を行うなど、立花家を通して大いに本市をPRすることができました。

あわせて、14日には白秋先生生誕130年に当たる来年1月25日に開催予定の「白秋サミット」に参加いただくため、白秋先生と関連が深い神奈川県の小田原市と三浦市を訪問し、両市長に案内を行ってまいりました。

11月21日には国の文化審議会より、北原白秋先生の詩歌の源泉となった景観水郷柳河^{すいきょうやながわ}が国の名勝指定への答申が出されました。名勝指定は、長年にわたり水との共生を図ってきた先人たちの歴史と市民が取り組んできた水環境と景観保全が実ったものであります。今後、さらにこの文化遺産を後世に継承する取り組みを推進するとともに、水郷の風景に抱かれ、水に親しみ、豊かで特色のある地域文化を築いていきたいと思っております。国の名勝指定により本市の活性化につなげていくことができればと期待しているところでございます。

11月22日、23日の2日間、農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する当地域最大の市民まつりであります「第10回柳川よかもんまつり」を開催いたしました。

今回のよかもんまつりも多くのお客様が来場され、盛況のうちに終えることができ、元気な柳川を市内外に大いにPRできたものと思っております。これもひとえに、実行委員会を初め、多くの皆様の御理解と御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。

最後に、ノリの採苗については、台風19号接近の影響で5日間延期となった10月15日にノリ養殖が解禁となり、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。有明海の栄養分の状態もよく、順調に成長し、私は上京中のため参加できませんでしたが、11月25日に九州ではトップを切って乾ノリ初入札会が開催されました。種つけ以降、天候に恵まれ、高品質の新ノリが昨年より2万枚多い1億1,200万枚が出荷され、売上高は179,000千円増の1,609,000千円でした。過去10年間で最高値がつき、上々のスタートとなりました。この先も引き続き海況の安定により福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」が質、量ともにこれまで以上に恵まれることを切に願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、12月2日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月4日から22日までの19日間といたしており、その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、5日は考案日、6日、7日は休日、8日は休会、9日は議案質疑、10日は考案日、それから、10日、11日、12日を一般質問、13日、14日は休日、15日、16日、17日を委員会、18日、19日は事務整理日、20日、21日は休日

で休会、22日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3・議案第84号から日程6・議案第95号までの12議案の一括上程であります。

日程7が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程8が請願についてで、本定例会に請願1件が提出されており、請願第1号は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第84号を議題とし、質疑終了後、即決といたします。

次に、議案第85号から議案第87号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第85号は総務委員会に審査を付託、議案第86号は教育民生委員会に審査を付託、議案第87号は建設経済委員会に付託といたしております。

次に、議案第88号から議案第93号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第88号は教育民生委員会に審査を付託、議案第89号は総務委員会に審査を付託、議案第90号及び議案第91号の2議案は即決、議案第92号は教育民生委員会に審査を付託、議案第93号は即決といたします。

次に、議案第94号及び議案第95号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第94号は教育民生委員会に審査を付託、議案第95号は総務委員会に審査を付託といたします。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番菊次太丸議員及び20番梅崎和弘議員を指名いたします。

日程第3～第6 議案第84号～議案第95号

議長（浦 博宣君）

日程 3 . 議案第84号から日程 6 . 議案第95号までの12議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回、御提案いたします議案第84号から議案第95号までの12議案について御説明申し上げます。

まず、議案第84号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、本年11月21日に衆議院が解散したことから、当該議員選挙に係る経費について緊急に予算措置を講じる必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年度柳川市一般会計補正予算（第5号）として平成26年11月21日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の規模といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,698千円を追加し、予算の総額を31,633,246千円といたしましたものであります。

予算の内容としましては、歳出において、投開票立会人の報酬、臨時職員の賃金、投開票従事者の報償費などの経費として2款・総務費に23,698千円を追加し、歳入においては、その財源として14款・県支出金に同額を追加したものであります。

次に、議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506,197千円を追加し、予算の総額を32,139,443千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、議員及び特別職並びに各款にわたります一般職の人員費につきましては、45,420千円を増額しております。これは主に人事院勧告による一般職の月例給与や勤勉手当の支給率の引き上げ並びに議員及び特別職の期末手当の支給率の引き上げによるものと、新任議員の期末手当については、条例に基づき在任期間により支給率が引き下げられることによるものであります。

なお、今回の補正におきましては、職員の人事異動に伴う人員費の調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

次に、議員及び特別職並びに一般職の人員費以外について款ごとに御説明申し上げます。

2款・総務費は、94,030千円を増額補正しております。

内容としましては、ふるさと元気応援基金への積立金、市税過年度還付金、マイホーム取得支援事業補助金、防犯灯設置補助金等を計上しております。

また、一般管理費に計上しております公課費につきましては、測量士や建築士などへの報酬、料金に対する源泉徴収について、所得税法第204条第1項第2号の規定に基づき適切に

行われているか、大牟田税務署より自己点検を求められたところ、調査の結果、個人事業主である建築士に対する業務委託料の支払いにおいて源泉徴収漏れのあることがわかりましたので、源泉徴収税、不納付加算税、延滞税を支出するものであります。

なお、源泉徴収漏れした額につきましては、今後、各個人事業主に対し返還を求めていくことにしております。

3款・民生費は、423,220千円を増額補正しております。

内容としましては、利用者の増加などに伴う自立支援給付費や障害児通所給付費、保育所運営費のほか、保育所施設整備事業費補助金、生活保護費国庫支出金返還金などを増額しております。

なお、保育所施設整備事業費補助金につきましては、大和保育園の園舎改築に対する補助金及び柳川幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するに当たり、保育所機能部分を増設することに伴う施設整備補助金であります。

6款・農林水産業費は、17,630千円を増額補正しております。

内容としましては、農業振興費で青年就農給付金、法人化支援補助金、水産業費振興費で大和漁協蛍光顕微鏡設置事業補助金、そのほか、沖端漁港県単事業負担金等を計上しております。

法人化支援補助金につきましては、集落営農組織が法人化を行うに当たって必要となる定款の作成や登記申請手続費用などを補助するものであり、今回、14団体分を計上しております。

また、大和漁協蛍光顕微鏡設置事業補助金につきましては、ノリ養殖業において、夏場のカキ殻の管理や適正な採苗を行うために必要な顕微鏡が整備から20年以上が経過し、故障が頻繁に発生するなど業務に支障が生じ、更新が必要となったことによるものであります。

7款・商工費は、3,507千円を増額補正しております。

内容としましては、中小企業者等融資資金の早期完済件数の増加による信用保証料補助金及び合併10周年に当たり各種イベントが予定されていることから、これを機会に本市の魅力を発信するため、プロモーション活動を重点化することに伴うパンフレット及び観光宣伝物配布用袋作製費用であります。

8款・土木費では、7,894千円を増額補正しております。

内容としましては、老朽危険家屋等除却促進事業補助金、遊歩道整備事業費、西鉄柳川駅周辺地区事業で整備を行っている自由通路や駅前広場の供用開始に伴う関連費用であります。

老朽危険家屋等除却促進事業補助金については、既に当初予算を上回る申請が行われており、良好な生活環境の形成や市民の安全・安心の向上に努めるため、県の補助事業を活用して事業の進捗を図るものであります。

また、柳川駅周辺地区事業費につきましては、来年3月に柳川駅東西を結ぶ自由通路及び

駅前広場が供用開始をする予定であることから、これにあわせて、来年2月から4月に本市で開催される各種イベント等を紹介するパンフレットを作成し、2月に予定されているさげもん列車の出発式にあわせて配布することにより、今まで以上の集客を図るなど本市のにぎわいづくりに努めるものであります。

9款・消防費では、14,045千円を増額補正しております。

内容としましては、浸水想定区域など避難体制整備が困難な地域で、市民の安全・安心の向上に努めるため避難計画を見直すことにしていますが、この見直しに伴い、避難所運営に新たに必要となる床マットなどの資機材を整備するもので、財源としては全額県の補助金を活用することとしております。

10款・教育費では、14,853千円を増額補正しております。

内容としましては、本年8月24日からの豪雨により名勝立花氏庭園内、松濤園南側の外堀に面した石積み護岸の崩落に伴う復旧に要する補助金、豊原、皿垣、有明校区コミュニティセンターが来年4月に開館する予定であることから、3月に主事補の研修を行うための1カ月分の人件費及び維持管理費、10月13日の台風19号の影響により倒壊した市民体育館駐輪場の設置工事費などを計上しております。

12款・公債費では、86,842千円を減額補正しております。

内容としましては、利率の見直し方式で借り入れた地方債の元金の確定及び平成25年度借り入れ地方債の利率確定などにより元金及び利子をそれぞれ減額しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では、普通交付税につきまして35,344千円を増額補正しております。

11款・分担金及び負担金では、保育料につきまして2,200千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では、自立支援給付費、障害児通所給付費等51,942千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、保育所緊急整備事業補助金等208,241千円を増額補正しております。

15款・財産収入では、積立基金利子3,158千円を増額補正しております。

16款・寄付金では、ふるさと寄付金等22,411千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、170,779千円を増額補正しております。

19款・諸収入では、源泉徴収返還金等12,122千円を増額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費では、中山集会所駐車場付帯施設整備事業費など11件につきまして翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

次に、議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴い、人件費を増額する必要が生じたため、必要な額を補正しようとするものであります。

歳入については職員給与費等繰入金を、歳出については総務管理費の給料、職員手当等の人件費をそれぞれ補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ3,581千円を追加し、補正後の予算総額を9,564,808千円とするものであります。

次に、議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、当該人件費を増額するものであります。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、既定の支出予算額に674千円を追加し、支出総額を1,443,772千円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出では、既定の支出予算額に756千円を追加し、支出総額を593,195千円とするものであります。

次に、議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づく柳川市いじめ防止基本方針の策定に伴い、市長部局と教育委員会部局のそれぞれに附属機関として柳川市立学校におけるいじめ問題の調査等を行う委員会を設置しようとするものであります。

次に、議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案された国家公務員の給与法案が可決成立しましたので、本市においても職員の給料及び勤勉手当等が国に準じた取り扱いとなるよう、給与条例の一部を改正しようとするものであります。

また、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当についても、人事院勧告に基づく支給月数の改正にあわせて改正しようとするものであります。

次に、議案第90号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成26年4月に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の改正とともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用している条文について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第90号と同様に、条例に引用されている中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されたため、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険条例も同様に改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、平成27年1月1日以後の出産について、出産育児一時金の支給額のうち、一般分を390千円から404千円に引き上げるものであります。

なお、あわせて国民健康保険規則で加算分を引き下げることとしており、支給額そのものは改正前と同額であります。

次に、議案第93号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行により児童扶養手当法が改正されることに伴い、条例に引用されている条文の整備を行うものであります。

次に、議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市民会館の管理については、平成18年4月1日からよりよいサービスの提供と経費の削減を目的として指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末の平成27年3月31日で指定期間が満了いたしますので、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により新年度からの指定管理者を選定するため、公募をいたしたところであります。

経過を申し上げますと、平成26年10月3日に公募の告示をし、10月23日から10月29日まで公募の受け付けをいたしましたところ、九州ビルサービス株式会社1社のみ応募でありました。その後、11月7日に柳川市指定管理者選定委員会が開催され、指定管理者の候補者選定に係る審議がなされたところであります。審議の結果、九州ビルサービス株式会社は柳川市民会館の指定管理者の候補者として適当であるとの報告がっており、当該事業者を指定管理者の候補者として選定し、御提案をするものであります。

なお、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、柳川市及びみやま市のごみ処理事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加え、あわせて同組合の名称を変更しようとするもので、同組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、12議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 報告について

議長（浦 博宣君）

日程7．報告について。

報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定）について、報告第11号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定）について、報告第12号 専決処分の報告について（専決第10号 和解及び損害賠償額の決定）について、報告第13号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定）について、報告第14号 専決処分の報告について（専決第12号 和解及び損害賠償額の決定）について及び報告第15号 専決処分の報告について（専決第14号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第10号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年10月29日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、柳川市選挙管理委員会が柳川市議会議員一般選挙に係る公営ポスター掲示場を柳川市西浜武の三綱自動車工業有限会社の入り口のフェンスに設置していたところ、平成26年10月5日に台風18号の強風の影響により同掲示板が倒壊し、支柱としていたフェンスを破損したものであります。この事故に係る損害賠償額を194,400円と決定し、相手側と示談したところでございます。

次に、報告第11号から報告第14号までの専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年11月6日付、平成26年11月13日付、平成26年11月17日付で、それぞれ専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成26年10月13日午後8時15分ごろ、柳川市民体育館敷地内に設置の駐輪場が台風19号の影響により倒壊し、駐輪場内に駐車していた市民体育館利用者の原付バイク6台の前方部分に直撃し、破損をさせたものであります。この事故に係る原付バイ

ク6台のうち、修理費等が確定した4台の損害賠償額を242,621円と決定し、相手側と示談いたしたところでございます。

なお、損害賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険で対応しております。

次に、報告第15号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年11月21日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成26年10月24日午後3時30分ごろ、有明海沿岸道路柳川西インターチェンジ入り口交差点内において、大川市における公務終了後に帰庁していた本市職員が同交差点を右折中に、対向車線を直進してきた相手方車両と接触事故を起こしたものであります。この事故に係る損害賠償額を7,630円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたして、報告についてを終了いたします。

日程第8 請願について

議長（浦 博宣君）

日程8 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は、お手元に配付しておりますとおり、1件であります。

お諮りいたします。請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

平成26年12月8日（月曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成26年12月8日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副	市長	石橋	義浩
教	育長	黒田	一治
総	務部長	大坪	正明
会	計管理者	武藤	正純
市	民部長	石橋	眞剛
保	健福祉部長	高崎	祐二
建	設部長	野田	彰
産	業経済部長兼大和庁舎長	安藤	和彦
教	育部長兼三橋庁舎長	石橋	正次
消	防長	橋本	祐二郎
人	事秘書課長	平田	敬介
総	務課長	白谷	通孝
企	画課長	椛島	謙治
財	政課長	島添	守男
税	務課長	木下	隆
健	康づくり課長	樽見	孝則
福	祉課長	原	忠昭
学	校教育課長	松藤	敏彦
生	涯学習課長	松尾	強
建	設課長	中村	敬二郎
農	政課長	成清	博茂
水	路課長	松永	泰治

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	長	高	巢	雄	三
議	会事務局	次長兼議事係長	亀	崎	公	徳
議	会事務局	庶務係長	池	末	勇	人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第84号 専決処分の承認について(専決第13号 平成26年度柳川市一般会計補正予算(第5号))

- 2 議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
- 3 議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 4 議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 6 議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について
- 7 議案第90号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 8 議案第91号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 9 議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 10 議案第93号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について
- 11 議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定について
- 12 議案第95号 有明広域葬斎施設組合理約の変更について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第84号 専決処分の承認について（専決第13号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第84号 専決処分の承認について（専決第13号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第5号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
及び議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
の以上3件を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第93号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第90号 柳川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第91号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第93号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定について及び議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定については、教育民生

委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第95号 有明広域葬斎施設組合理約の変更については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時8分 散会

平成26年12月10日（水曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成26年12月10日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
教	育	石	橋	正	次
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	樽	見	孝	則
福	祉	原		忠	昭
学	校	松	藤	敏	彦
生	涯	松	尾		強
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	松	永	泰	治
子	育	大	石	涼	子
水	道	田	中	安	幸
観	光	松	藤	満	也
ま	ち	大	淵	洋	祐
一	般	梅	崎	誠	治
廃	棄				
物	広				
域	処				
理	施				
設	整				
備	準				
備	室				
長					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	亀	崎	公	徳				
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
					末	勇	人		

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	5番 立花 純	1. これからの柳川創り (1) 地方創生法成立にともなう、柳川市総合策定について (2) 学童保育業務について (3) 市民グラウンド代替地等について (4) 公用地等の活用について	市長
2	6番 荒巻 英樹	1. 「水郷柳河」の国の名勝指定への答申について 2. 水道事業について 3. 合併10周年を控えて市民の一体感の醸成について	市長 " "
3	20番 梅崎 和弘	1. 柳川市議会議員選挙事務におけるトラブル対策について 2. 米価の大幅な下落と柳川市における農業政策について 3. 国保税の状態について 4. 子ども医療費無料化の拡大	市長 " " "
4	10番 佐々木 創主	1. 柳川市財政の現状と課題 (1) 財政計画 (2) 行財政改革 2. 「水郷柳河」名勝指定と景観	市長 "
5	19番 伊藤 法博	1. 今後の施設整備について 2. 本市の公共交通のあり方について	市長 "

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(浦 博宣君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきま

す。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も、簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、5番立花純議員の発言を許します。

5番（立花 純君）（登壇）

皆様おはようございます。5番、柳誠クラブ、立花純でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問に入らせていただく前に、私ごとでございますが、このたびの柳川市議会議員選挙におきまして、ありがたくも再び栄光の柳川市議会議員の仲間に入らせていただきました。選挙戦を通して、市民の皆様よりいろいろな御意見をいただきました。その中で、一番感じたことは、まず、身近な存在である市議会議員や市議会が期待されていない現実であります。そこには、議員が本来やるべき活動をしていない、要望に対して議会が応えていない、何をしているのかわからないという市民の率直な疑問があるように感じました。選ぶ側の市民と選ばれる側の議員のお互いが見えていない、コミュニケーション不足であります。

我々議会人は、市民による二元代表制で選ばれた者としての立場を再認識し、政策決定の機能と監視、評価の役割を市民の皆様理解をいただくよう実践、実現しなければならないと思います。

どうぞ諸先輩議員の皆様並びに金子市長初め執行部の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、国会では去る11月21日の参議院本会議で、まち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法が可決いたしました。再生法は、2015年度から5年間の人口減少対策の取り組み方針、いわゆる総合戦略の策定をするものであります。同法は、本市でも深刻な社会問題となっております人口減少に歯どめをかけ、東京など大都市への一極集中を是正するため、女性の出産や育児をしやすい環境づくりや地方での雇用創出を進めることを基本理念に掲げるものであります。

今後、各都道府県と市町村には各地の実情に応じた地方版総合戦略をつくる努力義務が課せられます。本市におきましても、2016年3月までに柳川市版総合戦略を作成するよう求められます。改正地域再生法は、自治体が企業立地の促進など、地域支援策を申請する場合に国の窓口を一本化し、手続を簡素にして自治体の負担を減らす狙いがあります。

今回、私は6月議会におきまして一般質問しました内容に続き、これからの柳川づくりにつきまして質問をさせていただきたく思います。

詳細質問は一問一答方式にて自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

5番（立花 純君）続

冒頭申し上げました今回の地域再生法成立につきまして、本市の総合戦略策定についてのお考えを金子市長にお聞きします。また、本市の現状と課題を具体的にお聞かせください。

市長（金子健次君）

おはようございます。それでは、立花議員の質問にお答えをいたします。

11月21日に、まち・ひと・しごと創生法が国で成立をいたしました。この法律では、少子・高齢化に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、地方に住みよい環境を確保することで将来にわたり活力ある社会を維持していくことが示されております。また、基本的な考え方や具体的な取り組み等を示す長期ビジョン、総合戦略の骨子が国より既に示されております。この内容を踏まえた自治体版の長期ビジョンや総合戦略について、平成28年3月までの策定を国より求められているところでございます。そのため、先月、私を含む三役と全部長で組織する柳川市定住促進創生本部を立ち上げたところでございます。この本部では、横の連携を強化することで縦割り行政の弊害をなくすとともに、みずからリーダーシップをとることで全庁挙げて一体的に取り組む体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、本市の人口減少の要因の一つとして、20代から30代といった若者世代の転出超過が大きな課題となっております。そのため、11月25日に柳川市定住促進若者会議を設置いたしました。若者が定住化に向けてどんなことを考えているのか、どうすれば転出が抑えられるのか、どういう魅力があれば若者を市内に呼び込めるのかといった課題につきまして、若者の率直な意見を聞きながら、今後対策を打つべき具体的プランの検討を始めたところでございます。

また、この人口減少問題は片手間で取り組めるものではないため、来年4月には、まち・ひと・しごと創生法で示す総合戦略策定などを視野に入れた専門の部署を設置したいと考えております。この部署では、国の情報収集はもちろん、人口動態の分析、就業者の構造や経済指標、子育てに関するニーズなど定住促進に関係する事項について客観的、具体的なデータを分析しながら、本市の現状や課題をさらに掘り下げて把握したいと考えているところでございます。

そうした分析結果を踏まえまして、柳川市定住促進若者会議から出される意見を加味いたしまして、最終的には柳川市定住促進創生本部におきまして方針を決定し、柳川の実情に応じた、柳川ならではの総合戦略を平成28年3月までに策定したいと考えております。

今後国も国の動向を注視しつつ、情報収集に努め、地域創生という時代の潮流に乗りおくれることのないように、スピード感を持ちつつ取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。私が思います本市の現状は、急激な人口減少と高齢化に直面して

おります。地域産業の停滞並びに活力が非常に低下しつつあります。また、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成されつつあります。拡散した市民の安定した生活を支える市民サービスの提供が将来、困難となるおそれが非常に予想されます。部分的な問題への対処療法では間に合わないと思います。

柳川市全体の観点から取り組みを強力に推進する必要があると思いますので、どうぞ市長におかれましては、創生法やこの戦略につきましても大所高所から見て、しっかりした策定をして、柳川市の将来のまちづくりに取り組んでいただきたいと思いますので、お願い申し上げます。

続きまして、質問に入ります。

私は、子育て世代であります。子育て世代の親の多くは生産年齢人口の該当者で、かつ共働きであります。柳川市を中心にしっかり働いていただき、将来の柳川づくりにおいて大切な年齢層であります。よく相談を受ける共働き世代の悩みについてお尋ねをいたします。

それは、小1の壁です。未就学児を対象とする保育所では、基本的には午後6時まで、それ以降の延長保育希望者には午後7時までです。一部の保育所では7時半までやられているところもあります。小学生になりますと、そのほとんどの小学校と併設された学童保育所サービスが受けられるようになります。しかし、学童保育所は保育所と違いまして、午後6時までの受け入れです。久留米市などでは、平日に限り午後7時まで学童保育所事業を実施されており、現役の子育て世代にはなくてはならない大切な行政サービスになっております。

お尋ねをしたいと思います。各学童保育所は、内規で原則3年生までの入所要件となっておりますが、各学童保育所の定員に対しての学年ごとの利用者数をお教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

現在、学童保育所につきましては、皿垣校区を除く18校区で540名の児童をお預かりしております。その中で、4年生以上の児童を受けている学童保育所は6カ所ございます。また一方で、希望者の人数の関係で3年生が入所できなかった学童保育所が2カ所ございます。以上です。

5番（立花 純君）

それでは続きまして、地域ごとの入所者の傾向をお教えいただけますでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

学童保育所の開設につきましては、まず、保護者からの要望等により、これまでもPTA、また校長、教育委員会関係の方、地域の方などから協議をしていただきながら、また、その当時、アンケート等の調査、またニーズ調査を把握しながら開所に至っております。現在、学童保育所のニーズ調査につきましては、開設の当時にそれぞれ学童保育所の開設においてニーズ調査を行って、今、開所をしております。

利用のニーズにつきましては、最近で開設したところについては大和校区のほうで30名の

ニーズがございました。それから、中島校区が20名、いずれも10名以上のニーズがございました。数字については、具体的な数字を持ち合わせておりません。

以上でございます。

5番（立花 純君）

今、市長の施策でもありますが、各小学校区に併設して学童保育所を順次充実していただいておりますが、私は、町部に住む保護者の立場でいいますと、このニーズ調査、アンケート等を実施されているということでございますが、内規で3年生までは基本的に大丈夫ですよというふうになってはいますが、やはり共働き、子育て世代の中では2年生で、もしくは1年生で入れなくなったという経緯を聞きます。それはやはり新1年生を優先するが余り、新3年生の対象になる方は御遠慮したいと、最悪のケースは兄弟が1年生と4年生でというようなことで、兄弟が離れ離れになるような案件も聞いております。やはりこういった学童保育所の運営、行政サービスというのは、現状、もう少しフレキシブルに、それこそ本当のニーズなんですね。それを勘案して、共働き世代、真にこの学童保育所事業を要望される方の身になって御対応いただくようお願いいたします。ちょっとお考えをお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

入所児童の数については、国の示す児童1人当たりの面積など、ガイドラインを参考に各校区の運営委員会で判断していただいているところでございます。既に蒲池、藤吉の学童保育所は2クラスで対応をしているところでございます。ニーズが多い校区では、このようにクラスをふやすことでの対応が考えられているところでございます。

学童保育所のクラスをふやすためには、保育場所と指導員の確保が必要でございます。保育所の場所については、やはり学校の中で開設するのが一番ではございますが、転用可能な余裕教室があるか、あるいは学校施設の管理上の課題など、解決すべき課題もございます。また、指導員についても勤務時間が放課後の短時間という非常に人手の確保しづらい時間帯で、募集をしても確保が難しいところですので、校区の運営委員会の皆様方にまた御協力を仰ぎながら、ニーズに対応できるようにしたいと考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。学童保育所、それぞれ各地域18カ所につくられておりますが、今、私が考えるのは、昔のように親子三世代で住んでいるような御家庭も確かにあります。しかし、そういう地域にいながらも、あえて各家族、おじいちゃん、おばあちゃん世代、親御世代、そして息子さん世代が別々に住むような、まさに核家族化も今進んでおります。そういったニーズというのも、これは町部にかかわらず、地域、三橋町、大和町、この柳川地区も含めて、しっかり時代の背景上流れておりますので、そういったニーズ喚起をして、学童保育所の運営に取り組んでいただきたいと思います。

例えば、他の市町村では学童保育業務の総合的な見直しを一步先で既に進められている市町村があります。例えば、民間に委託し、またそういった費用対効果を考えて、本当に民間の力をかりながらやられている事業体も今進んでおります。事業経費は増加すると思いますが、国、県の補助金を利活用しまして、財政効果も見込まれるというような現状もあります。そのような観点で、事業所運営の一步先の考え方もちょっとお取り組みいただければと思いますが、いかがでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員おっしゃるように、学童保育所の運営につきましても、費用対効果、それから民間の方々のそういった勉強もしていきながら、研究もしていきながら、また学童保育所の運営については、今後また研究等を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

5番（立花 純君）

先ほど冒頭申し上げました。そこで本市では、今後、延長学童保育のあり方を具体的に御検討することが可なのか、是なのか、その辺のお考えをお聞かせください。

保健福祉部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど立花議員のほうから言われております学童保育の延長、これにつきましては、やはり保育所のほうでも実際ニーズがふえております。それとあわせて、学童保育のほうでもニーズがふえているということは私どもも感じております。

それで、そういう中であっても、やっぱり子供を生み育て健やかに育てていくことが将来の地域を支えていくものというふうを考えております。したがって、そういう声にはぜひ応えていきたいというふうにも考えております。

具体的に、学童保育所の1時間延長につきましては、利用者の希望に応じて、それに応分の負担をお願いしながらの導入を検討していきたいというふうを考えております。そのためには、やはり受け入れる側の学童保育所の体制を整えていくことが必要となってきますので、それらの対策を考えながら、随時進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、全てが行政任せじゃいけないです。やっぱり当然それだけのサービス、特に延長でございますので、基本のサービスから超過する分は応分の費用負担、当然保育所であれば2千円前後とられておりますので、そういった応分の保護者の負担というのを念頭に置いて、この学童保育の事業のさらなる充実をしていただきたいと思っております。

町部の学童保育所などでは、希望者が非常に多いようでございます。先ほども言いました

とおり、3年生までの入所要件で困られている保護者も数多くいらっしゃるようです。ファミリーサポートセンターの利用方法も案内等はしますけれども、例えばですけれども、自宅の鍵を預けることに抵抗を感じる保護者も多いようで、少子化を食いとめるには児童手当や出産費の無料だけではなく、母親が安心して働ける柳川市独自の行政サービスの充実が将来の柳川づくりにも非常に大切だと私は思いますので、今言いました学童保育所の事業等に関してはしっかり吟味して、ニーズ喚起をして進めていただくようお願いいたします。

じゃ、次の質問に入ります。

市民文化会館の建設決定に伴いまして、現在の市民グラウンドの代替地の選定及び時期についてお尋ねします。また、概要なども現在のわかる判断でいいです、お教えいただければ助かります。お願いします。

生涯学習課長（松尾 強君）

現在の市民グラウンドは、グラウンドゴルフ、野球、サッカーなどができる多目的な機能を持った施設であります。市民グラウンドの代替地につきましては、グラウンドゴルフができる広場と野球やサッカーができるグラウンドとに機能を分けて代替地を考えているところです。グラウンドゴルフにつきましては、現市民グラウンドの近くで、市の所有地であります鳥の水団地跡地を考えております。野球やサッカーができるグラウンドにつきましては、今後さらなる検討をしていきたいと考えているところです。

以上です。

5番（立花 純君）

ということは、分散して競技ごとに選定地を考えているということでしょうか。

生涯学習課長（松尾 強君）

グラウンドゴルフにつきましては、やはり高齢者の方が多く利用されているので、近くに用意したいと考えております。また、サッカー場、野球場につきましては、さまざまな方面から検討していきたいということで考えているところです。

以上です。

5番（立花 純君）

今現在あります市民グラウンドの規模を念頭に置いて考えられているのかなというふうに思いますが、私は違います。市長が1期目のときに1丁目1番地の公約で言われていました総合グラウンド、運動公園、この構想をいま一度御検討していただいたらいかがかなと私は思います。

私が、なぜ「公園」ということをつけ加えたかといいますと、先ほど来、子育てのお話をさせていただいておりますが、現在、本市の主な公園として市がホームページ等々で掲げられているのは7カ所ございます。どれも中途半端とよく聞きましたので、私なりに見て回りました。やはりちょっと寂しい部分、立地的な部分も多少あるかもしれませんが、子供たち

などが思い切って遊べる公園としてはちょっと疑問な点が私にはありました。

子供たちが、とにかく思い切って遊べる公園を併設した運動公園がやはりこれからの柳川づくりにはあってもいいのかなと思います。また、公園ということに少し話が行きますけれども、この公園自体が、国交省もさることながら、県が進めている公園緑地という事業がありますが、特に、この柳川市に関しましてちょっとお調べしましたが、この種別が住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、いろんな一つの 카테고리があるんですけども、残念なことに、本市は、私調べましたが、ちょっと資料古かったですけど、平成19年のあれが最新版ということで、調べましたけれども、この都市公園の概念に合致した公園が本市はゼロでございました。お隣のみやま市にしても大川市にしてもあるんですね。これは何を言いたいかというと、やはり受益者負担です。皆さん平等に税金を払われています。そして、ちゃんと国が定めた、こういった補助金制度を利用した公園づくり、一般的に単費であればそれは大変です。あれもこれもそれもですね、公園を充実してくれと言ってもそれは無理かもしれませんが、こういった都市公園をベースにした補助金等もしっかり吟味して、そしてその財源になるべく補助金をいただけるものはしっかりいただいて、今言いました総合グラウンド、運動公園とリンクした、そういったもう少し大きな構想で、老いも若きにも開かれた、そういった住民サービスの施設を私は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

今、立花議員のほうから、私が6年前に柳川市長選挙に立候補したときに、大きな第1番目の公約として総合運動公園の設置についてマニフェストの中に掲げたところでございます。それにつきましては、いろんな形で議会、また市民の方の意見をいただきました。そういう中において、途中舵を切りかえるというか、それを断念いたしまして、既設の公園、既設のグラウンド、既設の体育館等について改修して、4億円から5億円の金をかけて今日までやってきたところでございます。

今、みやま市と筑後市においては、福岡県がつくっております県南の公園、いろんな形でそういう面についてはうらやましいなという気持ちもあります。最初、6年前に計画したときも、国の助成等もありましたけれども、それについては柳川市の負担分、または維持管理等についても総合的に検討いたしまして、議会と話し合いをいたしまして、そのことについては切りかえていったわけでございます。私がおのときに申し上げたのは、これからの大きな課題としては考えておりますけれども、今日、柳川市文化会館、またごみ焼却場、火葬場、また今日出ております各小・中学校の冷暖房の空調設備等々についても物すごくお金が要るわけでございます。その中で、合併特例債を活用しながら、事業の選択を今しているところでもございますので、今現在は、必要であるというふうには思いますけれども、大きな課題というふうには捉えまして、今回の市民グラウンドにおきましても、あそこに柳川市文化会館

を建設いたしますけれども、今、課長が申しあげましたように、分けて、あそこを利用してある高齢者の皆さんのグランドゴルフの場所、また、柳川高校がやっているサッカー場等についても考えて、公有地が幾つかありますので、それも含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございました。分散型ということで現時点では考えているという御答弁でした。わかりました。いろいろ考え方はあってしかるべきだと思うんですけども、やはり柳川市民の中には安心して安全な施設で運動、そして公園等を整備してほしいというニーズがあるということはしっかり御認識をしていただきたいと思います。

また、運動というのは、子供たちの中でいえば体育というものがあります。一般的に全体の市民の感覚からいえば生涯スポーツです。やはり御年配の方、老人の方も、このスポーツを通して健康寿命を延ばすことによって、いろんな効果が見込められるかと思っておりますので、どうぞそういう概念で最終的な判断に取り組んでいただきたいと思っております。

それで、最後の質問に入ります。

今度は、私が申し上げる質問は、柳川市が持つ公用地の利活用についてでございます。

これまで市の所有する公有地などを民間が活用する場合、収益目的による利用は抑制的です。しかし、今後は大胆な発想に転換し、公共施設等において民間による収益活動を積極的に認めることにより管理の高質化などに加え、柳川市の活性化などの新たな公共貢献が可能になると思います。

例えば、民間のイベント事業に市の公有地等を、また公共施設等を貸与し、その使用料の一部、収益の一部を道路の維持管理費に充当するなど、まちの活性化にも寄与すると私は思います。

これからの財源、地方交付税も含めて、税収が非常に脆弱になることが十二分に予想されています。まさにこれからは逆転の発想で、市が持つ固有の財産を広く一般、そして民間に広げて、そして活用して、そしてきちっとした使用料等を徴収し、その財源に充てるといった考え方をぜひお持ちいただきたいと思っております。これは国のほうでも平成23年度からそういった利活用を推進しております。よかったですら御見解をお聞かせください。

財政課長（島添守男君）

議員の御質問は公用地等の活用、特に民間活用についての御質問だと思いますけれども、まず、その前に公有財産の管理等につきまして、一般的なお話を私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

公有財産の管理及び処分については、地方自治法に規定がございまして、市有財産の民間活用について、庁舎や道路、公園などの行政財産、これにつきましては原則として、これを

交換したり売り払いしたり、譲与し、出資の目的とし、信託し、またはこれに私上の権利、これを設定することはできないというふうにされております。ただし、例外的に行政財産の用途、目的を妨げない限度において、一定条件のもと貸し付けなどを行うことが可能です。例えば、建物の区分所有の場合の土地を貸し付けたり、あるいは電気、ガス、水道などの事業者に対して地上権を設定したりと、こういった場合は例外的なことが可能ということです。また、行政財産については、行政上の許可処分として目的外使用を行うことができます。これは国などの公共事業用だったり、あるいは災害等の発生に伴う応急施設などを設置する場合、こういった場合は目的外使用というのが許可できるということでございます。

一方、行政財産以外の公有財産であります普通財産、これにつきましては、公用、公共用ではないことから、効率的な運用を図る必要があるため、原則として私の権利、私権を対象とすること。つまり、貸し付けや交換、売り払い、譲与などが可能となります。現在、このように法に基づいた市有財産の貸し付けなどを行っているところでございます。

以上です。

5番（立花 純君）

いろいろ条例とか規約があるのは存じ上げて私は質問させていただいていますが、やはり何度も言いますが、もうやはり変えなきゃいけない時代が来ているんですね。税収という観点からいいますと、国からの、または県からの補助金やら地方交付税もさることながら、とにかく柳川市が持つ固有の財産、共有財産をいかに利活用するか、こういった観点を持っていただきたいということを私は言っているんです。ニーズはあると思います。

民間のイベント会社等にも確認しますが、貸していただければ、それはそれは利活用したい、やはり地方自治体が持っているそういった施設、土地等は一般的に言うところと一等地にあると。ですから、ぜひそういうのを利活用したいというニーズは100%あると思います。市長、ぜひその辺の概念もよかったら考えて、変えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

それでは、私の考え方なりをお答えしたいと思います。

国土交通省の資料によりますと、都市再生特別措置法が改正をされまして、自治体が策定する都市再生整備計画に民間主体によるまちづくり活動を位置づけることができるようになったところでございます。今、議員が言われましたように、これによりまして、例えば歩道や河川敷を利用したオープンカフェなど、民間主体による公共空間を活用したまちづくりも可能になるという紹介をされているところでもございます。

このようなまちづくりの方策が本市に適用できるのか、さまざまな要件を十分精査する必要があるというふうに考えているところでございます。同時に、これによりまして市有財産の有効活用と財源の確保に役立ち、また観光を初め市の経済活動が活発になり、まちの活性

化につながるものと十分判断できれば、法や制度の活用を工夫いたしまして取り組む必要があるというふうに認識をいたしているところでもございます。

以上です。

5番（立花 純君）

市長、今言われました、まさにその言葉ですね。固有財産をしっかりブラッシュアップして、やはり柳川市、今言われましたが、観光地でもあります。そういった概念を持って活用するというところでございます。

せんだっても武雄市の市立図書館にゆっくり1日かけて視察してきましたが、まさに民間と地元自治体のコラボによる成功事例ではないでしょうか。平日、週末を問わず、多くの皆様方において、市民の皆様方の満足度もさることながら、武雄市全体のイメージ戦略に大きく貢献されている図書館であるというふうに私は再認識いたしました。ぜひ成功事例はよそからいただく分はしっかりいただいて、柳川市が持っている固有の財産、そして潜在的に生まれているそういったスキルを伸ばしていただくような施策を市長初め執行部の皆様方には考えていただきたいと思えます。

これで私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番荒巻英樹でございます。3カ月ぶりにこの場に立たせていただくわけですが、改めて責任の重大さを感じているところでございます。これから4年間、税金の有効活用を最優先に、与えられた職責を果たし、先輩、同僚議員の皆さん、執行部の皆さんと力を合わせて、よりよい柳川市づくりに努力、精進していく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、一昨日はジョン・レノンさんの34回目の命日でしたが、ユニセフ、国際連合児童基金は、世界を覆っている暗雲を世界中のみんなの力で吹き飛ばし、世界の子供たちの幸せを祈りたい、そんな思いから、子どもの権利条約が生まれて四半世紀を迎えた今、ユニセフ史上最大規模の世界的市民参加キャンペーン、「イマジン」プロジェクトを行っております。

内容を簡単に紹介しますと、「イマジン」の世界の声バージョンをつくるため、ユニセフ

は世界の子供の幸せを願う皆様の歌声とメッセージを必要としています。特別な思いを込めて「イマジン」を歌われたジョン・レノンさん、この思いを皆さんと御一緒に、世界の子供たちのためにということでもあります。

オノ・ヨーコさんから特別の許可を得ている、このプロジェクトは、特設ホームページやアプリを通じて、世界中の方々からメッセージや歌声を募集しており、世界の声バージョンの「イマジン」が12月31日に世界一斉に発表、配信されるというものであります。

そこで、このプロジェクトを知った市民団体が、市内で活動されているジュニアコーラス Wing 21及び柳川高校国際科に協力依頼をされ、来る14日の日曜日に新外町の小野英二郎邸跡地で撮影が行われます。これは全世界に柳川をアピールする絶好の機会であります。お時間のある方は、ぜひ撮影の様様を見学に行ってください。

また、今回の撮影の準備におきましては、石橋副市長に大変お世話になったとお聞きしております。この場をおかりして御礼申し上げたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

本日は、水郷柳河すいきょうやながわの国の名勝指定の答申について、水道事業について、そして合併10周年を控えて市民の一体感の醸成についての3項目につきましてお伺いをいたします。

1、水郷柳河すいきょうやながわの国の名勝指定の答申についてお伺いします。

先月21日、水郷柳河すいきょうやながわが国の名勝に指定するよう、国の文化審議会から答申をされたわけでございます。本市出身の国民的詩人、北原白秋先生の詩情を育んだふるさとの風致景観で、観賞上、学術上の価値が高い点が評価をされたとのことでもありますし、最近では琴奨菊関の大関昇進以来のうれしい知らせではないでしょうか。

さて、言うまでもなく、観光は柳川の主要産業の一つであり、県内におきましても太宰府市と並ぶ観光の拠点であることは論をまたないわけであります。そうは言いながらも、ここ数年来、観光客の伸び悩みは本市の課題であり、そのような中、今回の名勝指定の答申は大変意義あるものであり、観光振興や地域活性化へ大きな後押しになるのではないかと期待をしております。また、名勝に指定されれば、本市では昭和53年に指定を受けた立花氏庭園と戸島氏庭園以来、三十数年ぶり3回目ということですので、指定の決定が大変待ち遠しいものであります。

そこで、広報「やながわ」12月1日号では6ページを割いて掲載されておりますが、改めて水郷柳河すいきょうやながわが名勝に指定答申された経緯についてお伺いいたします。

また、国指定の名勝となることによるメリットはどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

名勝に指定される面積は約10万4,000平方メートルとのことですが、名勝指定になることにより、何らかの制限あるいは懸念されることがあればお知らせください。

その他の質問及び再質問等は自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回の名勝指定の答申を受けた経緯ですけれども、今回、水郷柳河^{すいきょうやながわ}が名勝指定を受けた経緯については、平成11年に文化庁調査官が県南地域の水路を調査し、北原白秋の詩情を育んだ水郷の景観を名勝にしたいという意向を本市に示されたことに始まります。

本市では、従来より北原白秋の顕彰及び水辺の景観や水環境の保全に取り組んでおり、本件につきましても、これまで国や福岡県の協力を受け、調査や関係機関との協議を重ね、今回、指定に必要な条件が整いましたので、名勝指定の答申を受けたものです。

今回の名勝指定を受けるメリットでありますけれども、本市には、先ほど議員がおっしゃられたように、立花氏庭園、戸島氏庭園、それに今回答申を受けた水郷柳河^{すいきょうやながわ}の3件が所在することになります。福岡県には名勝は8件ございますけれども、うち3件が柳川にということになりまして、まさに県を代表する美しい風景が広がる都市ということになると思います。

メリットとしては、このことが市民の皆様にとっては地域の誇りとして、市外の方々へはブランドイメージの強化を初め、観光振興や定住促進など、さまざまな分野で一層、本市の魅力を発信できるものと考えているところです。

また、指定範囲内には古い水門や石橋、歴史建造物が多く残されております。名勝を構成するこれらの物件については、保存修理や災害復旧の際、国及び県の補助金を活用することができることとなります。

この名勝指定を受けることによる行為制限や懸念事項ですけれども、今回の指定範囲に……（「聞いていない……」と呼ぶ者あり）デメリットまで。（「懸念されることと聞いています」と呼ぶ者あり）ですね。はい。

懸念されることについてですけれども、今回、名勝指定範囲には、公共水面と北原白秋生家や神社など4つの物件が含まれております。公共水面には河川及び水路が含まれており、護岸修理や樹木の剪定など、管理上の懸念事項については事前に文化庁と県や市の関係部局と事前協議を行ってまいりました。現在、指定範囲内の河川及び水路の大半は既に護岸が整備されており、指定後は修理の際には事前に国の許可が必要になります。

今後、国の許可が必要となる行為と許可を必要としない日常管理行為との境界について協議を進めてまいりたいと考えておるところです。

なお、災害時の応急措置については、例外規定により、国の許可を事前に受ける必要はございません。

また、白秋祭水上パレードや水の祭典など、掘割を活用した行事の際には水上に舞台など仮設物が設置されますけれども、指定以降は所定の手続により事前に許可を受ける必要が出てきます。主な行事に関しては、既に昨年度から文化庁と協議を行い、名勝の保存上、影響がないということは説明しておりますので、ことしからは指定を受けた後は支障が生じないよう、早目に手続をとっていきたいと考えているところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

平成11年ごろから、そういった動きがあっていたということですね。私は勝手にですね、ちょっと話がずれますけど、ミシュランの三つ星とかなんとかあるじゃないですか。だから、あんな感じですね、もしかしたら水面下でいろいろと調査されたりということもあるのかなと勝手に思ったんですけど、もちろん地元の自治体にそういった相談があって、一緒にいろいろと調査してということによろしいわけですね。はい、わかりました。

メリットとしては、地域の誇りとか、ブランディングとか、そういったことですね。ですから、それをいかに有効に今後使っていくかということが課題だと思いますし、あとメリットとしては、国の補助金がいろいろと受けられる。ただ、そのかわり、何かをするにしても勝手にできないと言ってはあれですけど、勝手にできないですね。とにかく事前に相談が必要という大きな流れでよろしいですかね。はい、ありがとうございました。

それではまず、過去の例からいってなんですけど、これが正式に指定されるというのは大体いつごろと考えておけばいいんですかね。というか、いつごろと思ってあるんですか。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回は審議会からの国への答申という形でありますので、正式に指定されるのは二、三カ月先というふうに聞いております。官報に載ることが正式な指定ということになりますので、春先に決定されるということになると考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。二、三カ月先、春先ということですから、またその際には、決定次第、またぜひお知らせをいただきたいと思います。

それから、今回指定されたエリアというのは、本当に多くが観光のポイントと重なっているかと思うんですけども、今回の名勝指定を機にこれが、ですから、言ってみれば内定の時期だと思います。正式には決定後なのかどうかですけど、本当にPRの絶好のチャンスであるわけでありまして。市内外に向けて情報発信とかイベント等、そういったことの計画に関して、今のところどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

現時点で具体的なイベント等の計画はございませんが、今後、歴史講座や城下町めぐり、出前講座など、既存事業を通じて、市内外への啓発をしていきたいと考えております。

また、既存イベントとの連携や新規事業の開催を検討し、名勝指定を本市のPRにつなげていきたいと今考えているところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほど生涯学習課長のほうからありまして、今回、県内が2カ所答申をされて、その両方もが決定すれば、トータルで福岡県内で8件、うち3件が柳川市ということですから、本当にすごいことですよね。柳川市以外に複数名勝がある自治体は、県内にはないわけですよね。さらに言うと、お隣、みやま市の清水山が1カ所ですから、8分の4がこの柳川、みやま両市ということですから、その辺の連携も含めて、いろんな形でPRをやっていただきたいと思いますが、観光課としては今回に関して何かおありでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

荒巻議員がおっしゃるとおり、既に名勝の答申を受けたところは観光の名所でございます。すごく期待をしております、柳川のイメージアップ、ブランド力の向上につながるというふうに思っておりますので、そういうのを魅力の発信を今後、積極的に行ってまいりたいと考えております。

市長（金子健次君）

ただいま生涯学習課並びに観光課長がお答えをいたしましたけれども、今回の文部科学大臣に答申をされた件につきましては、非常に私は、今、議員のほうが言われましたように、大関昇進したぐらいの喜びだと、私自身もそのくらい思っております、先般、小田原市の市長にも会ったとき、また三浦市長に会ったときも、このことは間もなく1週間以内に答申がなされますというお話をしてくれて、向こうからもお電話がありまして、そういうことで全国紙に載っておりますし、今回、数カ所指定をされましたけれども、柳川のほうの写真が大きく報道されておりましたし、8カ所のうち福岡県内では3カ所という形が指定をされたということは大変喜ばしいことであるということで、私は今回、12月1日の広報は6面の紙面をとりましたけど、大きくまたそれぞれの庁舎に、指定へという形で、大和、三橋、市民会館にも上げさせて、そのことも市民に周知をしていきたいというふうに思っております。

春先には正式な決定がなされることは間違いのないというふうに思っておりますし、今回のきっかけは、それぞれの先人たちの今までの、川、クリーク、いろんな形で保全をしてきたということで感謝をしながら、私たちがやっぱりこれからの先に向けて大切にしていかなければならない財産というふうに考えているところでもございます。

これは絶好の機会でありますので、このことについては、来年1月25日の北原白秋サミットとあわせて大きく発信をしていきたいというふうに考えているところでございます。特に、来年は市制施行、合併10周年の記念式典もございまして、そのことも大きく踏まえて発信をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。市長おっしゃいましたように、本当に発信をどんどんやっていただきたいと思っております。

それから、新聞記事として、市の文化財担当者の方のコメントで、白秋の詩歌にたびたび登場するものが当時の姿で残っており、白秋が生きた柳川を追体験できる場所になるというコメントが載っておるんですが、特に水天宮かいいいですよね。そういったところがまだまだ、当時じゃなくて、いわゆる現代になっているところがあるじゃないですか。現代というか、とにかく要はレトロじゃないと。白秋先生が亡くなられたのは昭和17年ですから、昭和の時代、戦前の時代ですか、そういった時代の姿が残っているというコメントが出ているわけですよね。ただ、現実的にはそうじゃない箇所も見受けられるじゃないですか。だから、その辺がやはり今後の課題だと思うんですよ。その辺に関して。

あとですね、いや、要は、どう言ったのかな、言ってみれば、蔵が並んでいるとか、そういったイメージで答えられているんじゃないかなと私は理解したんですが。

市長（金子健次君）

今回の指定というのをきっかけとして、4カ所についても、またいろんな形で補助金も受けられますので、そういうことをやりながら、それにふさわしいような、指定にふさわしいようなまちづくりをしていかなければならないというふうに思っておりますので、そのきっかけに、来年決定をされれば、大きく動き出したいというふうに考えております。

6番（荒巻英樹君）

例を申し上げますと、関東で小江戸と呼ばれているまちが3つあるんですよね。以前、副市長がお勧めとおっしゃった川越市、それから栃木県の栃木市、それと千葉県の現香取市、もともと佐原市。ですから、そういったところは、本当にレトロな感じで非常に魅力的ですよ。訪れた方が本当に癒やしを感じる。さっきの新聞記事は、そういったことをおっしゃっているんだと私は思いますので、そういったことも参考にしていきたいと思えますし、あと、やはり決定的に川越と比べておけているのが電線の地中化ですよ。ですから、そういったところも今後ぜひ視野に入れて、電線の地中化をやりますか、やりませんかという質問は、きょうはそういうあれじゃありませんけれども、ぜひそういったことも視野に入れて取り組んでやっていただきたいと思っておりますのでございます。

それから、白秋生家のほうも名勝の中に含まれるようなんですが、私は以前、11月2日の白秋祭の式典に市内の小学校児童を、6年間のうち1回だけでもいいから、授業の一環として参加させてはどうかという御質問をさせていただきましたが、残念ながら前向きな答弁はいただくことはできませんでしたが、今回、別の提案といたしますが、白秋祭式典のフィナーレというのは、最後、「帰去来」の大合唱じゃないですか。矢留小学校の6年生の児童が中心に歌っていただきますけれども、やはり柳川で生まれ育った子供たちには、「帰去来」をきっちり歌えるように教える必要があるんじゃないかと思うんですが、これは、済

みません、教育委員会じゃなくて市長にその辺のお考えをちょっとお尋ねしたいんですが。小学校、中学校で「帰去来」をちゃんと教えて、柳川市の子供たちが歌えるようにやるべき、どうかなということ。

市長（金子健次君）

来年1月25日は、それぞれの小田原市、三浦市、天草市、そしてまた南関町もおいでになります。そのとき、南関町の佐藤町長が、自分が出身校も山田耕筰作曲、北原白秋先生の作詩ということで、児童たちをそのときには連れてきて歌わせますということで、もちろん最後には「帰去来」を歌うようにしております。サミットの中でもですね。

そういうことで、私も最初に市長に就任してから、この中で「帰去来」を歌えなかったんですね、実際言って。歌えなかったんですけども、柳川の小学校の卒業生は全部歌えると聞きまして、驚きまして、そういうことで早くですね。後ほど質問がありますけれども、1市2町が合併したという暁は、それが歌えるような姿が新しい姿ではないかというふうに思っておりますので、これは教育委員会でお答えすべきことかもしれませんが、歌えたらいいかなというふうに思っております。

徐々に広まりつつあるというふうに思っておりますし、白秋祭の11月1、2、3日、皆さんが最後、水上パレードの後に白秋詩碑苑で最後に歌いますけれども、そのときも感動的なドラマチックな場所ではなかったかと思しますので、そのことについては私も賛成であります。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

式典のとき、やはり歌詞と、特に、今、市長おっしゃった夜のフィナーレ、本当に幻想的ですけど、やっぱり皆さん親切に歌詞を配られるじゃないですか。だから、それをなくて、ですから、柳川市民は見なくても「帰去来」が歌えるんだ、やっぱりそうなってほしいんですね。式典のときに、竹田市とか延岡市からのお客様は、もちろん見ていいんですけど、柳川の人は、ああ、柳川の人は誰でもう歌詞見らんで歌わすばい、覚えとらすばいと、さすが柳川の人やなというふうに私はなってほしいなと。

実際、子供では理解ができない内容かとも思います。やはり都会に出て、帰ってきて、そういう経験があれば、なおさら身にしみる歌詞なのかもしれませんが、その理解はまた大人になってやっていただくとしても、ぜひ小学校、中学校のときに「帰去来」を全員歌えるように、そういったことでぜひ教育委員会のほうでも、きょうはお聞きしませんけれども、ぜひ御検討というか、御理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の2つ目の水道事業についてに移ります。

私は3期目を迎えまして、これまでは総務委員会と教育民生委員会でございましたので、水道事業、水道課を所管する、今回は建設経済委員会のほうに初めて所属をさせていただいたところでございます。まだまだ知らないことが多いので、ちょっと質問のあれもどうなるかわかりませんが、ぜひよろしくお願いたします。

まず、水道管というのが目立たない存在ですよね。ただ、一旦、この機能が停止すれば大変なことになるわけでございます。

まず、水道管の維持管理を初めまして、市民の皆さんが安心して水を利用できるように日夜御尽力いただいている担当の職員の皆さんに感謝申し上げたいと思います。

さて、そうした中、先月中旬、市内で濁り水のトラブルが発生しておりますけれども、その件につきまして具体的な説明、原因、どの辺の地域、そして汚れぐあい等、そういったことについてお伺いたします。

水道課長（田中安幸君）

御質問にお答えします。

11月中旬に数日間、市内で水道水の濁りが発生しております。特に多かったのは、昭代地区、沖端地区、西宮永地区、両開地区からの苦情、問い合わせでございまして、濁り水が多く出た地区であると考えております。

このときの対応としましては、濁り水が発生している地区の配水管についております排泥弁をあけまして、管内の濁り水の排水作業を実施しております。

濁り水は11月15日朝から17日にかけて多く発生し、18日には大部分の地区で解消したと考えております。

濁り水が出た御家庭など、水道を使用されている皆様方には大変御迷惑をかけましたことをおわび申し上げます。

柳川市の水道は、毎年11月から3月にかけて配水量が増加し、毎年度この時期に1日当たりの最大配水量を記録しております。これはノリの生産がこの時期行われており、水道水を多く使用されております。

先月、11月中旬は秋芽ノリによるノリの生産が始まり、配水量の急激な増加がありました。ノリの時期以外の柳川市の1日当たり配水量は1万9,000立方メートル前後でございますが、濁り水が発生した日の1日の配水量は、11月15日2万6,652立方メートル、16日2万9,575立方メートル、17日3万914立方メートルと急激に増加しております。

濁り水の原因は、この急激な配水量の増加に伴い、配水管内の流速が速くなり、水道水に含まれていて管内に付着しております鉄分等が剥離し、まじったことによると考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

エリア的に昭代、沖端、西宮永、両開で、11月の中旬、秋芽ノリの生産というか、ノリをちぎってこられて、その生産のときに水をいっぱい使うので、水の使用量がふえるから、その分、多く供給して、管内を流れる水の速さ、流速が速まって、中の鉄分等を、要は削っていったというか、そういうことでよろしいわけですかね。はい、ありがとうございました。

それで、ちなみに、これは近隣の自治体でもこのような、同じようなノリの生産をされている自治体でも同じようなことが起こっているのかどうか、お尋ねします。

水道課長（田中安幸君）

ノリの生産が多い近隣の市の状況について問い合わせましたところ、みやま市は配水量の増加で若干の水圧低下があると。また、大川市は配水量の増加が少しある程度、佐賀市川副町は平常時の約1.5倍の配水量の増加がっております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

今、配水量とか使用量の話でしたけど、そういった濁り水のトラブルが発生しているかどうかのお尋ねなんですけど。

水道課長（田中安幸君）

濁り水等、問題の発生については聞いておりません。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実は私も、どうなのかなと思ひまして、佐賀市のほうにもお尋ねをいたしました。特にやっぱり川副とかノリですね。ですから、そういった形で、実際にノリの生産の最初のころは、ふだんの1.5倍ぐらいの使用量はあるけれども、そういった被害は出ていないということでした。

ですから、来年以降、こういったことが起こってはいけないわけですので、来年以降の対策としてはどのようにお考えですか。

水道課長（田中安幸君）

来年は、配水管の洗管作業を計画的に実施するとともに、市の広報紙等において、水道水の濁りが発生するときの主な原因や発生した場合の対応についてお知らせしたいと思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほど言いました佐賀市川副のほうも、おっしゃったように、発生が予測できるエリアは事前に洗管をしているということをおっしゃってありました。

実際、起こらないにこしたことはないんですけども、そういった事前の周知もぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、水道事業全体のことに関して、またお尋ねしたいと思うんですけども、現状、それから今後の課題といえますか、多分、大きくは老朽管の取りかえ、布設がえというんですか、それとあとは耐震化というのが今後の大きな課題ではないかなと思っているところなんですけれども、まず、全国の水道管の総延長は70万キロとお聞きしております。ちなみに、市町村道の総延長が100万キロ強なので、市町村道の割合からする7割が水道管なんです。ですから、思ったよりすごく水道管というのは長いんだと認識しております。

それで、平成21年3月に制定されております柳川市地域水道ビジョンでは、配水管などの老朽管延長は総管路延長の4.7%を占めているとありますけれども、現在、柳川市の水道管の総延長が何キロで、そのうち老朽管 老朽管というのは40年たった分を老朽管というふうに聞いておりますけれども、その辺の現状、それから取りかえ工事の状況、それと施設の耐震化等に関しましてお尋ねいたします。

水道課長（田中安幸君）

平成25年度現在、配水管の総延長は458キロでありまして、そのうち40年以上経過している管、経年管と申しますけれども、41.7キロメートルでございます。

現在、配水管の取りかえ、布設がえ工事を行っている際は、議員おっしゃるとおり、耐震化を進めるために、主に耐震管を主体として実施しております。

また、配水施設の耐震化につきましても、矢加部配水場が昭和51年、六合配水場が平成10年、いずれも昔の耐震基準で施工されていますので、そこにつきましても今後、耐震化について十分検討していきたいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

となると、平成21年3月の柳川市地域水道ビジョンでは、老朽化の水道管が4.7%だったのが、今、現状だと458分の41.7という、ざっくり9%ぐらいですかね。ちょっと電卓なくて、あれなんです。ということは、逆に、残念ながら老朽管が割合はふえているということですよ。ということは、この5年間で、ですから、平成21年3月の段階では40年たっていなかったけど、現状は40年たったという管の長さよりも布設がえの割合が少ないということですよ。ですから、工事がなかなか追いついていないということですよ。いろんなね、本当、財政面の厳しさもあると思うんですけども、そういったところを老朽化の部分が少しでも減るようにやらなきゃいけないと思うんですが、その辺、今後の見通しについてはどのようになっているのか、お尋ねします。

水道課長（田中安幸君）

今後の見通しとしましては、特に漏水が多い管路等を重点的に布設がえ工事を行うように進めるつもりでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

それでは、平成何年度までに何十％とか、そういったのはなかなか厳しいわけですかね。実際には、さっき言ったように、取りかえできる工事以上に古くなっている管が多いわけですから、現状では大変厳しいということによろしいんですかね。

水道課長（田中安幸君）

現状では、年間に取りかえられる配水管路については、何キロも現実的に難しい状況でございますので、今申し上げましたように、重点的に漏水箇所が多いところの配水管について進めていきたいと考えております。

6番（荒巻英樹君）

工事をするためにはお金がかかりますので、そういったことで、結局、受益者、市民の方と、負担ですね、工事をいっぱいやるには、一番早いのは水道料の値上げということになるんでしょうけど、なかなか、そこら辺が難しいところだと思いますけれども、とにかく現状の中で市民の皆さんに御迷惑のかからないような形で、ぜひやっていただきたいと思っております。

それから、ちょっと決算書なりいろんな資料を見ておまして、残念ながら未収金というの目につくんですが、未収の状況につきましてお尋ねいたします。

水道課長（田中安幸君）

御質問にお答えします。

平成25年度の滞納件数につきましては1,043件、1人の最高滞納額としましては457,210円です。この滞納者とは、納入計画を立ててもらい、納入の約束をしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

1,043件というのは、これは1カ月1件ということで1,043件ですか。ですから、12カ月たまっていたら12件という計算ですかね。ちょっとそこら辺、教えてください。

水道課長（田中安幸君）

この件数でございますが、これは1件は水栓の数でございますして、例えば、1人で2カ所のところで給水を受けられているところは2件ということになりまして、1,043件というのは水栓の数で滞納されているということでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

失礼しました。そしたら、1カ月だけの方もいらっしゃれば、残念ながら6カ月、半年と

いう方もいらっしゃるって、それが1,043件ということによろしいんですかね。はい。ありがとうございました。

なかなかですね、1,043件、金額だけは決算書にも載ってございましたけれども、何件かとか、最高がどれぐらいかというのはちょっとなかったんですが、非常にいろんな業務がある中でですけど、やはりいろいろな形で取り組まなきゃいけないと思います。

監査委員の意見としても、積極的に取り組まれないという意見が出ておりますけれども、その滞納の未収の対応についていま一度、積極的な御意見をお願いします。

水道課長（田中安幸君）

滞納の対策につきましては、督促状、催告書の発送、電話による納付の催告、給水停止予告の実施、定期的な夜間、昼間の徴収を実施しているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

停止、要は水道の供給をとめるということによろしいんですかね。それは、大体、督促してどれぐらいくらいでされているんですか。

水道課長（田中安幸君）

停水につきましては、督促後、その間で催告書、訪問通知書、来庁での指導及び直接面談での指導をお願いしまして、最終的に納入計画を作成していただいております。期間でいきますと、督促状後、約140日、これは目安でございますので、それぐらいで停水ということの流れになるとなっております。

ただ、平成25年度では停水は実施しておりません。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

いろいろと市民の皆さんの事情はあるかと思うんですけれども、やはり公平になるような、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからあと、結構、本市、地下水の利用があるというのを私、正直余り知らなかったんですけれども、それと、最後に一つだけです。給水人口の普及率が96%台でしたが、それ以外の方々というのはどのような形で、要は地下水、井戸を使ってあるということによろしいんですかね、一般の家庭では。ちょっと最後にそれだけ確認させてください。

水道課長（田中安幸君）

平成25年度決算で、給水人口の普及率は96.3%でございます。これは今おっしゃるとおり、水道でなく井戸水などを使用されている方がおられるということでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

では、井戸水の方々が、もちろん自前でいろいろと、ポンプであれされるんでしょうけど、やっぱりそういった方々、水質の検査とかなんか、そういったところに関しては自己責任ということになるわけですかね。ちょっとそれだけ済みません、最後にいいですか。

水道課長（田中安幸君）

井戸水につきましては、水道事業ではございませんので、本人の責任としてと水道課としては考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

水道事業につきましては以上とさせていただきます。

それでは、最後の項目なんですけれども、合併10周年を控えてというか、迎えてといいますが、市民の一体感の醸成にということでお尋ねいたします。

御案内のとおり、来年3月で新市が発足して丸10年ということで、記念におもてなし健康マラソン等もあるわけなんですけれども、残念ながら、まだまだ旧市町間の枠組みに対する意識が取り払われていないと感じるときがございます。

今のままでは柳川市としての一体感が醸成されないんじゃないかなと懸念をしているところなんですけど、一刻も早く柳川市は一つという意識を前面に打ち出すべきだと考えておるところですが、市民意識の一体感の醸成をどのように進めていこうとされているのかをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

来年3月21日で合併10周年を迎えることになります。旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の垣根の部分について、年月とともに、私は毎年、少しずつ垣根は低くなってきているというふうな捉え方もしているところでもございます。

一方で、それぞれの市町で古くから根差した習慣、慣行とか、コミュニティ、伝統文化等を尊重する必要もあったし、そのスタイルを継承していくことも新柳川市の行政運営を進めていく上では重要な視点でもあったわけでございます。そうした部分が旧市町の垣根を感じられる部分ではなかったかと思えます。

私は、1つは、市民意識の一体感の醸成としては、今回、柳川市の市民文化会館を建設いたします。建設の場所については、いろんな形でありましたけれども、最終的には議会の了解もいただきまして、あそこの市民グラウンドに建設する予定でございます。

今、建設に当たりまして、柳川、大和、三橋のそれぞれの文化協会の代表者や市総合美術展の運営に携わる方、楽器の演奏者、ピアノ講師など、市内で幅広く活動されている方々に集まっていただきまして、新しい市民文化会館の基本計画を協議いたしているところでございます。また、市民ワークショップを開催いたしまして、旧市町に関係なく、音楽やダンス、

芸術、文化等に関心がある市民の皆様で、わいわい意見を言っていたかと、遠慮なく意見を言っていたら、夢のある計画をつくりたいというふうに考えているところでもございます。

このように、市民の皆様同士で、ともに1市2町のそれぞれの地域の方がつくり上げていく場を設けることによって、文化や芸術をきっかけとして市民の理解が高まり、深まり、そして一体感の醸成につながっていければというふうに考えております。

私はその象徴として、また合併した柳川市の新たなシンボルとして市民文化会館を建設したいというふうに常々言っておりましたけど、将来にわたり運営していく中で一体感を醸成していきたいというふうに考えているところでございます。

このような取り組み等を通じまして、これからの柳川にどうあるべきなのか、また、どうすべきかを市民とともに考えながら、これから先の10年、20年を見据えた一体感のあるまちづくり、そしてまた、合併してよかったねと言われるような柳川のまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私自身は、垣根の分については、まだあるかもしれませんが、少しずつ垣根が低くなって、将来、15年、20年になって、本当に合併してよかったねと言える、柳川は合併してよかったねと言えるようなまちに向けて建設を議会と一緒に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そうですね、5年、10年では、なかなか難しい部分はあるかと思えます。ですから、おっしゃったように、15年、20年、場合によってはもっとかかるかもしれませんが、市民全員が、そういった、とにかく柳川は一つという意識を持って、やっていくべきだと私も感じております。

それで、一昨年、本当に大変残念な水害がございました。それがきっかけかとも思うんですが、防災訓練、水防演習、これは従来はずっと両開の干拓地で行われておりましたが、昨年が中島の矢部川堤防の河川敷、ことしは中山のいこいの森周辺で開催されました。

以前もお尋ねしたんですが、同じように 同じようにというか、やっぱりイベント、先月、よかもんまつりが2日間の来場者6万人と聞いておりますけれども、以前、三橋地区はまつりみつはしですか、大和地区は大和町民なんでもまつりということをそれぞれされていたわけですね。

ですから、私はそういったお祭りも、やはり各地、各地といいますか、三橋地区とか大和地区でもローテーションで開催すべきだと思ひまして、改めてお尋ねしますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

柳川よかもんまつりを三橋地区や大和地区で開催すべきではないかということでございますが、平成21年12月定例会の折、答弁させていただいておりますけれども、合併後、最初の祭りの実行委員会において、3地区回しでの開催も検討、議論されておりますけれども、当時は、会場の広さや利便性の面から、上宮永町の有明地域観光物産公園で開催することが決定をされました。

また、その後も実行委員会においても3地区回しでの開催を検討した経緯はありますけれども、やはり会場の広さや会場までの利便性、周辺の駐車場の確保の問題、お客様の安全性など、もろもろのことを考えますと、現在の物産公園にかわり得る場所が見当たらないという考えで来ております。

なお、諸条件が整う場所の確保ができれば、現在の場所以外での実施も検討が必要だというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そういった検討をなさっていただいたということに関しては、ありがとうございます。ただ、いろんな条件、今、幾つかおっしゃいましたけれども、一番優先すべき条件、一番じゃなくても二、三でもいいんですけど、優先順位の高いのというのは何ですかね。

観光課長（松藤満也君）

いろいろございますけれども、例えば、駐車場の問題が一番大きいと思います。現在、よかもんまつりでの駐車場の確保台数が1,640台確保をいたしております。これは市民グラウンドとか三橋庁舎、大和庁舎、そういうのを入れて全部でございます。それに加えて、会場周辺に、出店者とかステージの出演者とか身障者の方々、その関係、来賓の方々の関係者の駐車場を304台、さっき言ったのと別に確保をしております、合計2,000台程度の駐車場の確保をいたしております。

それが一番大きな問題で、そのうち、さっき1,640台のうち、徒歩可能な駐車台数が890台でございます。当然、周辺に駐車場がないと、シャトルとか、そういうものの台数が当然ふえるということになりますので、それと先ほども申し上げましたが、交通の安全性の確保、道路を渡ったりとかですね、60人弱のガードマンを確保しております。そういう費用的な面もございまして、最初申し上げました駐車場の問題が一番だと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、もう1点お尋ねしますが、現在の市民グラウンドのところでは大体何台分ぐらい駐車可能なんでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

市民グラウンドは300台でございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

先ほど来も出ていましたが、市民文化会館の建設が始まれば駐車場が使いなくなりますよね。完成しちゃったら、もちろん可能なんでしょうけど。だから、これが300台が、この全体の中の割合が大きいのか、大きくないのかですけど、そういった点でも、やはり今後、検討すべき課題じゃないかなと改めて感じております。

それ以上に、やはり一体感を持たすためにも、持ち回りで、ぜひ改めて土俵に上げていただきたいと思いますが、いかがでしょう。持ち回りを実行委員会での検討の土俵に上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

観光課長（松藤満也君）

当然、これからも実行委員会のほうでは、そういう議論はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私はこの段階では、土俵に上げてくださということですけど、ぜひそういった形での開催を切にお願いしたいと思っているところでございます。

それでは、次なんですけど、現在、住所表記ですが、私は柳川市吉原です。合併前は柳川市大字吉原でした。現三橋地区の方は山門郡三橋町どこどこ、今は柳川市三橋町どこどこ、大和地区の方は山門郡大和町どこどこが、今は柳川市大和町どこどこですよ。

こちら辺、合併協議会ではどのような議論がなされたのか。要は三橋町、大和町を残すのか残さないのか、その辺の議論がどうだったのかをお尋ねいたします。

総務部長（大坪正明君）

住所表記について、合併協議会の中でどのように議論がされたかという御質問でございます。

合併協議会の中では、まず、担当職員で構成しております総務部会において協議がされております。その中では、旧市町名について愛着を持つ住民が多いことを踏まえて、町名を残して、うまく取り入れながら町、字を表記していくというような方針をまとめております。

その後、当時の1市2町の助役で構成する幹事会におきまして、部会の調整内容を確認して、平成16年4月28日の協議会において、町、字の区域及び名称の取り扱いとして提案をさ

れました。そして、5月12日の協議会において原案どおり承認され、合併協定項目として協定書に記載がされているところでございます。

なお、新市の名称や事務所の位置を検討するために設置されました新市名称・事務所の位置小委員会におきましても、合併後の町名の扱いが議題として上がっております。この中で、町名が消えることへの不安感が合併反対につながることから、旧町名を残した形での住所表記にすべきという要望が出されております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

10年前の合併協議会では、そのような検討がなされたということですね。

ただ、やはり今回のテーマ、一体感を醸成させるためにはどうなのかな。合併10年たって、そこら辺も一旦また市民の皆さんに問うてみるのもいかがかなと私は考えておるんですが、いかがでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

先ほどの合併時の経緯を踏まえますと、大和町、三橋町という地名に愛着を持たれている市民は、まだ現在も多くいらっしゃるというふうに考えております。

町名の廃止については、市民の間で、そういった機運が出てきて、盛り上がり、やはり市民から多くそういう声が出てきた段階で検討したほうがいいのではないかとこのように思っております。

そういったことで、まだ少し時期が早いのではないかとこのように考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今回、こうやって取り上げるに当たって、私も以前からそこら辺、住民の皆さんに、各地の皆さんにお尋ねをしておりました。ただ、3地区、100名の方に聞いて、数値が出たら取り上げようと思ったんですけど、なかなかそこまでいなくて、実際は賛否両論ありますし、三橋町、大和町の方々では、もちろん賛成の方は少ないですよ。かといって、なくてもいいという方も、多くはないけど、いらっしゃるのも事実なんですけれども、今おっしゃったように、そういった機運が、私自身はですね、だから、柳川市本町何々とか、三橋町何とかというのが並列するのが、やっぱりちょっとどうなのかなという部分はありますけれども、それ以上に、やはり一体感を持たすために、そういった時期がいつになるのかわかりませんが、そういったことも、やはり一体感を持たすためには必要じゃないのかなということをおの意見として申し上げておきたいと思っております。

ただ、実際、事務的なことですが、省略、削除した場合で不都合があるのかどうか、

事務的なことでお尋ねいたします。

総務部長（大坪正明君）

町、字の変更については、まず行政側の手続としては、議会の議決を経て告示するなど、地方自治法に基づく所定の手続などが必要でございます。

なお、町名を廃止することによって字名が旧柳川、三橋、大和で同じで重複するというようなことはございません。

ただ、大和町と三橋町の字名と場所が、特に旧柳川の住民にとっては、なかなか結びつかないというか、そういうことで、その字が大和町なのか、三橋町なのか、まだよくわからないというような方も多くいらっしゃるんじゃないかというふうに思っております。

また、社会活動において住所というのが基本となりますので、市民の方が住所表記を変えた場合に、みずから自分のプロフィールを改めて、含めて、住所を表示したものについては全て自分で変更しなければならない部分が出てくるという不都合は発生するというふうに思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今、部長がおっしゃったとおり、特に私なんか柳川でも西のほうですから、三橋町のどこ、大和町 実際ですね、仮に、済みません、市長のところでは磯鳥とかいってあれですけど、三橋町磯鳥とあるから三橋とわかるけど、ただ磯鳥と言われたら、どっちかわからんというような声も正直言ってございました。ですから、それはですね、今、部長のおっしゃったとおりだと私も思います。

ただ、繰り返しになりますが、垣根を取るということで、将来的にはぜひ御検討いただきたいと思います。

最後に、市長、2期目の就任の挨拶で、ホームページにも載っておりますが、やっぱり選挙のときに、「1市2町の垣根がまだまだ根深く残っていることを実感しました。この垣根をできるだけ早く取り払い、「柳川は一つ」という意識を持って、市民の皆様と議会と行政が一丸となり「オール柳川」で取り組んでいくことによって、合併して良かったと思えるまちになるよう頑張ってまいります」とございますので、これからも、あとよろしく願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 3 順位、20 番梅崎和弘議員の発言を許します。

20 番（梅崎和弘君）（登壇）

20 番、正義の味方、仮面ライダー、共産党の梅崎でございます。100 回目の質問に向けて頑張っておりますので、どうか皆さん方の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、第 1 点目ですけれども、9 月 28 日告示、10 月 5 日に行われました柳川市議会議員選挙事務のトラブルについてお尋ねいたします。

今回、選挙結果が出るのが大変遅くなったわけでございます。1 回目ゼロ票、2 回目ゼロ票とか、いつわかるかん、まだわからんかんと電話が何回もかかってきたわけでございますけれども、このことにつきましては、ほかの議員も同じだったんじゃないかなと思っております。

そこで、1 点目ですけれども、まず、候補者の記載の欠落による選挙公報の 2 度にわたる配布、それと、開票作業の大幅なおくれなど、これらに対してどのような対策をとられたのか、以上、2 点お尋ねいたします。

2 点目でございます。米価の大幅な下落と柳川市における農業政策のあり方についてであります。

農地を借りて大規模な米つくりをされている農家の方から、こげん米の値段が安かなら今後どうしていいかわからん、将来の見通しが立たない、こういうことを言われました。米価が暴落し、ただでさえ厳しい経営状態であり、米つくり農家を苦しい立場に追い込んでおります。

生産者の受け取る米価の目安となる概算金が 1 俵 60 キロ当たり 3 千円以上も下落をしており、史上最低の 8 千円から 7 千円台になっております。過去 5 年間の米の生産費の全国平均は 16,236 円であり、概算金はその半分という低さであります。これは米をつくるほど赤字になってしまうわけでありまして。米価の下落で最も打撃を受けるのは、政府の政策、いわゆる政府の言うことを聞いて農地を集めて大規模経営に拡大をしました生産者や法人の方たちであり、固定的な人件費や先行投資などで赤字が大きくなるからであります。

米価がどれほど安いのか。ペットボトルは自動販売機で 110 円から 150 円で売られております。米のこの概算金をペットボトル 500 ミリリットルに換算しますと、9 千円の米は 60 円であり、日本一高いと言われるコシヒカリでさえも 95 円です。大量の米を使い、種まき、田植えなど半年もかけて収穫をする米が水より安いのです。国民の命をつなぐ米が、お茶わん一杯にすればたったの 20 円以下であります。

米の減反を目標どおり実施した農家には10アール当たり15千円の直接固定支払いがありましたけれども、安倍農政はことしから7,500円の半分にし、2018年産から廃止をする方針です。減反も2018年産から廃止をしようとしております。一定の全国販売価格60キロ約12千円から下落分を国が補填する米価変動補填交付金、この制度も廃止をしております。

米の過剰で大きな問題としてミニマムアクセス米の問題があります。これは年間77万トンも外国から米を輸入しなければならない義務があります。これは北海道や新潟県の米の生産量を上回っております。

そこで、1点目は、柳川市の主食用の米の生産面積、生産量はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目が今回の概算金の下落の影響はどうなっているのか、以上、2点をお尋ねいたします。

3点目が国保税の状況についてであります。

私は市議選において今回も市民アンケートを行っております。最終のまとめにおきましても、毎回のことですけれども、国保税が高い、もっと安くしてほしいという回答が一番多くあっております。国保税を下げるためにはどうすればいいのか、多くの方の御指導、御支援を受けながら今後も取り組んでいきたいと、このように思っております。どうかよろしく御指導をお願いします。

2010年度の厚生労働省の調査によれば、国保加入者の約41%が無職の方々であり、所得なし世帯が約28%と言われております。

1点目としましては、柳川市の国保税は年間所得2,000千円、4人世帯の家庭で幾らになりますか。このことにつきましては前回は質問をしておりますけれども、もう少し詳しく教えてください。

収入がなくても保険料を納めなければならないのが国保の特徴であると言われております。国保税は医療分、支援分、介護保険分がありますけれども、それぞれの金額、年間幾らになるのか。

2点目としまして、国保加入世帯数はどれくらいの世帯数なのか、また、これは全世帯の何%になるのか、お尋ねいたします。

滞納世帯、前は1,700世帯という御答弁があってございましたけれども、その後、ふえているのか減っているのか、お尋ねします。

また、短期保険証の発行、資格証明書の発行、滞納額はそれぞれどうなっているのか、お尋ねいたします。

3点目が本市の所得割率及び近隣の自治体はどうなっているか、以上、お尋ねをして、第1回目を終わらせていただきます。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

梅崎議員の御質問にお答えをいたします前に、さきの10月5日執行の柳川市議会議員一般選挙におきます選挙公報の2度にわたる誤り、また、開票時間のおくれを生じさせましたことに対しまして、市民の皆様、立候補をされた皆様及び関係者の皆様に大変な御迷惑をおかけいたしました。ここにおわびを申し上げます。

それでは、質問に対する御答弁を申し上げます。

まず、製本ミスによります選挙公報の再発行についてでございますけれども、これは選挙公報の製本作業で、印刷した各ページを折り込む工程で発生したものでございます。具体的には、製本の際に機械で折り込み作業をいたしますが、用紙の圧着などで2枚一遍に機械内に搬送されたものや、二重折り込み、枚数が不足したものなどを、いわゆる機械のセンサーで正常な折り込みができなかったものをはじきますが、これが28部発生しておったことが判明いたしました。この28部を委託業者の作業員が手作業で分別し、再び機械にかけるといった作業を行っておりまして、この手作業で行った分別作業にミスがあり、これが原因で製本ミスが発生したものと考えております。現在までに製本ミスが発生をいたしました選挙公報現物は2部を確認しておるところでございます。

議員御質問の対策でございますけれども、選挙公報につきましては、立候補届け出締め切り後の午後5時15分から柳川市選挙管理委員会を開催いたしまして、公報の掲載順序の抽せんを行います。その後、委託業者によりまして印刷、製本、封筒への袋詰め作業を行いまして、郵便局に直接納入をし、郵便局から各世帯に郵送をするということにいたしております。

製本ミスを防止する対策ということでございますけれども、この印刷、製本の作業時における選挙管理委員会事務局職員の立ち会い、工程ごとの抜き取り検査、封筒への手作業での袋詰め作業ですけれども、この作業前の成果品の検品頻度を多くするという事などにより再発防止を図ってまいりたいと考えております。

また、業者には機械セット時には複数での確認の徹底、作業工程上で生じた不良品等につきましては手作業での製本を行わないといったことを徹底するよう、発注仕様書に明記したいと考えておるところでございます。

なお、選挙公報につきましては、平成25年の公職選挙法改正によりまして成年被後見人の皆さん方が選挙権を有することになったにもかかわらず、選挙権がない旨の誤った記載を行ってございました。このようなことがないように、選挙公報を初めとする関係文書の記載内容についてのチェックにつきましても徹底していく所存であります。

改めまして、成年後見人の皆様、市民の皆様を初め、市議会議員に立候補された皆様、関係者の皆様に対しましておわびを申し上げたいと思います。

続きまして、開票作業についてお答え申し上げます。

今回、開票作業がおくれた理由は、いろんな要因が複合して発生したと考えておるところです。

開票作業におきましては、まず、開披台で票の仕分けを行いますけれども、今回、26名の立候補者数でございましたので、最初に開披台において票を26種類に分類する必要がございます。当然ながら、この開披の作業が一番手間と時間を要します。そのため、職員全員で開披作業を行います、一定時間経過後に各職員の持ち場に職員を配置いたします。これを少しでも長く全員での開披作業を行いたいと当時考えておったところでございます。しかし、全員での開披作業を余りに優先した結果、初めの時間帯には選挙立会人さんのほうに票が届かず、一定時間経過後には多くの票が一遍に立会人さんのところに来ることとなりまして、立会人席で票が滞留をいたしました。これが主な原因の一つと分析をしているところです。

結果といたしまして、開票の終了時刻が前回の市議選と比較をいたしまして1時間以上のおくれが生じた次第でございます。

選挙での開票作業につきましては、その正確性はもちろんのことでございますけれども、同時に迅速さも求められることを改めて痛感いたしました次第です。そのため、人員の適正な配置、適正な時間配分、開票作業前の十分な打ち合わせ等を行います、正確かつ迅速な開票作業を目指していきたいと考えております。

以上です。

農政課長（成清博茂君）

まず、柳川市の主食用米の生産面積、生産量についてお答えいたします。

生産調整対象面積がおよそ3,847ヘクタールでございます。そのうち、半分の1,998ヘクタールで主食用米、ウルチ米、モチ米の生産が行われております。また、生産見込み量につきましては、およそ1万200トンの見込みでございます。

また、今年産の概算金の下落の影響についてでございますけれども、概算金とは、出荷業者などに出荷いたしました際の仮渡金で、米の種類にもよりますが、昨年産に比べまして概算金が15%から20%下落をしております。また、今年度産から、議員おっしゃいました米の定額の交付金も10アール当たり15千円から7,500円へと半減をされております。生産者にとりましては大変厳しい状況になっております。今後、追加払い等もありますけれども、できるだけ下落の幅が少なくなればというふうに思っております。

以上です。

健康づくり課長（樽見孝則君）

健康づくり課から国保税に関する御質問にお答えいたします。

まず、1点目の柳川市国民健康保険における年間所得が2,000千円の4人世帯の家庭の国保税額でございますが、御承知のとおり、国民健康保険では加入される人数や年齢によって国保税額が異なってまいります。このため、1つの例で申し上げますと、40歳代の夫婦と未成年の子供2人の4人世帯で、夫の所得が2,000千円ある場合で計算した柳川市の国民健康保険税は年額351,800円となります。内訳を申し上げますと、医療分が232千円、支援分が

68,100円、介護保険分が51,700円でございます。

2点目の国保加入世帯数でございますが、本年11月1日現在では1万415世帯で、全世帯の41.5%となっております。

また、滞納者数と滞納額につきましては、議員がおっしゃいました滞納世帯数の1,700世帯という数字につきましては、平成25年度国民健康保険の滞納繰り越し決算期におけるもので、一番直近の数字でございます。滞納額は461,625,029円ございまして、前年度の決算期と比較いたしますと、世帯数は69世帯減少、滞納額は15,214,754円減少しております。

また、平成26年11月1日現在の短期保険証発行世帯は600世帯、資格証明書交付世帯は95世帯となっており、昨年同時期と比較いたしますと、短期証交付世帯が4世帯減少いたしまして、資格証明書交付世帯は25世帯ふえております。

次に、医療分の所得割率につきまして、本市は8.1%となっております。また、近隣自治体の状況でございますが、筑後市が7.9%、大川市が8.9%、みやま市が8.3%となっております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

じゃ、2回目以降の質問をさせていただきます。

いわゆる開票作業の大幅なおくれ、これはいろいろあると思いますけれども、開票がおくれたことに対して、職員の数を減らしたのではないかということが言われておりますけれども、何名ぐらい職員を減らされたのか、そこら辺をお尋ねいたします。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

開票に係ります職員数につきましては、前回の平成22年が94名でした。今回が86名ですので、前回と比較いたしまして8名減の人数で開票作業に当たりました。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

じゃ、この8名減らしたことによって開票がおくれたという認識はないわけですよね。それは余り関係ないだろうということでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

議員御指摘のとおり、開票従事者の人数減につきましても一つの要因かもしれません。

いずれにいたしましても、開票作業につきましては、当然のことながら正確性が求められますけれども、あわせて作業の迅速さも当然求められておりますので、人員の適正な数、バランスのとれた人員配置、効率的な作業手順など、正確かつ迅速な開票作業を目指して、今後とも調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

はい、わかりました。

それじゃ、今回、公報を2度配布されておりますけれども、これについて、この費用は業者負担なのか、また幾らぐらいかかったのか、教えてください。

選挙管理委員会事務局長（白谷通孝君）

選挙公報の再発行に係る費用は誰が負担するかということでございますけれども、これは全額業者が負担いたします。市からは負担はいたしません。

なお、幾らかかったのかということでございますけれども、業者のほうに確認をいたしたところ、900千円程度ということで回答をいただいております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それから、以前は選挙管理委員会の局長は専任だったと思います。この専任から、今回改正されたのはどのような理由だったのか、お尋ねします。

総務部長（大坪正明君）

人事関係の御質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

御質問のとおり、選挙管理委員会の事務局長については、昨年度までは課長級の管理職員を専任で配置しておりました。また、選挙管理委員会ではいろんな選挙を執行しますけれども、事前の準備を含めて、1年を通して専任の部下職員を配置する必要まではありませんので、事務局長以下の職員については、柳川庁舎で申し上げますと総務課の職員を兼務させているところでございます。

したがって、昨年度までは兼務をしている職員については、総務課長と選管事務局長という2人の管理職員の指揮のもとで業務に従事しておりました。一方、総務課長と事務局長はお互い調整しながら兼務の職員に指示を出して事務の遂行に努めていたところでございます。

御質問のとおり、今年度から総務課長と選挙管理委員会事務局長を兼務ということで1人にしたところでございます。その理由につきましては、管理職員を兼務とすることによって、部下職員も同じ1人の上司から指示を受ける形となるため、双方にとって仕事がやりやすくなるのではないかと考えたからであります。このため、管理職員の数は1人減りましたけれども、総務課のほうに専任の課長補佐を配置して職員数を1人ふやしておりますので、全体の職員数については前年度と同じでございます。

なお、総務課長については受け持つ事務の幅がふえて責任も重くなりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、新たに課長補佐を増員して配置しておりますので、今回の兼務ということについては、あくまでも仕事がしやすくなるようにという考えで行ったものでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

局長が専任じゃなくても、仕事がしやすくなるから、こういうふうな改正をされたということでございます。今度、あと4日後、12月14日、衆議院選挙の小選挙区、比例代表の投票がありますけれども、この際、ぜひトラブルのないような十分な対策をとっていただきたいと思います。

では、この件は終わりますけれども、次、米価の下落と柳川市の農政の件についてをお尋ねいたします。

まず1つは、いわゆるこの下落に対しましての農家に対する救済措置ですね、これはどういうものがあるのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

米の下落に対する救済措置につきましてでございますけれども、米、畑作物の収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定経営を行うための支援として、議員おっしゃいました米価変動補填交付金の制度が昨年までありました。今年度から収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策一本での支援が行われるようになっております。

このナラシ対策については、一定規模の認定農業者、集落営農組織が対象となっております。補填内容といたしましては、米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計と過去5年の収入のうち最高と最低を除いた3カ年の平均を標準的収入と比較いたしまして、その差額の9割が補填されるという制度であります。また、稲作経営安定緊急対策といたしまして、米の販売農家のうち、生産調整実施者に対し、経営の安定のため、実質無利子の資金の融資制度が創設されております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

救済措置の一つとしてナラシ対策をおっしゃいましたけれども、このナラシ対策については対象農家が非常に少ないというふうに聞いておりますけれども、農家戸数はどれくらいでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

ナラシ対策の交付対象といたしますか、対象農家数については、この規模要件がございまして、認定農業者で4ヘクタール以上、それと、集落営農組織で20ヘクタール以上の規模要件がございまして。この要件を満たしている対象農家につきましては、認定農業者で47名、それと、集落営農組織で現在31組織がございまして。合計いたしまして、78経営体がナラシ対策の対象農家というふうになっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

経営安定のための無利子の資金があると聞いておりますけれども、この融資制度の内容をもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

今回の融資制度の内容についてでございますけれども、今年産の米の概算金の下落、それと、長雨、また日照不足による収量低下により減収となった稲作経営者の経営の維持、安定のために設けられたものでございます。貸し付け対象者は、先ほど申しました米の販売農家のうち、生産調整実施者が対象となっております。

貸し付け額は米の減収見込みの範囲内でございます。上限が個人で5,000千円、法人で10,000千円で、県の融資枠が5億円というふうになっております。貸し付け期間につきましては、据え置き期間なしの5年間となっております。現状の金利で想定しますと実質無利子になるかというふうに思っております。この資金の利用につきましてはこれからでございます。来年3月までに貸し付けられた案件に限って利子補給がなされるということになっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

この制度に対する利用状況は来年3月ごろにならんとわからんということですか。そういうふうにとっていいわけですね。

じゃ、続きまして、新規就農者の件についてお尋ねします。

私ごとですけれども、私は33歳で脱サラをして百姓になったわけでございます。その当時は昭代地区はイグサ栽培が盛んでしたけれども、中学校の同級生が1人でビニールハウスによるトマト栽培をしておりました。その後、2人でいろんなことに取り組みまして、今ではトマト、ナス部会もJAの中においては大きな存在、大きな組織になっております。私はトマト栽培を10年、ナス栽培を23年間取り組んできました。

そこで、新規就農者はどのようになっているのか、お尋ねします。

農政課長（成清博茂君）

新規就農者の状況についてでございますけれども、県の南筑後普及指導センターが毎年取りまとめております。そのデータで近年の新規就農者の数を申し上げますと、まず、23年度が2名、24年度が7名、25年度が12名となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

新規就農者が7名から12名と9人ふえておまして、私はこれについては将来が楽しみであります。

ところで、平成26年2月に柳川市新規就農者等支援会議より「柳川市で農業を始めてみらんかんも」という冊子が出されております。今、昭代地区におきましては、30代、40代の新

規就農者の方はビニールハウスによるイチゴなどの栽培に取り組む方がふえておられます。しかし、その設備投資には20,000千円から30,000千円もかかると、こういうふうに言われておりますけれども、この新規就農者に対する補助といいますが、もっと補助が大きければ、もっと新規就農者はふえるんじゃないかなと思いますけれども、こちら辺についてはいかがでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

新規就農者への支援についてでございますけれども、やはり園芸作物に取り組む場合につきましては多額の設備投資資金が必要になってきます。ビニールハウスなどの施設でありますけれども、これにつきましては、県の活力ある高収益型園芸産地育成事業がありまして、補助率は2分の1、もしくは3分の1の補助がございます。また、24年度から始まりました青年就農給付金制度がございますけれども、これにつきましては、45歳未満の新規就農者で、土地の所有等の条件がございますけれども、条件をクリアすれば年間1,500千円、最長5年間の支給がなされるようになっております。また、認定就農者として認定されますと、無利子の就農支援資金を借り入れることが可能となっております。

また、補助事業ではございませんけれども、本市では、先ほど議員も申されました認定農業者連絡協議会の代表、また女性部長、青年部長、またJA、普及指導センターで構成しております新規就農者等支援会議にていろいろ新規就農者の支援を行っているところでございまして、新規の就農者が安心して農業経営ができるよう検討を行っております。中でも定期的就農相談を行ったり、トレーナー制度として、新規で就農された方が早く経営の安定を図られるようにと、ベテランの経営者の皆さんにお願いしまして現場での営農相談等も行っているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

この冊子を読みますと、本当にきめ細かに精神面から経済面まで指導がされていて、本当にいいことでないかなと思っております。また、これから先も新規就農者の皆さんが安心して農業ができるように、今後ともお願いをしたいと思います。

それから、市長にちょっと見解をお願いしますが、以前、柳川市における特産物、これは何回もずっと私も質問してきましたけれども、柳川市の特産物の取り組み、また、柳川市の人口対策として工場誘致も大切だと思いますけれども、このように新規農業者がふえることも人口対策として大事なことはないかなというふうに思っておりますけれども、こちら辺につきましてはのひとつ市長の御見解をお願いします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

新規就農者の問題の前に、今日の農業情勢について私の考え方なりを申し上げたいと思

ます。

まず初めに、今年産の米の概算金の仮渡金が下落していることにつきましては私も大変心配をいたしております。ことしは米価の下落に加えまして、米の定額の交付金についても削減をされているところがございます。米の生産農家の皆さんにとりまして大変厳しい状況で、心配をされてあるのではないかと考えております。

この米価下落に対する支援としては、先ほど課長が申しあげましたように、収入減少影響緩和対策や経営安定のための有利な資金などを活用して、経営の維持、安定を図っていただきたいと考えております。

本市はこれまで米、麦、大豆の振興を図り、県下でも有数の産地となっております。今後も米、麦、大豆の振興を図るとともに、将来の水田農業の方向性について生産者の皆様の意見をお聞きしながら取り組んでいきたいと考えております。

そこで、質問の新規就農者についてでございますが、ここ数年、先ほど課長が申しあげましたように、毎年5名ずつふえている状況でもございます。新規就農者の皆さんは将来を見据えて農業を職業として行っていく決心をされ、大変心強く思っているところでもございます。

先般、農協青年部の中での体験発表を聞かせていただきました。それぞれの農業をされている方が充実感を持ってやっておるということで、あとはどうやってもうかっていくかということが課題というふうに私は思っております。

また、6年前より、ハウスでイチゴをされている方が毎年、先日もおいででございましたけれども、市長室にイチゴが届けられます。そういうことで、若い人が市長に食べてもらいたいということで持ってきていただいて、職員にも試食をさせて、私自身も大変おいしくいただいたところでもございます。

梅崎議員が言われたように、施設園芸に取り組む方が多くなってはおりますが、就農に当たっては多額の設備投資が必要でもございます。補助事業、無利子資金の借り入れなどを活用され、経営の安定を図っていただきたいと考えております。

企業誘致の問題にも触れられましたけれども、本当に企業誘致については柳川市にとりまして非常に難しい問題でなかろうかと思っております。私は第1次産業の農業、漁業に対して、都市から帰ってきていただいて、そういうことでされるとするならば、大変いいことだなというふうに思っているところがございます。市の活性化のために極めて重要というふうに思っておりますし、今後も担い手の育成、支援につきましては、新規就農者支援会議を中心に、JAさん、農業委員会の皆さんとしっかりサポートしてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。この問題につきましては、応援をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして国保税の状態についてですけれども、政府は1984年以降、国保に対する国の責任を次々に後退させております。1984年から2012年の間で、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から23%に半減をしております。1人当たりの国保料は39千円から91千円に倍増している、このように言われております。

そこで、滞納世帯の平均所得額722千円に対して国保税額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

先ほど申し上げましたように、加入される人数や年齢によって国保税額は異なってまいりますが、40歳代の夫婦と未成年の子供2人の4人世帯で、夫の所得が722千円ある場合で計算した柳川市の国民健康保険税は年額138,400円となります。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

722千円に対して国保税138千円は、非常に高いんじゃないかなと私は思っております。

そこで、前、一般会計からの繰り入れで国保税を下げたいということを提案してきましたけれども、今現在、基金の状態、前は4億円ぐらい基金があるというふうに聞いておりましたけれども、その基金がどうなっているのか、また、近隣の市はどうなっているのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

本市の平成25年度末の基金残高は461,329,709円となっております。

また、主な近隣市の25年度末の基金残高につきましては、大牟田市が約793,660千円、筑後市が約13,000千円、大川市が約7,260千円、みやま市は約356,910千円となっております。

なお、本市の基金につきましては、平成26年度当初予算で歳入不足を補うために230,000千円の基金繰出金を計上しているほか、9月議会で御承認いただいた補正予算では、固定資産税錯誤に係る国保税還付金支出に充当するため41,160千円、国庫負担金等の返還金に充当するため144,754千円の繰出金を計上いたしております。予算上ではございますが、現時点での基金残高は82,460,709円となっております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

一般会計からの繰り入れも、ちょっと難しいと。それじゃ、基金のほうから繰り入れたらどうかということをおっしゃったけれども、これについても基金がだんだん減ってきているので難しいということですが、いわゆる柳川市の医療分の所得割が8.1%ですけれども、筑後市が7.9%でございます。柳川市の所得割を筑後市並みにした場合、国保税はどうなる

でしょうか。

健康づくり課長（樽見孝則君）

最初にお答えした例と同様に、40歳代の御夫婦と未成年の子供2人の4人世帯、これで夫の所得が2,000千円ある場合で、医療分の所得割を7.9%に置きかえて計算いたしますと348,500円となりまして、8.1%で計算した額よりも3,300円低い額となります。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

何回も言いますけれども、国保税を下げる方法は、やっぱり一番いいのは、全国でも7割の自治体が一般会計からの繰り入れをしているという状況にありますけれども、それが難しいのであれば、所得割を筑後市並みにした場合は3,300円安くなるということですが、こちら辺の所得割を下げる方法についてはどのようにお考えでしょうか。

健康づくり課長（樽見孝則君）

先ほどお答えしましたように、本市の基金につきましても大変厳しい状況でありまして、また、平成25年度から医療費への支出増が続いている中で、国民健康保険の財政は年々厳しくなっておりまして、このような中で、国保税を引き下げることについては非常に厳しいと言わざるを得ません。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

ほかにも国保税を安くする制度として条例の減免制度があります。主に災害、失業、生活保護者など、収入が下がったことによる減免制度があると思っておりますけれども、このことについてはどのようになっていますか、お尋ねします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

本市の減免制度につきましては、柳川市国民健康保険税条例第27条に減免の規定を設けております。減免の該当要件につきましては、次の3つがございます。1つには、天災地変等によって生活困窮になったとき、2つには、生活困窮により生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準じる者、3つ目には、後期高齢者医療制度発足に伴って、社会保険に加入していた人が後期高齢者制度に移行することにより、その扶養者であった65歳以上の人が国民健康保険に加入した場合の以上3点を定めております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

大阪の各自治体の減免制度の中に、所得激減減免、低所得減免、障害者の減免、母子世帯減免、ひとり親減免、高齢者減免とか、また、借金減免などがあると聞いております。このような条例減免制度があるわけですが、こういうことについてもよければ検討していただきたいなと思っております。

また、国保税の支出の8割が医療費です。病気の住民が多ければ医療費は当然多くなり、健康であれば医療費は少なく、国保税も安くなります。いわゆる国保料が高い自治体は住民が不健康であり、病気がちだと言えらると思えますけれども、この特定健診、がん検診の実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（樽見孝則君）

柳川市の国保では、平成20年度から医療費の削減のため、国民健康保険の加入者で40歳から74歳までの人を対象にした特定健診を実施しております。平成25年度の特定健診の受診率は36.7%と、前年度と比較いたしますと1.4ポイント増加いたしております。

ちなみに、県の平均は30%でございますので、県の平均を6.7ポイント上回っていることとなります。

また、本市のがん検診につきましては、今年度は胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの5つの検診を集団検診及び各医療機関での施設検診で実施しております。これまで受診率の向上のため、一定の年齢層の受診料を無料にする無料クーポン事業を行い、集団検診の会場数と回数をふやして受診誘導を図るなどの取り組みを実施してまいりました。

平成25年度の受診率につきましては、胃がん検診が4.0%で、前年度よりも0.4ポイント増加しております。肺がん検診につきましては4.7%で、前年度よりも0.4ポイントの増加、大腸がん検診は9.3%で、前年度に比較して0.6ポイント増加、子宮がん検診は19.0%で、これは前年度よりも0.6ポイント減少しております。また、乳がん検診につきましては16.3%で、これも前年度よりも0.6ポイントの減少となっております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

先ほど特定健診、がん検診の受診率を御答弁いただきましたけれども、この件についてはもっと受診率が上がるような努力をしていただきたいと思います。

また、国保加入者は組合けんぽ加入者の約2倍の保険料を負担しており、最も平均所得の低い国保加入者が最も高い保険料を支払っていることとなります。保険料が少しでも安くなるよう対策をとってほしいと思えますけれども、このことについての市長の見解があればお願いをいたします。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えいたします。

先ほどから保険料の所得割について筑後市並みをとということでございますけれども、所得割率を落とすことによって、逆に人頭割、世帯割等を引き上げなければならないという逆転現象が起きてくるようになりますので、それについては今の率を維持していきたいというふうに考えております。

常々議員におかれましては毎回、一般財源の投入というか、一般財源を繰り入れたらとい

うことで何回となく提言をいただいておりますけれども、一般財源につきましては慎重を期したいと思っております。と申しますのも、やっぱり全市民からの負担になってきまして、税金からの投入というのは重複な負担になりますので、それについては慎重を期していきたいと考えているところでございます。

今、申し上げましたように、がんの検診率とかそういうことを、やっぱり早期発見、早期治療という形をするには集団検診とか、いろんな形の検診を早目にやるということが大事ではなかろうかというふうに考えておりますので、医療費が少なくなるように努めることによって、国民健康保険税の財政の負担率が、それぞれの国保加入者の負担が少なくなっていくというふうに思っておりますので、なお一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも御見解ありがとうございました。

じゃ、最後になりますけれども、子ども医療費無料化につきましては要望を述べさせていただきます。

この子ども医療費無料化の件ですけれども、この件につきましても、私たちは市議選においてアンケートの回答をいただいております。前回も申し上げましたけれども、やはり子ども医療費無料化の拡大をぜひやってほしい、こういう要望が多くあっております。私も2歳と4歳の男の子、孫3人と一緒に暮らしておりますけれども、いつ熱が出るか、けがをするか、目を離せないような状態であります。また、子供が病気になれば親は仕事を休んで付き添ったりしなければなりません。若い夫婦が子供を安心して産み育てられる社会の確立が必要と思っております。

児童福祉法の第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、このように規定をされておりますけれども、ここでいいます児童福祉法の対象は18歳未満ですので、やはり18歳未満まで子どもの医療費無料化、このように進んでいくのが必要じゃないかなと思っております。

前回の市長答弁では、子育て福祉のまち柳川の主役は子供たちであり、柳川の宝であると。地域ぐるみで子育てを応援できるよう、今回の医療費拡大にとどまらず、あらゆる面から取り組んでまいりたいと、このような大変前向きな積極的な御答弁をいただいております。

このことにつきまして早急な取り組みをお願いしたいと思っておりますけれども、一言ありましたら、なければいいですけれども、お願いいたします。

市長（金子健次君）

梅崎議員におかれましては、国保税の軽減の問題とあわせて、いつも子どもの医療費関係についても御提言をいただいております。議会の提言の中において、本年10月からの子ども

の入院医療費の助成については実施をしたばかりでございます。梅崎議員がおっしゃるとおり、安心して子育てができる社会の確立というのは大変重要なことではないかと思うし、私自身もそう思っております、今後とも子育てを支援する環境整備の充実に向けて、いろんな面での取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて、私の考え方を申し上げます。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休憩

午後 2 時 1 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。この壇上に立たせていただきますのも久しぶりでございますが、旧柳川市時代、平成15年に市議会議員に初当選をさせていただきましたが、市長選に挑戦するために、一昨年の平成24年12月に辞職をするまで3期10年議員を務めさせていただきました。しかしながら、財政状況、合併した自治体としてのまちづくり、そういう厳しい状況の中で、いかにまちづくりをしていくのか、そのためにはやはり議論に参加しなくてはならない。そういうことで、改めて今回市議会議員に挑戦をさせていただき、再度議員として働かせていただくことができるようになりました。市民から負託を受けた者として、責任をしっかりと胸に刻んで働いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速質問させていただきたいと思いますが、本日は、柳川市財政の現状と課題、すいきょうやながわ水郷柳河の名勝指定と景観という内容で質問をさせていただきます。

この議場で執行部と議論をさせていただくのは、平成24年6月以来となるわけですが、その間、合併した自治体として国の優遇策を活用し、いかに次の時代に向けたまちづくりをしていくのか。そして、行財政改革を断行し、合併のもう1つの目的である健全な財政基盤をいかに確立していくのか、何度も議論をさせていただきました。

その議論の中で、まず、まちづくり投資事業については、国の優遇策である合併特例債活用限度額の274億円の2分の1、137億円を活用し、平成26年までの10年間で341億円の投資事業を行っていきとしておりましたが、平成22年に中期財政計画を策定された折には455億円と増加しておりました。さらに、平成23年の東日本大震災の影響で、合併特例債の活用期

間が10年から15年間に延長されたこと。そして、金子市長が将来なぜ合併特例債をもっと活用しなかったのか。そう言われたくない、後悔をしないためにも全て活用したいとかじを切られ、その方針を盛り込んだ財政シミュレーションを策定し、平成22年から26年度までの投資事業費を288億円、そして平成27年から31年度までの投資事業費を177億円としていたわけです。対して、行財政改革に関しては、職員数の削減を初め、補助金の適正化、大型事業の見直し、公共施設の適正配置、物件費の抑制などを実行していくとしておりました。

これまで、新市誕生当時、平成22年、そして平成24年に財政計画が策定されておりますが、それぞれ当時予想された事業を盛り込んでいたわけでありすけれども、時間の経過とともに状況は変化し、新たな課題、そして総合運動公園建設といった新たな方針によりまして、内容が変更されることもあったわけでありす。しかし、国からの財政優遇策である地方交付税の算定替え、つまり14億円の加算は来年度から徐々に減額され、平成31年度で終了します。少子・高齢化の進展により、扶助費の増加は避けて通れない課題であります。自主財源が乏しく、大きく地方交付税に頼る柳川市にとって、平成32年度以降は厳しい財政運営が迫られてくるわけでありす。

そういった意味で、5年後、10年後を見据えながらの行政運営が求められるわけでありす。現状として、平成25年度の決算によりますと、平成25年度の一般会計の決算の歳入額が342億円、歳出325億円と過去最高額となっております。そして、起債の残高総額が331億円、市民1人当たりになりますと474千円、県内26市中、23番目に高い金額となっております。対して、基金は131億円の残高、市民1人当たりになりますと188千円、26市中9番目の高さであります。そして、今回新たに市民文化会館建設などを盛り込んだ新たな財政計画が策定されております。

そこで質問させていただきますが、前回の平成24年に策定された財政計画である財政シミュレーションと比較をして違いが出てきているようでありますが、収支額、投資事業費の比較、そして、その違いが出てきた理由をまずお尋ねしたいと思います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をよろしくお願いします。

財政課長（島添守男君）

それでは、平成24年2月に作成した財政シミュレーションと、ことしの2月に作成した中期財政計画における収支の比較についてお尋ねでございますが、財政シミュレーションと中期財政計画では計画期間が異なりますので、中期財政計画の計画期間であります平成26年度から平成31年度の計画期間にあわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

なお、金額につきましては、億単位で答弁させていただきます。

まず、平成26年度は、財政シミュレーションでは、歳入総額305億円に対し、歳出総額300億円で差し引き5億円の黒字、中期財政計画では、歳入総額が320億円に対し、歳出総額316億円で差し引き9億円の黒字と。

それから、平成27年度は、財政シミュレーションでは、歳入総額が281億円に対し、歳出総額280億円で差し引き1億円の黒字、中期財政計画では、歳入総額285億円に対し、歳出総額は277億円で、差し引きますと8億円の黒字と。

平成28年度は、財政シミュレーションでは、歳入総額257億円に対し、歳出総額257億円で差し引き同額、中期財政計画では、歳入総額288億円に対し、歳出総額283億円で差し引き5億円の黒字と。

平成29年度は、財政シミュレーションでは、歳入総額270億円に対し、歳出総額270億円で差し引き同額、中期財政計画では、歳入総額304億円に対し、歳出総額300億円で差し引き4億円の黒字。

平成30年度は、財政シミュレーションでは、歳入総額272億円に対し、歳出総額271億円で1億円の黒字、中期財政計画では、歳入総額310億円に対し、歳出総額308億円で差し引き2億円の黒字と。

平成31年度は、財政シミュレーションでは、歳入総額274億円に対し、歳出総額274億円で差し引き同額、中期財政計画では、歳入総額293億円に対し、歳出総額292億円で差し引き1億円の黒字となっております。

この計画期間である平成26年度から平成31年度までの予算総額を歳出総額と比較しますと、財政シミュレーションでは1,652億円に対し、中期財政計画では1,776億円というふうになりまして、124億円の増額となっております。

また、このうち、投資的経費につきましては、財政シミュレーションでは239億円に対し、中期財政計画では312億円となっており、73億円の増額となっております。

この増額の主な内容としましては、新規事業として、柳河・城内地区都市再生整備事業に2億円、学校施設大規模改造事業に8億円、広域火葬場建設事業に14億円を計上したほか、一般廃棄物処理施設整備事業が約22億円、市民文化会館建設事業が11億円、柳川駅周辺地区事業で4億円、これらが増加したことによるものであります。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

平成24年の財政計画よりも、ことしつくられた新たな財政計画、今ふえておると。それで、2年前には盛り込まれておらなかった城内・柳河地区の都市再生でありますとか、学校施設大規模改修、それと火葬場ですか、そういう新規事業が出てきたということと、市民文化会館、ごみ焼却場等々が増額になったということなんですが、特に市民文化会館、それとごみ焼却場、これはかなりふえているようなんですが、ちょっとその辺の理由をお聞かせください。

企画課長（椋島謙治君）

市民文化会館の事業費が増額した理由についてお答えいたします。

平成24年度財政シミュレーションの際には、現在の市民会館と同程度の規模・機能での建てかえを想定しまして、29億円ということで試算をしておりました。

しかし、昨年8月に有識者で構成する協議の場を設置しまして、基本構想（案）及び建設地に関する基本的な考え方の取りまとめを行いました。

その際に、施設利用が見込まれる文化団体等を中心にヒアリングを行った結果、トイレ数が少ない、ロビーやホワイエの共有スペースが狭い、楽屋や控室が足りない、舞台及び舞台袖が狭い、リハーサル室がないといった施設の規模や機能面からの使い勝手の悪さを指摘する声が多くございました。そのため、同規模では利用者のニーズに応えることができないということがわかりました。

今後、数十年にわたり使用する施設でありますので、ヒアリング等で要望が多かった箇所等につきましては、見直しを行った結果、当初の想定より施設機能が充実し、規模が大きくなったことに伴って、事業費が40億円と増額になったものでございます。

以上です。

一般廃棄物広域処理施設整備準備室長（梅崎誠治君）

平成24年の財政シミュレーションと平成26年の中期財政計画の比較において、一般廃棄物処理施設の概算事業費が平成24年の財政シミュレーションでは31億円、一方、平成26年の中期財政計画では53億円となっており、22億円増加している理由についてお答えいたします。

これには2つの理由がございまして、まず1点目といたしましては、財政シミュレーションと中期財政計画での概算事業費の計上方法に差異がありまして、平成24年の財政シミュレーションでは、国から交付見込みの国庫補助金3分の1、約13億円を除いた柳川市の負担額を記載しており、一方、平成26年の中期財政計画では、国庫補助金を含めた柳川市の負担額を記載していることによるものであります。

2点目といたしましては、平成24年の財政シミュレーションでは見込んでいなかった柳川市単独で整備予定のリサイクルセンターの整備事業費約9億円を、平成26年の中期財政計画に新たに加えたものによるものであります。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

はい、ありがとうございました。市民文化会館については、私は当時、非常に厳しい、ましてや既存の施設を改修する計画もあったと。平成19年に10,000千円の調査費をかけて調査をして、現市民会館を7億円、8億円で改修する計画ができておったので、今のやつを活用すべきじゃないかという話をしました。同時に、市長がおっしゃる文化の殿堂と。そういう文化の薫りのするすばらしいやつをつくるとなると、50億円から60億円、それぐらいの事業費をかけないと、そういう立派な施設はできないんじゃないかという話をしました。当時が29億円と。今回、いろんな要望、施設の利用のしやすさ、40億円と。そうやって、だんだん

増額もしてある。ごみ焼却場については計上の仕方等々、算定、いろいろ違ったということなんですが、ただ、やはりいろんな要望もある。時代の推移もある。下がることもあるかもしれませんが、やはり増加をしていくということはしっかり念頭に置くべきだと思いますし、今回、前回なかった新たな主な建設事業ということで、学校施設大規模改造事業と。

それで、もう1つ前の平成22年当時だったと思います。その財政計画にはなかった両開漁港の橋桁が崩落をするという事故もありました。結局8億円と。そうやって不測の事態といえますか、そういうこともあり得るわけでありまして、市長が合併特例債を全部使いたいという方針のもとつくられた財政シミュレーション、2年前、それに比べて今回、投資事業費で73億円も膨らんでおると。もちろん国庫補助とかいろいろあるかもしれませんが。ただ、今後、いろんなこともやっぱり想定しないとイケません。

先日、市民体育館の駐車場の屋根が吹き飛んで、それで、そこにとめてあったバイク数台を壊したと、そういうこともある。市内のいろんな公共施設、相当あると思うんですが、建物が建っているやつ。市が所有している公共施設というのはどれぐらいあるんでしょうか。

財政課長（島添守男君）

市民の皆様の利用している、利用に供している主な建築物という捉え方でお答えしたいと思います。

公民館や図書館など、文化交流施設というものが30、それから体育館等のスポーツレクリエーション施設が9、それからごみ処理施設が1、学校施設につきましては、校舎、体育館、プールという捉え方でいきますと72、それから、学校給食の共同調理場が3、市営住宅で15、庁舎などで5というふうな捉え方でいきますと、大体135ということになります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いろいろおっしゃっていただいたんですが、消防施設はその中に入っていますかね。（「入っていないです」と呼ぶ者あり）消防施設は入っていないと。今数字、ちょっともう一度。

財政課長（島添守男君）

繰り返して申し上げます。（「総数でいいです。総数を」と呼ぶ者あり）総数ですか、総数で言いますと、今私が述べた数で言うと135になります。

10番（佐々木創主君）

それで、消防の分団とか格納庫とか入っていないということなんですが、私が3年前にこの資料をいただいていたんですが、3年前の資料によると、消防施設が41、分団の格納庫とかもろもろ入れて41あるんです。そうすると、176と。

当時、先ほど公民館とか学校等々言っていたいたんですが、当時、全て合わせると167なんですね、建物が建っているのが。土地だけ、いろんな公園とかありますけど、それが61

です。それから言うと、167から176、校区コミセンが立ちましたから多少の誤差はあるかもしれませんが、ほとんど減っていないんですね、ほとんど一緒と。先ほどの老朽化という話がありましたけれども、こういう施設を調査したら、先ほどの体育館の云々ではありませんけれども、やはりこういうこともやっていかないといけないんですが、それともう1つ、2年前にこの場で議論させていただいたときに、今後予想される大きな事業、その中に盛り込まれておらないものが、1つ大きなものがあると。東京の首都高速の建設から50年以上たって橋脚が腐食をしておる。コンクリートが崩落をしておる。そういった意味で全国的に高度経済成長時代につくられたいろんなものがある。特に、柳川の場合は730キロメートルの掘割に橋がかかっております。その橋は大丈夫かという話をしたんですが、主な橋脚を100選んで調査をしておりますということでありますが、その後どうなったのか、御答弁をお願いします。

建設課長（中村敬二郎君）

今、昨年度までに橋梁の点検のほうを、国費を活用いたしまして、四百数十橋の点検をしております。この結果、早急に改修とかかけかえが必要な橋梁はございませんけれども、国の方針といたしまして、この橋梁の国費を活用するためには詳細な調査が必要であるという国の方針に基づきまして、現在、2つの橋梁を、詳細な調査を実施しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうすると、2年たって、2年前100、今回400プラスアルファということで調査が進んでおるといことなんですが、国の今後補助を受けるためには詳細な調査が必要ということで2つ、その400調査をされて、これは危ないと。早急にどげんかせんといかんというような橋梁はないということですかね。

建設課長（中村敬二郎君）

現在のところ、早急な改修の必要はございませんけれども、現在、2つを調査しておる橋梁につきましては、資料が残っておりませんので、経過年数は不明ですけれども、多分50年以上はたっているかと思われる橋梁でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうすると、橋梁の今後改修、ちょっとした補修でいいですが、あるかもしれませんが、橋脚といいますか、そういう部分から改修の必要性が出てくるやつも当然時間の経過とともに出てくるわけでありましてけれども、今回の財政計画、先ほどの239億円、この投資事業費の中に、橋梁の改修費、今言った老朽化したやつ、調査をして、これは入っているんですか。

財政課長（島添守男君）

ただいまの御質問ですけれども、橋梁の改修計画に基づき整備が必要になったということ

があった場合どうするかということで捉えますと、その財源ということですが、
（「その数字に入っているかどうか」と呼ぶ者あり）それは入っておりません。

10番（佐々木創主君）

入っていないと。それで、先ほど言ったように、両開漁港の橋脚の崩落であるとか、学校施設の大規模改造と、当然そうやって長寿命化計画等いろいろあって調査をされて、学校とか耐震化とか、計画的にやっていらっしゃる部分もあるけれども、やはり予想もつかない不測の事態も起きた。そしてこの橋梁、そうすると、2年前の財政計画よりも今回目いっぱい使いたいんだということで、2年前つくられた財政シミュレーション、財政計画、そして今回つくられた財政計画、相当ふえております。非常に大丈夫かなという気がします。ただ、国もそれをしっかり調査をなささい、財政支援をしますということでございますから、それなりの負担は見込めるわけでありますが、しかしながら、やはり柳川市として、そういう事態に備えながらいかに財政的なことを頭に念頭に置きながらやっていくのか。そういうことが非常に重要だと思いますし、今回の財政計画によると、平成31年度、合併のいろんな支援策、先ほどの交付税の算定替え、加算が平成31年度で終了し、翌年度の平成32年度ですね、32年度に限って言うならば、投資事業費ですね。投資的経費が、平成31年度が493億円、その前が650億円、560億円と、平成31年度までは非常に大きな数字、当然いろいろ、そういうごみの焼却場とか火葬場とかもろもろありますから、ただし、その合併の支援が終了した以降、初年度は233億円と半減、半減どころか3分の1ぐらいの限度によってはなるんですけども、減らさざるを得ない。そういう計画を立てざるを得ないということなんですね、計画としては。状況変化しますからどうなるかわかりませんが、非常にそういった意味で、やはり5年後、10年後、合併当初5年後、10年後とっておいたら、もう10年目になりましたので、これから5年、10年を見据えたときに、冬の時代といえますか、厳しい財政を運営していく時代が来ると、その中でどうやっていくのかということでございます。それで、身を削るという話で、職員数の削減でありますとか、もろもろですね、職員数の80人削減達成をした。物件費も抑制した。補助金も市民の皆さんからいろいろ批判もあったけれども、御理解をいただいて減らしたということで、目標を達成したけれども、職員数の削減、継続してやっております。努力をしていただいておりますけれども、前回、その質問をさせていただいたときに、先ほどの建物の老朽化、そしてできるだけそれを活用し続けられるように、長寿命化計画、学校も建てかえじゃなくて改修で済ませるとか、いろいろやっていただいております。そのアセットマネジメント、そして公共施設の適正配置という話もありました。その取り組み状況をちょっと教えてもらえますか。

総務部長（大坪正明君）

アセットマネジメントの取り組みについてという御質問でございます。

第2次の行財政改革の大綱におきまして、このアセットマネジメントによる財産管理を課

題として捉えて、その推進を重点改革項目として掲げておりました。しかし、まだ今のところ具体的に進展をしておりません。しかしながら、議員も言われるように、公共施設等の老朽化対策を含めた適切な管理は本市においても重要な課題でございます。公共施設の総合かつ計画的な管理の推進は、行財政改革の大きな柱の一つというふうに考えております。

国のほうでも、人口減少等による公共施設の利用状況の変化が予想されることを踏まえまして、公共施設等総合管理計画の策定への取り組みを叫ばれているところでございます。このため、本市でも新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるという認識のもとに、公共施設の現状と課題の把握、そして長期的な視点に立った施設のあり方について、検討を行う必要があると認識して、その取り組みを進めていきたいというふうに考えております。それから、公共施設の統廃合についてですけれども、これも大きな行革の柱になると思います。これも長期的な視点からの財政負担の軽減、平準化の方策として取り組まなければならない大きな課題でございます。

そのためにも、本市が掲げております、先ほど申しましたように、公共施設の現状と課題の把握を行って、総合的な、計画的な管理計画を策定しなければならないと。公共施設と総合管理計画を策定する取り組みの中で、この公共施設の統廃合等についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

検討、国もそういう計画をつくってやりなさいよと。やった上は、いろいろ財政、税制含めた支援策をそろそろ打ち出しておるようでありますけれども、既にもう2年前質問した時点で、アセットマネジメント、非常に横文字でわかりにくいんですが、パブリックマネジメント、いろんな呼び方があるようでございますが、既にもう先進自治体では実施しておる。そうやって国が言う前にやっておるところもあることも事実でございます。

ただ、そういう国の方針のもとに今後やっていくということでもあります。新しくつくるのではなくて、既存の施設を活用する。そして施設の統廃合、そういった意味から言うと、まさしく市民会館、新しくつくるのではなくて、既存のやつを改修して活用するとか、そういう道もあったんじゃないかなと。今でも私は思っておるんですが、ただ、私がここにはいない間で議決をされて、賛成多数で調査費が計上、可決をしたというふうに聞いております。それはそれで私はどうこう言う立場にございませんので。ただ、そういう非常に国の生産年齢人口が減っていく、年金も含め、いろんな形で若年層が大勢で高齢者を支えておったのが、少ない人数になって支えていかないといけない。国の活力をどうして維持していくのか。そういった意味で、国はもちろんのこと、地方自治体に対しても、それだけの肩に背負っている部分をなるべく軽くして効率化していきなさいよということだと思んですが、ただ、現状の中で、そういうごみの焼却場でありますとか、火葬場、これはやはり市民にとって不可

欠でありますし、必ずやらないといけない事業でありますでしょう。ただし、柳川の場合、現状として合併以降、25の小・中学校、建てかえ、そして改修、ほとんど全てもう終わる予定だと思えます。校区コミセンも新しく11校、今年度中には全てできるようであります。国は既存の施設を使いなさいよと、できるだけ新しくつくるんじゃなくて統廃合も進めなさいよと。何か逆のことをやってきたような気がしてしょうがないんですが、ただし、もうできてしまった。できてしまおうとしているもの、これはしょうがありません。じゃ、これをいかに活用しながら、そういう時代の流れというか、将来を見据えた財政運営を含めてやっていくのか、非常に重要な、別に全て執行部の責任とは言いません。私もその中の議員としておった時代もあったわけですから、その責任をしっかりと痛切に感じないといけないわけでありますけれども、これはやはり執行部も議会も含めてどうやっていくのか。当然統廃合とか、新しくつくらんで今までのやつば改修で使うばんもと。それは統廃合なんて言ったら、特に学校関係、市民の皆さん、いろんな地域感情を含めて反感、批判が来ることは目に見えておりますけれども、ただ、やらざるを得ない。みやまはやっておられます。新聞にも載っているいろいろもめておった。大牟田市もやっておられる。ただ、遅かれ早かれやらざるを得ない。

その辺のところどうなんですかね、ちょっと答弁難しいかもしれませんが、現在の状況を含めて今後どうやっていくのか、総合的なところで御答弁をいただければと思えますが。

市長（金子健次君）

市長選挙で佐々木氏と色々な形で討論をさせていただきまして、選挙で勝たせていただきました。そのことが絶対的に優位ということで考えておりませんで、私自身もいろんな11カ所を建設いたしました大和町、三橋町の、そういう施設等についても十分今利用をされておることも承知をしておりますし、そのことがどうやって町の活性化をやっていくかということを考えております。

今申し上げましたように、どうやって既設を賢く利用していくかということも大事なことでありますし、新しく建てることだけを私は進めていくと考えておりません。ただし、今市民文化会館については、今の会館を利用したらいいんじゃないかという考え方をずっと以前から佐々木議員はお持ちでございますけれども、今、桜島企画課長が答弁いたしましたように、いろんな理由をもって移転をして改築をしていくという考え方については、既に決定をしておりますし、不在のときにということではなくて、柳川市民そのものが私は選択をしていったというふうに考えを持っております。いろんな形では、1市2町が合併をいたしまして、その合併のメリットを十分生かし切っていないと、今後20年先、30年先に、果たして今の議会、執行部がよかったのかという反省に立つと思っております。いろんな財政問題について十分私も常々考えておまして、そういうことが再建団体と色々な形で心配を懸念されておられますけれども、私はそういうことは絶対ないという形、これからも議会の中で

一緒になって取り組んで、逐次報告をしながら、私は自信を持ってやっていきたいというふうに考えておることを申し上げておきたいと思います。

以上です。

10番（佐々木創主君）

私、別に市民会館がどうと、その主張は主張でしておったけれども、私がない間の議会で議決をされておると。だからそれを否定するものでもないというふうに申し上げたつもりですけれども、だから、先ほど言ったように、そういう財政状況、そして平成32年度以降のことを考えたときに、これまでじゃんじゃんつくってきた。それもつくってしまったんですからしょうがない。その中で、どうやって我々が将来に対して責任を持つ、市民から負託を受ける我々議員を含めて、どうやっていくのが非常に、これという答えはないかもしれませんが、大変だなということで答弁を求めたわけでございますので、勘違いをされないようお願いをしたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

それで、もう23分になりましたので、もう答弁結構です。あんまりやると、またそういう応酬になりますので、次の水郷柳河^{すいきょうやながわ}という名勝指定、午前中も別の議員が質問されておりましたので、ちょっと重複する部分があるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

非常に水郷柳河^{すいきょうやながわ}、もうこの意味合い、これがどんなすごいことかというのは、午前中御答弁もいただいておりますし、本当に喜ばしいことだと思います。この掘割、特に今回指定を受けた外堀と川下りコース、それを含めたところで730キロメートルの掘割というのは、私たちがつくったわけでもなくて、私たちの先祖先人の皆さんが長い年月をかけて営々とくり上げてくれたもので財産であります。

ただし、この財産であり誇りとするところでございますけれども、雪国の人たちが雪かきとか除雪とか雪おろしとか、雪と闘いながらつき合っていないといけないように、私たちも、維持管理、ごみとか泥上げとか、堀の清掃、市長が先導されて道守会議ということで、そういう活動もやっていただいております。そういう面倒なこととも、柳川市である限り、掘割がある限りつき合っていないといけない。ある限りと言うよりも、これは宿命であるんですが、今回の名勝指定、平成11年から、文化庁の関係の方が目をつけられていたということであったんですが、もう午前中答弁があっておりましたメリットとしては、そういうステータスといいますか、ネームバリュー、それと護岸であるとか、そういう名勝指定部分の改修費が補助が出ると。それで、デメリットとして勝手に触れないと、許可が要るんだということだったんですが、先日、12月1日の市報に掲載をされておって、この沿線の地図ですね、これは外堀と川下りコース、それと白秋が伝習館に通った白秋道路、それと三柱神社までと、沖端の船だまり、それと白秋生家、白秋詩碑苑裏、この辺なんです、一部、その沿線でポツンと途切れておるところがあるんですね、空白地帯が。ちょっとその空白地帯、何でそうなっておるのかちょっとお聞かせいただけますか。

生涯学習課長（松尾 強君）

今回、名勝指定の答申を受けました水郷柳河^{すいきょうやながわ}の河川及び水路には、先ほど議員御指摘のとおり未指定区間がございます。

その内訳ですけれども、河川及び水路の占有物の所有者との調整ができなかったところや土地の境界が定まっていないところなど、8カ所がございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

境界、個人所有地、当然今回のエリアの中にも個人所有というか、公じゃない部分もあるように聞いておりますし、この部分というのは、今後、途切れておりますから、指定に向けた動きというのはどうなんですかね。

生涯学習課長（松尾 強君）

土地の境界が未定の部分については、境界が定まり次第追加していたしますし、占有物件の所有者との調整がついていないところについても、調整がつき次第追加指定を目指していきたいと考えております。

10番（佐々木創主君）

その辺は頑張っていたきたいと思うんですが、それで、この掘割景観、本当に観光客、ましてや、それ以前に私たち柳川に住む者にとって安らぎを覚える。ただ、そこになくはならないのは水ですよ。水がなくては掘割じゃないわけでありまして、水をいかに確保するのか、これは非常に長年にわたる重要な課題であります。この水というのは、まずは農業用水、上流から農業用水として流入して、それが城堀を流れて下流域に行き、また農業用水、防火用水でもあり、そういう安らぎのものとなるわけでありましてけれども、この水の確保が非常に大事だと。特に、非かんがい期ですね、10月以降、農業用の水が少なくて済む。現在は昔と違って施設園芸が盛んでありますから、冬でも水が要るんですが、非かんがい期、雨が降らないと水んなか水んなかと、まさしく我田引水の争いまで起こったときもあったわけでありましてけれども、この水、柳川の水というのは沖端川、一部花宗川もありませんけれども、沖端川を流入して、そして二ツ川、この城堀は来るんですけれども、沖端川の右岸側、三橋の川北地域でありますとか、蒲池、昭代、それと左岸側、三橋の百町でありますとか蒲船津、そして城堀を流れていく宮永、両開、右岸側と左岸側では、ちょっと水の配分に差があるんじゃないかと。それで、そのバロメーターとして筑後導水、筑後導水の活用状況はどうなんだという話を、当時は全く使わないときもあるけれども、ほとんどが左岸側で足りないときに活用しておるといって話をいただきましたけれども、直近の状況を教えてください。

水路課長（松永泰治君）

筑後導水の活用状況についてですが、農業用水が不足した際に、その都度通水要請をしております。

過去の実績を申しますと、平成24年度は、沖端川右岸側が49万立方メートル、左岸側が99万立方メートルの通水を行っております。

また、平成25年度は、沖端川右岸側が74万立方メートル、左岸側が418万立方メートルの通水を行っております。

さらに、平成26年度は、11月末現在で沖端川右岸側が116万立方メートル、左岸側が152万立方メートルの通水を行っております。

これにより、営農に必要となる農業用水の安定的な供給を確保しているところです。

以上です。

10番（佐々木創主君）

やはり相変わらず左岸側が非常に使っておるといふか、特に昨年度ですか、右岸側74万立方メートルに対して左岸側が418万立方メートルと、桁違いに活用しておるわけでありませぬけれども、それで、その左岸側でも、二ツ川、この城堀含めて下流域に来る水というのは二ツ川を通して来るんですが、二ツ川の受益地帯といいますか、かんがいエリア、特に水が足りないときに、両開とか宮永とか、特に城堀に水がなかけん川下りもできんとか、非常に困っておるときでも、二ツ川から直接水を導入できる上流地域ですね、ここんにはじゃぶじゃぶしよるばんと。あんたたちは大変のということをおっしゃった議員もいらっしゃいましたが、二ツ川の上流域と下流域でもそういう差があるんだと。それは何なのかということで、市と土木組合のほうで調査をしていただいて、二ツ川の川底の勾配が一部不均衡があると。その是正も求めたわけでありませぬ。散田地域、そして高畑、それでそのときは、答弁では水草の除去でありますとか、以前は川底にたまった川砂を採取する業者さんがいらっしゃって、川の砂を定期的に上げておったと。それがもういなくなったと。たまる一方だと。じゃ、これをもう一度とらせていただいて、水草も頻繁に除去をさせていただくようにしてもらえませぬかということをお願いをしたところ、そのときの答弁では、関係地域、観光もあるので、時間をかけながら粘り強く説得をしていきたいということでありましたけれども、あれから2年たっておりますが、いかがでしょうか。

水路課長（松永泰治君）

このことにつきましては、二ツ川底は長年放置されていることから、堆積物がたまって川底が浅くなっているところもあるようでございます。

そこで、市といたしましても、この流れを阻害するおそれがある堆積物をさらえて水の流れを改善したいということから、沿線の行政区を回って川底の堆積物をさらえることに対する理解を得るため、過去に何回も関係行政区と協議を重ねてまいりました。その結果、幾つかの行政区については理解を得るまでになっておりますが、長年にわたる水利慣行等の問題もあり、関係行政区全体の理解を得るまでには至っておりませぬ。そういうことから、引き続き関係行政区の理解を得るため、協議を重ねてまいりたいと考えております。

このような状況の中、市としましては、水量の確保のため、南筑後県土整備事務所と協力して、二ツ川の水路内の川藻除去を4月、6月、8月、10月の年に4回実施しております。また、下流域が水不足となった際は、柳川みやま土木組合と協力をし、上流域の二ツ川沿線の取水口を絞っていただき、下流域に水が届くように、各樋門の管理人に要請しているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

説得を試みておられるけれども、一部地域で根強い反対もあると。非常に御苦労、御尽力をいただいているようでございますけれども、なかなか相手は人でございますから、なかなか難しいと思いますけれども、それ以外の部分で努力をしていただいておりますけれども、引き続き前水路課長が現在産業経済部長ということで、三橋の御出身でもございます。市長も三橋の御出身であります。ぜひこれ長い行政経験の中で、人脈も築いていただいていると思いますので、引き続き御努力をいただきたいと思いますが、あちこちから水を融通してもらっているという話ですけれども、その折に、まさしく柳川の水のシステムというのは、多過ぎるときは少しずつかぶり合う、足りないときは上流も下流も少しずつ分かち合う、このもたせのシステム、ところが、これが構造改善事業、土地改良事業を含めた、これで掘割の体系が変わってしまって、ズドンと下流域に行く、そういうもたせ、樋管、樋門、いろんなシステムが崩れてしまっておるので、もう一度合併特例債、そういう財源があるうちに、昔と違って今はいろんなコンピューター、いろんな科学的な解析できますから、そういう財源を活用しながら、本当に長年の水の問題というのは、柳川の永遠のテーマでありますから、この時期にもう一度調査をして、科学的な調査をして、再構築を図るべきじゃないかということで御提言申し上げて、市長のほうからどれぐらいの費用がかかるのか、そういったことも含めて調査検討をしていきたいということでございましたが、その後どうなんでしょうか。

産業経済部長（安藤和彦君）

確かに、以前佐々木議員の質問の中で、御提案ということですがけれども、科学的な調査ということで伺っておったということはございます。ただ、どうしても市内全域の科学的な調査といいますか、コンサルタント委託調査ということになりますと、やっぱり多大な費用もございますので、まずはできることからということで、各校区ごとぐらいにそういう樋管管理人さん、それに水路管理委員さん、区長さんも含めてですけれども、そういう会議を行って、樋門の調整等で水管理ができないかということで、そういう会議を今まで重ねてきたところでございます。まずはそういう、できることを実施して、市内全域の水管理の体系の構築に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

できることから、それはもう前からやっていることですよね。上流、下流で、大雨になるげつと堰ばあけて下にじゃんじゃん流すとか、足らんときはとめるとか、それを何とかしようと、それはずっとやってきておることじゃないですか。あのとき市長は幾らかかるのか、多大な費用になるかもしれん。だから幾らかかるのかを含めて調査をしたいと、検討してみたいと。幾らかかるのかぐらい調査してみてもいいじゃないですか。

何ともその場しのぎの答弁だったのかというふうに思いたくもなりますけれども、これはやはり今の時代にやるのかやらんのか、これは先ほどの財政の話しじゃありませんけれども、平成32年度以降、非常に厳しい、お金を本当にけちりながら使わんといかんというか、市民の皆さんに痛みを伴う、そういう時代が来るかもしれない、この時期だから再度私は申し上げておるところでございます。

もう時間も6分になりましたので、最後にこの景観、柳川の景観に対して国が名勝ということで、まさにお墨つきを与えてくれたわけでありましてけれども、ただ、名勝になったと。それは地図には名勝と載るかもしれませんが、名勝指定になったからといって、別に景観がよくなっていくわけでもないですし、午前中の質問の中にも何かそぐわないというか、ましてや白秋の詩情を育んだ掘割景観ということからいうと、白秋が物心ついて育って、伝習館に通って、明治、大正の時期の詩情豊かな、そういう詩情を育むような景観ということからいうと、位置は全くそぐわないとか、いろんな景観もあるわけでありまして、今回指定の対象にはなっていないものでも、歴史的建造物とか樹木とか、いろんな要素があります。そういったものをいかに肉づけをして、よりよいそういうものに近づけていって、ああ、本当これは名勝やなどと言われるような景観に育てていくのか、名勝にしてよかったよかった、万歳万歳と、宣伝宣伝と。ばってん川下りに来たら、もう臭うして臭うして、何ね、あの護岸はとか、批判も出ておるように聞いておりますので、やはり改善、向上させていくのか、これはやはり市民の意識啓蒙も含めて、その先頭に立って引っ張っていくのはやはり行政だと思うんですね。行政がいかにそういう意思を持つのか、万歳万歳で終わるのか、これは大きな違いだと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐々木議員の景観に関する御質問にお答えいたします。

本市の景観保全向上に関しましては、平成24年10月に柳川市景観条例を施行し、建物等の新築や改築等に対し、規制誘導を図ってきたところでございます。また、周辺景観への影響が大きいと思われる公共事業につきましては、市の景観アドバイザーの活用を図りながら事業を進めるなどの取り組みを行ってきております。

さらに、良好な街並みづくりを進めるために、壁づくりプロジェクトなどの既に具体的な取り組みを実施している柳川商店街地区で、地域住民の皆様方と市民ワークショップを行いながら、街並み形成に向けた仕組みの検討を進めており、来年度は、並行いたしまして、沖

端地区でも同様の取り組みを実施する予定としております。

今後は、こうした取り組みを積極的に進めながら、市民の皆様方と一緒に本市の良好な景観保全と向上を進めてまいりたいと考えております。

また、川下りコースを含めた掘割が名勝指定を受けることを前提といたしまして、今後はこうした区域の良好な景観の維持について、生涯学習課などの関係部署と連携して取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いろいろ取り組みをしていただいております。その景観条例、景観計画、その前は文化的景観のモデル事業にも指定をされ、景観行政団体にも手を挙げて指定をされております。景観条例、景観計画、そして今回の名勝指定と。ただ、これが到達点ではなくて、いろいろワークショップとか、市民の啓発、市民を巻き込んだ活動をしていただいているのは本当に結構なことだと思いますが、ただ、その景観条例、私は発展系と、昔の時代ではなかった、発展形でよりよい景観を導いていくのかなと。確かに、川下りコースといいますかね、掘割、指定をしておる周辺、高さ10メートル以上の建物はだめよ。壁の色はこういう落ちついた色にしてくださいよと。そういう実効性はあるかもしれませんが、ただし、以前にあった伝統美観条例で縛りをかけられておったですね。昔ながらの江戸時代から育っておった樹齢400年の樹木がばっさり切られたと。伝統美観条例は、景観条例が発効したことによって廃止になった。もっともっと守られるのかなと。ただしそれは個人所有ですから、やっぱり面倒でしょう、木の葉も落ちるでしょう、外したならば切りたいですよ。だけども、行政の木として守っていく。ただ、もっともっと発展形である景観条例ができたなら外して何も手だてがなかった。聞くところによると、指定をすると所有者さんにいろいろ規制がかかる。先ほどの名勝指定で勝手に護岸だ何だされんと、そういうことにも関連するかもしれませんが、じゃ、何でそういう条例をつくったんですか。

議長（浦 博宣君）

佐々木議員に申し上げます。もう時間が来ましたので、まとめていただきます。

10番（佐々木創主君）続

まあそういうことで、やはり、どうも意思が感じられません。一緒にやってみましょうよ。みんなでやっぱりそういう意識を、同じ価値観を持って、同じ方向を向いて、行政にそういう方向性を指し示すリーダーシップを求めまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 2 分 休憩

午後 3 時 11 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、19 番伊藤法博議員の発言を許します。

19 番（伊藤法博君）（登壇）

19 番伊藤法博でございます。きょう最後の質問になると思いますが、よろしく願いいたします。

私の今回の質問は、今後の施設整備についてお尋ねしたいと思います。

柳川市は平成 17 年 3 月に合併し、来年の平成 27 年 3 月で合併 10 周年を迎えます。合併特例債の活用期限は当初 10 年間となっていたために、本市の合併特例債の活用限度額 274 億円の半分、137 億円を活用することになっていました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受けて、合併特例債延長法が成立し、震災の被災地では合併後 20 年間、被災地以外では 15 年間、特例債の発行が可能となりました。このことを受けて、柳川市においても合併特例債の活用期限 10 年間という時間的制約で計画されていなかったクリーンセンター、火葬場等の改築が合併特例債の活用ができるようになりました。このことで、補助率の高い合併特例債を活用して施設整備が促進されることは、柳川市の財政、住民福祉にもよい効果をもたらすものと思います。

さて、平成 27 年度以降、平成 31 年度までに合併特例債を 100 億円以上活用して市民文化センター、クリーンセンター、火葬場の改築並びに庁舎統合等の施設整備がなされ、合併特例債の活用が想定される総事業費は 200 億円近くに膨らむものと予想されます。あと 5 年間という短期間に、本来の市の一般的事業のほかに 200 億円に迫る施設整備を行うことは時間的に窮屈な状況にあるのではないかと心配せざるを得ません。

1 つは、市民文化センター建設予定地を市民グラウンドに持ってきたことです。市民グラウンドには体育センターも併設されていて、市民グラウンドと同様、多くの市民が活用しています。市民グラウンド、体育センターを潰して市民文化センター建設用地とするならば、多くの市民の権益を守るためには早急な代替施設が必要になります。こうしたことをクリアしてからの市民文化センター建設になるものと思います。

現在の市民会館も、市民文化センター建設のめどが立ってからでないと市民会館解体につながらないと思います。市民会館解体がおくれますと、庁舎統合が期限内に間に合うのか、危惧されるところであります。

さらに、市民文化センターが市民グラウンドに建設されるに当たり、隣接のゴルフ練習場を買収して市民文化センター建設の進入路及び完成後は駐車場とする説明があっていました。ゴルフ練習場の買収に際しては、地権者及び地上権者との交渉が必要になってきます。地権

者と地上権者との交渉は基本的にどのような交渉をされるのか、また、その交渉はどの程度進んでいるのかをお尋ねいたします。

あとの質問については自席から行いたいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

市民文化会館の建設に伴います市民グラウンドに隣接するゴルフ練習場の買収の関係でのお尋ねにお答えをします。

ゴルフ練習場の用地取得に当たりましては、地権者の方と協議を進めてきておりまして、これまで数回話し合いをしたところでございます。地権者の方については、市のほうに協力しますということで御理解をいただいているところでございます。

しかし、敷地内にある用地の権利関係につきましては、地権者の方と最初にゴルフ練習場を経営されていた借り主の方との間で1年ごとの賃貸借契約を交わされておりました。その後、借り主がかわりまして、現在の借り主に引き継がれている状況でございます。練習場の建物については、最初の借り主が建てられて、現在の借り主へ引き継がれております。

現在、用地の交渉中でございますので、余り内容的に詳しいことは申し上げられませんが、こういった少し複雑な権利関係がございます。こうすることで、市では地権者の方にそういった権利関係を整理していただいた後に交渉に入ろうということで考えておりましたけれども、現在まで少し長引いておりますので、今後、市としても協議に入りまして、用地交渉を進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

19番（伊藤法博君）

今、執行部のほうから御答弁をいただきましたが、地権者の関係者は私の地元でもありますので、先日、ちょっとお会いしたときの話では、当初、市のほうから話があったときには協力する旨の意向を伝えているが、その後、連絡がないとのことで、どのようになっているのでしょうかというような言われ方をしました。早急な対応をお願いして、あとの工事の進捗が妨げられないようなことでお願いをしたいと思っております。

きょうのどなたかの質問で、市民グラウンドで行っているグラウンドゴルフの代替地は鳥の水団地を予定しているけれども、サッカーとか野球については今後用地の検討を要するという事の答弁があっておりましたが、さきの6月議会では市民グラウンドの利用者の件については生涯学習課長より答弁をいただいています。その内容は、グラウンドゴルフのサークルが週6回、市内の私立高校のサッカー部が週7回、市内専門学校の体育の授業で週1回の3団体が定期的に利用し、不定期に野球の練習や試合、公民館の活動に利用されているということでした。延べ利用者として、平成25年度は約2万2,600人、月平均で1,900人が市民グラウンドを利用しておるということで、今回お尋ねすることは、市民体育センターの利用状況についてお尋ねをいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民体育センターの現在の定期的な利用団体は、卓球が2団体、空手が2団体、健康体操が7団体、和太鼓が1団体、幼児教育が1団体の計14団体が御利用いただいています。利用人数は、延べ人数で昨年度が9,882人となっております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

14団体の9,882人が年間に活用してあるというようなことでございますので、かなりの人数の方が活用して、いろいろ役に立っていることと思います。

次に、お尋ねしたいのは、先ほど言ったように、市民グラウンドについては時間を置いて検討したいということでございますが、体育センターの代替施設についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民体育センターについても、代替地の検討は必要かと思えます。その件に関しては、市民会館が建って、今度、駐車場を整備するときに取り壊しということになると思えますので、それまでにまた検討をしたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

市民グラウンド及び市民体育センターを多くの市民がスポーツ、健康保持、娯楽、趣味等の生活の大事な一部として活用しています。多くの市民のこれまでの活動を可能な限り損なわない状況での代替施設整備を早急をお願いしておきたいと思えます。

今まで申し上げましたような事柄をクリアしなければなりません。施設整備の中で、庁舎統合に関しては合併特例債活用の最終の施設整備になると思われませんが、超えなければならぬハードルが幾つもある、期限内の統合は心配ないのか、お尋ねをいたします。

総務部長（大坪正明君）

庁舎統合に関する御質問にお答えをいたします。

ことし6月26日の議会全員協議会において市長から申し上げますけれども、庁舎統合の場所は現在の柳川庁舎の位置で考えております。庁舎統合に当たりましては、現在の柳川庁舎の改修計画を立てた上で、不足するスペースについて増築の庁舎を建設することで対応することにいたしております。

また、増築庁舎の敷地については、市民文化会館の建設により解体が見込まれる現在の市民会館の敷地を活用したいと考えております。

なお、新たに建設する市民文化会館については、平成31年度まで工事がかかると見込んでおります。市民文化会館の建設の後に現在の市民会館の解体を行うということになりますと、議員が御指摘のとおり、平成31年度までの庁舎統合は困難になります。そのため、31年度の

合併特例債を活用できる期間内に工事が間に合うように、現在の市民会館の解体については、新しい市民文化会館の完成前に解体をしたいというふうに予定をしております。

さらに、解体を前倒しすることによりまして、1,000席規模の大ホールの施設を使用できない期間が生じますけれども、その間については、大和三橋の公民館や水の郷、場合によっては人数が多い場合などについては体育館等を代替施設として利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

今後5年間の合併特例債を活用する主な施設整備の建設にかかわる設計、着工、竣工のタイムスケジュールを一覧表にしてお示しをお願いしたいと思います。これは後でいただければよろしいと思いますので、答弁としてはよろしいと思います。

市民会館の指定管理者の指定について、議案が今議会に提案されていますが、指定の期間が平成27年4月1日から平成30年3月31日までになっていますが、市民文化センター建設との兼ね合いでどのような契約をされるのか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

今度の市民会館の指定管理者ですけれども、議員のおっしゃるとおり、3年間しておりますけれども、今回の指定管理者の募集の際には、指定期間中に解体した場合は指定期間を終了するという旨を表示して募集いたしておりますし、契約の際にも同様の旨を記載して契約したいと考えておるところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

契約上、問題なければ、それでいいだろうと思います。

これからの合併特例債を活用した施設整備に関しての質問してきましたが、市民文化センター建設用地についても全てが解決しているわけではなく、まだこれからが用地交渉の始まりだと思われます。市民グラウンド及び市民体育センターの代替用地の取得及び建設についてもこれからですから、合併特例債活用期限内に庁舎統合まで完了するよう、緊張感を持って職務に当たっていただきたいと思います。

さて、先ほどの質問で荒巻議員から、市民まつりなどは持ち回りでの開催はできないのかという発言がありました。そのほかにも施設の分散化を求めるような考え方もありますが、そのような考え方もあるとは思いますが、私が特に強調しておきたいのは、柳川市のような77平方キロメートルと狭い面積で、市内のどこからでも市の中心部に10分程度で来られる現在の車社会では、市役所、市民会館、図書館、市民体育館及び水の郷のような保健福祉施設等は市の中心部にコンパクトにまとめ、駐車場を十分に確保すべきだと思います。こうすることによって施設の分散化を防ぎ、連携して効率のよい施設整備ができ、柳川市の活性化策

を生み出す経営原資をより多く生み出し、活用できるものではないかと思えます。

このような観点から、政策を進めていただきたいと思います。この点に関して、市長のほうから何か御意見があればお聞きしますが。

市長（金子健次君）

伊藤議員のほうから御提言いただいておりますけれども、私も考え方は同じでございます。いろんな形で、用地等についても、私も中に入っていいよという提言もいただきました。いろんな形で集中いたしますところの駐車場問題もありますし、祭りのことにつきましては、担当が申しあげましたように、実行委員会がございますので、その中で検討してまいりたいというふうに思っているところでもございます。考え方については、大体同じです。

19番（伊藤法博君）

次に、本市の公共交通のあり方についてお尋ねいたします。

前回の9月議会で、現在運行されているコミュニティバスの見直しについて質問をしましたが、企画課長から、今後、全体的な見直しも含めて運行自体を検討していきたいとの答弁があります。また、市長からも、企画課長のほうから運行開始から10年間ということでございますし、あらゆる角度から検討に入りたいというふうに答弁したところでございますけれども、それも指示しておりますので、今後の大きな課題ということで、先ほど言われるような形で利便性のいい、そして、投資効果が出るような形でやっていきたいというふうに考えております。もうちょっと時間をいただきたいと思いますと思っておりますと答弁をいただいております。

ここで質問させていただくのは、その後、どのような検討をされているのかをお尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

伊藤議員の9月以降のコミュニティバスの見直しについてどういうふうに考えているかという御質問にお答えいたします。

柳川市コミュニティバスは、これまで住民や行政区などの要望を聞きながら、利便性向上に向けてバス停の新設やルート変更を繰り返し行ってきております。しかし、その結果といたしまして、運行距離や運行時間が長くなり過ぎて、利用者から使いにくいといった不満の声も上がっております。また、運行上の安全管理の面から、これ以上のバス停の追加やルート変更ができにくい状況に今なっております。

このような状況を解決するために、9月に市民団体の代表者やバス・タクシー事業者など、警察、道路管理者、九州運輸局の福岡支局、そういった関係者から構成しております柳川市地域公共交通会議という会議を開催いたしまして、コミュニティバスの見直しについて協議を行っております。現在、ほとんど使われていないバス停もありますので、今後、一定期間利用が少ないバス停については撤去し、ルートの見直しや時間短縮を図ることで、現在利用

いただいている方の利便性を高めていくというような方針を決めたところでございます。

また、来年1月から大和きたルートとみなみルートを大和地区から乗りかえなしで長田病院、柳川リハビリテーション病院、水の郷へ行けるようにルートを変更したところでございます。

それと並行しまして、議員が御推奨されておりますデマンドバスについても調査を行っております。八女市や広川町の予約型乗り合いタクシー、通称デマンドバスと言いますが、この視察調査を行いましたので、若干報告をさせていただきたいと思っております。

八女市では車両12台分の予約システムを平成21年から22年にかけて約48,000千円で導入しております。広川町では一昨年、車両3台分の予約システムを約10,000千円で導入されたということです。以前調査したときよりも技術が進歩し、価格も少し下がっており、車両台数やサーバー等で違いますが、20,000千円前後で予約システムは導入できるような状況になってきております。しかし、ほかにも予約受け付けを行うオペレーターの費用や事務所経費等も別途発生をいたします。

一方、毎年発生する運行経費につきましては、八女市では昨年度約70,000千円でございます。これに対して運賃収入が約18,000千円ありましたが、半額の9,000千円を運行事業者の収入というふうにしておるため、差し引きの61,000千円が赤字というふうになっております。しかし、この額のうち約41,000千円は、本市にはございませんが、ハード事業からソフト事業まで幅広く使える過疎対策事業債という起債が充てられておまして、残り20,000千円を国庫補助や一般財源から賄っているという状況でございます。

広川町の運行経費につきましては年間約20,000千円ということで、これに対しての運賃収入は約3,000千円ございますが、八女市同様に半額の約1,500千円を運行事業者の収入としておるため、差し引きますと約18,000千円が赤字額となっております。この額を国庫補助や県の補助金、さらには一般財源から賄っているという状況でございます。

これに対しまして、本市のコミュニティバスの年間運行経費は約12,000千円でございます。運行収入が約2,000千円ございますので、差し引き約10,000千円が赤字となりますが、これについても国庫補助と一般財源から賄っておるという状況でございます。

また、お客様の利用料金につきましては、本市が100円で利用できることに対しまして、八女市は旧市町村内のエリア内の移動で300円、エリア外へ移動できる限られた一部の地域ではありますが、その場合は400円というふうになっております。広川町の料金につきましては、基本的に400円で統一でございますが、隣接エリアを超える場合には600円、町外に移動する場合は800円ということで料金体系が分かれている状況でございます。

以上が調査した内容でございます。

19番（伊藤法博君）

今、企画課長のほうから説明がありましたが、八女市の場合は山間地であり、しかも、面

積が柳川市の7倍もありまして、八女市の場合は八女地区といいますか、旧八女市の地域ですが、そこが大体柳川市の面積と変わらないくらいでございますので、その八女エリアだけでも2万四、五千ぐらいの利用客が上がっておりますが、柳川の現在のコミュニティバス利用客は1万七、八千人だろうと。そうすると、大体八女市の例をとれば、人口比率等からしていくと柳川の場合は4万人以上の利用者の数になるんじゃないかと予想はしております。

そういった意味で、やはり費用対効果の問題がありますので、1万七、八千人で10,000千円程度、その倍の4万人以上の場合は、費用対効果で、その倍の経費を負担してでもいいんじゃないかなというような いいんじゃないかということではございませんけれども、必要なことじゃないかなと思っております。

現在、自宅から目的地まで送り届けるドア・ツー・ドアのデマンドバスを導入している八女市などが活用した地域公共交通活性化・再生総合事業について説明をお願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

地域公共交通活性化・再生総合事業というのがございました。しかし、これは平成23年4月に廃止をされております。その後、これにかわるものとしまして、地域公共交通確保維持改善事業補助金というのが同年4月に創設されております。この補助金というのは、存続の危機に瀕している生活交通のネットワークについて、バス交通やコミュニティバス、デマンド交通等の確保維持のために地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取り組みを支援する制度でございます。

本市では、この制度に基づきまして、先ほど申し上げましたが、柳川市地域公共交通会議、これを今設置いたしておりまして、現行のコミュニティバスの運行ルートや見直し等、または交通ネットワーク計画の事業申請、承認等を経て国庫補助金を現在いただいておりますという状況でございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

現在のコミュニティバスは週に何日とかルートが決まって、お年寄りの人たちも早目にバス停まで行って、そこで待っておかなきゃいかんし、そこからまた帰らないかと。暑いし、寒いし、いろいろありますので、それよりもドア・ツー・ドアの自宅から目的地まで送り届けるようなデマンドバスのシステムを導入していただければ、非常に市民に対するおもてなしといいますか、市長が日本一を目指してあるおもてなしでございますので、そういった趣旨にもかなうんじゃないかと私は思っています。

現在、運行されているコミュニティバスは、何台で運行していますか。

企画課長（椋島謙治君）

4台でございます。

19番（伊藤法博君）

現在、4台のコミュニティバスを運行してありますが、平成25年10月から運行している広川町で導入しているクラウドコンピューターシステムを用いたデマンドバスの運行を行えば、初期投資や運行経費も安く抑えられるのではないかと思います。現在、柳川市で運行されているコミュニティバスもデマンドバスとして活用できますので、その4台を活用して、前向きな検討をお願いいたしたいと思います。

最後に、今回の質問の要旨といたしますが、現在の車社会の今日、市役所を中心にして社会福祉、教育・文化・スポーツ施設をコンパクトに効率よく配置し、駐車場を共有、利用することによって駐車場を十分に確保でき、車社会に対処できるのではないかと思います。

現在のコミュニティバスでは、交通弱者をフォローしているとはどうしても思われません。交通弱者でもスムーズに移動できる交通システムの構築をお願いして、柳川市の活性化に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時43分 延会

平成26年12月11日（木曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成26年12月11日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
経	済	石	橋	正	次
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	白	谷	通	介
庁	舎	椀	島	謙	孝
舎	長	島	添	守	治
消	防	木	下		男
長		樽	見	孝	隆
人	事	原		忠	則
秘	書	松	藤	敏	昭
課	長	松	尾		彦
総	務	中	村	敬	強
課	長	成	清	博	二
企	画	松	永	泰	郎
課	長	田	中	利	茂
財	政	田	尻	主	治
課	長	佐	藤	勝	光
税	務				範
課	長				之
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
安	全				
安	心				
課	長				
図	書				
館	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						池	末	勇	

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	14番 矢ヶ部 広巳	1. 認知症行方不明対策 2. 雇用促進住宅の空き室を避難所に 3. 中山小の記念樹伐採に苦言 4. 市民武道道に間仕切を 5. 里町矢ヶ部コミセン駐車止め危険	市長 " 教育長 " "
2	7番 熊井 三千代	1. 認知症対策について 2. 高齢者の運転免許証自主返納支援制度について 3. 図書館利用について	市長 " "
3	8番 白谷 義隆	1. 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について (1) 本市への影響は (2) 本市の対応は (3) 市民への説明は 2. 補助金等の見直しについて	市長 "
4	15番 緒方 寿光	1. 市長の「宿泊施設誘致」の構想と取組みは 2. 市民体育館の「冷房設備導入」はいかに 3. 市立図書館の運営について (1) 休館日等 (2) 紛失時等の対応 4. 通学路交差点の3灯式信号機の設置はいつ	市長 " 市長・教育長 市長

午前10時 開議

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(浦 博宣君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

14番(矢ヶ部広巳君)(登壇)

おはようございます。14番矢ヶ部広巳でございます。再びここに立たせていただき、市民の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

10月18日、三橋公民館で13時から開催された「育てよう福祉の心、ひろめよう福祉の輪」第10回柳川市社会福祉大会に参加をさせていただきました。毎年参加しておりますが、ことはNHK大相撲解説者、舞の海さんが記念講演されますもので前評判がすこぶるよくて、入場券もあつという間になくなったそうであります。そこで、私も連れ合いと一緒に早目に出ました。確かに会場で待つことに一抹の不安がありました。その日は快晴で、気温もかなり上がっております。この暑さの中を12時半の開場まで果たしてもつのか、それが心配でした。それが、どうでしょうか。金子健次市長の「おもてなしの心日本一」の訴えが浸透したのか、三橋公民館に着いたら、待つこともなく係の方が会場隣の会議室に案内をされました。会議室はクーラーが入っていて涼しく、しかも、先着順の番号札を渡され、番号札のついた椅子までが用意されておりました。近年、こんなすがすがしい晴れ晴れとした気持ちにされたことはありません。心温まる社会福祉大会の実行委員会の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

私は5項目を一般質問させていただきます。最初に、高齢者の認知症による行方不明者対策について、2番目に、ふえ続ける雇用促進住宅の空き室を緊急避難場所として利用できないか、3番目に、現在改築中の中山小学校の松の木の記念樹伐採に苦言を、4番目に、新しくなった市民武道場に間仕切りを、最後に、新築された矢ヶ部コミセン駐車場の駐車どめにつまずいて、何人もの人が倒れられたり、倒れそうになっております。非常に危険であります。

この後は自席から一問一答形式で質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしく願いまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

14番（矢ヶ部広巳君）続

最初に、認知症行方不明者対策についてお伺いをいたします。

平成24年度、25年度、26年度の 26年度はまだ途中であります。認知症高齢者と思われる行方不明者数はどうなっているか、教えてください。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、最近3カ年の認知症高齢者と思われる行方不明者数を柳川警察署から提供いただいた情報によりお答えいたします。

本市での行方不明者数は、平成24年度11人、平成25年度12人、平成26年度は11月末までに7人となっております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今、数字を聞いて、正直、驚いております。毎年二、三人か四、五人だろうと思っておりましたが、24年度は11名、25年度は12名と、26年度もまだあと何カ月か残しながら7名と

ということでありまして、正直、こんなにも高齢者の認知症による行方不明者がおられるのかとびっくりしておるわけでありますが、今、報告を受けた行方不明者の数の中で、具体的な中身と申しますか、例えば、24年度の場合は11名行方不明となられて、発見者数は何名で、そのうち、残念ながら何名の方がお亡くなりになったとか、そういうのをよかったですら具体的に報告をお願いします。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、お答えいたします。

行方不明者数については繰り返しになりますが、年度ごとに認知症高齢者の行方不明者数、発見者数、それから死亡者数についてお答えいたします。

平成24年度は行方不明者11人に対し、発見者11人、死亡者ゼロ人、平成25年度は行方不明者12人に対し、発見者12人で、うち死亡者1人、平成26年度は11月末までに行方不明者7人に対し、発見者6人、死亡者ゼロ人となっております。

したがって、この2年8カ月間では、行方不明者30人に対し、発見者29人で、残念ながら、うち死亡者1人となっております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

24年度以降は、結局、まだ1名の方が発見をされないままになっておられるということでもあります。つまりこの方は、ことし9月29日の夕方から三橋町の女の方が行方不明になっておりますが、この方だろうと思っておりますが、それに間違いはないでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

ただいま議員のほうからおっしゃられたとおりで、本年9月29日に行方不明になられた方でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

もう12月ですから、ほぼ3カ月間はまだ発見をされていないという状況でありまして、非常に家族の方も悩んでおられると思いますが、この問題について、同じ三橋町でも残念ながら発見されていないということを知らない人も結構おるし、柳川市全体としてみんなで行方不明者を探してやろうということになっていないような気がしてなりません。

したがって、今後、いかに取り組みをされるつもりか、御所見をお願いいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

まず、認知症高齢者等の方が行方不明になられたときの搜索や市民への情報提供について御説明をさせていただきます。

徘徊等による行方不明者の搜索に当たっては、警察や消防、特に消防団員の皆様からは懸命の搜索活動を行っていただいております。このほか、議員御承知のとおり、本市では平成

24年3月に柳川市高齢者等徘徊SOSネットワークを構築いたしております。これは認知症徘徊等による行方不明者が発生したとき、御家族の同意を得た上で市内76カ所の登録団体への情報提供とともに、消防情報メールや福岡県防災メールを利用して市民等へ情報発信し、徘徊者の早期発見と適切な保護ができるよう御協力を呼びかけております。

また、徘徊等が市内だけでなく近隣市町に及ぶこともあるため、筑後地区の12市町で広域連携の協定を締結して情報提供を行っております。さらに、福岡県高齢者支援課を通じて、全国の都道府県及び市区町村に行方不明者の情報提供を行っておりますが、残念ながら現在のところ発見の手がかりとなる情報がない状況でございます。

議員から市民全体で行方不明者を探すまでになっていないとの御指摘でございますが、今後とも関係機関、部署と連携を図りながら、多くの市民の方に消防情報メールや県防災メールの登録を呼びかけ、早期発見につながるよう鋭意努力をしております。

また、認知症高齢者の徘徊対応につきましては、日ごろから地域ぐるみで声かけの訓練をしておくことや、その訓練活動を通して地域力を高めていくことが必要であると思っております。

そこで、市民の皆様には認知症に対する理解を深め、地域全体で支え、見守る意識を高めることを目的として、大牟田市等で実施されているような徘徊SOSネットワーク模擬訓練を計画したいと考えておりますので、その際は御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

ところどころで、この9月29日に行方不明となられた方の顔写真が張ってあって、この方を探してくださいというのがところどころに張ってありますが、よければ、もう少し張っていただければ少し住民への浸透もするのではなからうかと思うわけではありますが、確かにこの行方不明者の問題は市としても家族同意なしにはどうにもできないというもどかしさもあって、いろんな問題もあると思えますけれども、一日も早く発見されるように、みんなが一体となってそういう立場で臨めるように努力をしていただきたいと思います。

市は本年8月から三橋庁舎1階に認知症地域支援推進員を配置して、認知症に対する支援体制の強化を図られました。しかし、ほとんどの市民がまだ知らないのが実態であります。あらゆる機会を通じて、ひとつ教育宣伝に努めてもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えいたします。

認知症は誰にでも起こり得る脳の病気であり、85歳以上の4人に1人がその症状があると言われております。このように、認知症は特別な病気ではなく、私たちの家族や身近な周囲

にも起こり得る可能性があります。

本市でも、日常生活に何らかの支障を来すような認知症高齢者の方が2,000人近くになっている状況にあります。認知症になっても住みなれた地域で生活を続けていくためには、医療、介護、生活支援を行うさまざまなサービスを連携し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要となっております。このため、本年8月から認知症地域支援推進員を1名配置して、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化を図っているところでございます。

この支援推進員の相談準備と研修等のため、配置のPRがおくれましたけれども、本年12月1日発行の広報と、現在、市のホームページに掲載をしているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、支援推進員配置が市民の皆様へ十分に浸透しているとは言いがたいと思われるので、今後ともあらゆる機会を捉えて周知を図り、支援推進員の配置が所期の目的を達成し、実効性のあるものとなるよう努力してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

特に、この認知症は、今、言われたように、誰でもかかるような病気であると。しかも、今は核家族化が進みまして、ひとり家族というのが非常に多いわけですね。したがって、ひとり家族ですから、ぼけてある　ぼけという言葉は悪いから認知症という言葉を使うわけですが、認知症になっているかどうか、自分すら当然わからんわけでありまして、しかも、ぱっと認知症になるわけやなくて、最初はまだら現象といって、少しずつ徐々に徐々に進んでいくということでありまして、家族の人もなかなか気づかんというようなこともあります。したがって、近所の人も当然そういうので、お互いがネットワークを張りながら、大牟田市をモデルにするわけではありませんが、そういうことで、ともにひとつ努力をしていただきたいと思います。

これで1番の項は終わります。

次に、2番目の雇用促進住宅の空き室を一時緊急避難場所にするという問題に入っていきますが、勉強不足で申しわけありませんが、今の法律では雇用促進住宅の空き家をこういう場合に利用できるのかできないのか、どうなっているか、お伺いをいたします。

安全安心課長（田尻主範君）

柳川市では、台風や水害などの災害が発生するおそれが予想される場合は、本市の地域防災計画に基づきまして災害警戒本部を設置しております。それで、避難準備情報を発令して、市内17カ所を自主避難所として開設しております。

また、さらに災害発生の高危険性になった場合は、災害対策本部を設置いたしま

して避難勧告等を発令し、自主避難所に加えて、小・中学校など28カ所の施設を避難所として開設しているところでございます。

このほか、避難行動要支援者用として、柳川、大和、三橋の総合保健福祉センターや大雨による洪水、また高潮などで一時的に緊急に避難するため、耐震性のある高いビルの市内5カ所の病院やハリウッド美容専門学校などにも一時避難所として開設することになっております。

このように、災害時には、自主避難所を初め、災害規模に応じて順次避難所をふやしていく体制を確立しているところでございます。

さて、矢ヶ部議員のほうから雇用促進住宅の空き室を避難所として開設できないかという御質問でございますが、現在、雇用促進住宅のほうは厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営を行っております。本市の商工振興課より、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の八幡職業能力開発促進センターのほうに問い合わせ、災害が発生した場合は緊急に雇用促進住宅の空き室を避難所として使用できるか尋ねたところ、まず1番目に、災害が発生し、災害救助法が適用された地域で、市町村、または県からの要請に基づき、住宅の短期貸与 一、二カ月程度ですけれども、短期貸与については、厚生労働省が貸与するかどうか判断をするということです。それから、雇用促進住宅の短期貸与は災害救助法適用が条件だということでございます。それから、御質問の災害時の一時避難所としての利用については、災害救助法の適用がなされていないので、雇用促進住宅を利用することはできないという回答でございました。

このため、雇用促進住宅の空き室を避難所としては活用できないようでございます。

以上でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

今、報告がありましたように、17カ所をまず避難所として指定して、それが足らん場合は学校等の28カ所、それと、高いビルの、例えば、ハリウッド美容専門学校とか、そういうところを市内5カ所をお願いしておると。一番最後に言いました高いビル、一昨年の水害、あるいはまた、あってはなりません、東北のようなああいうふうな津波が起きたときに、やっぱりどうしても高いところに逃げなかったら意味がないわけですね。したがって、私は雇用促進住宅の4階建て、5階建てというのは格好の避難場所であるということで、これを一般質問に取り上げたところでありますが、今、おっしゃったとおり、問い合わせたところが、今の状態ではできないということではありますが、今後の課題として国と検討をしていただきたい。あるいは要請をしていただきたいと。津波問題がいろいろ社会問題にもなっていますし、やっぱり高いところに逃げると、いつも近所の人から、この辺で津波が起きたらどこに逃げるとよかかんと、よく聞かれるわけですよ。それで、それこそ矢ヶ部駅の上に行くか、あるいは有明海沿岸道路の矢ヶ部の高架橋のほうに走る以外はないやないか。そうい

う場合には、先ほども言いましたような雇用促進住宅は格好の場所と思います。しかも、今、かなりの部分が雇用促進住宅はずっと空き部屋になっておりますね。そして、その後の埋めはないわけですから、ずっと空き室はふえるだけですから、当然そのまましておくよりも、そういう緊急時の避難場所としては最適な場所でないかということで、国にも今後検討していただきたいという要請をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

安全安心課長（田尻主範君）

この件に関しましては県、国が相手でございますので、県、国のほうにも御相談はしていきたいというふうに考えておりますけれども。

14番（矢ヶ部広巳君）

ひとつあらゆる機会を通じて、こういうふうな要請があるということを口にさせていただきたいと思います。

次に、3番目の項の中山小の記念樹伐採に苦言をとということについて伺います。

中山小学校は創立120年になると聞いております。地元住民から120年間も親しまれ、愛されてきた記念の松であります。今回の改築に伴い、その記念樹はどうかされましたか、お伺いをいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御指摘の記念樹でございますけれども、今年度の校舎改築に伴い解体をいたしました旧校舎の玄関前にありました松のことだと思っております。平成5年発刊の中山小学校創立百年記念誌によりますと、昭和11年3月の卒業生集合写真に松が写っております。開校当時からあったかは、定かではありません。

この松につきましては、今回の改築における仮設校舎設置の際に処分をさせていただきました。

14番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。

したがって、その記念樹の処分について、地元住民の方と話し合いをされたり、何かそういうのはありますか、どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

校舎の改築に際しましては、設計の段階から学校との打ち合わせで、残すべき記念碑や樹木等についてリストを作成してもらい、改築の設計に反映をしております。中山小学校につきましても同様の対応をしておりましたが、議員御指摘の松の木につきましては、残すべきもののリストにございませんでした。中山小学校は敷地面積も狭く、工事の支障にもなりましたので、処分をさせていただきました。

地元への相談につきましては、学校を通じての対応というふうになっておりました。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

だから、地元とは伐採をすると、そういう処分についての話し合いはあっておるのかわいのか。何も私は残しておけということを言っているわけやないんですよ。そういう処分に対して話し合いが学校と地元の方とあったかどうかということを知っています。

学校教育課長（松藤敏彦君）

校長先生のほうに確認をいたしました。そうしましたら、地元の方とは一部お話し合いをして、この処分についてはある程度御理解をいただいていたと聞いています。

14番（矢ヶ部広巳君）

それは地元の誰に言われたか知りませんが、私に言われたのは、中山校区の公民館長さんが言われたんですよ。120年の記念の松をくさん、勝手に学校が処分しとるじゃっかん、こんなことしてもらっては困るということを強く言われたんですよ。

日ごろは学校は、今、学社教育といって、学校と社会が一緒になってその小学校を栄えさせよう、発展しようというのが今の趣旨でしょうが。それに反しているような気がしてならないわけではありますが、その点どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御指摘のとおり、学校につきましては、地域コミュニティの拠点となっており、地域との連携が大変重要でございます。中山小学校の場合も地域と一体となって教育を進めてまいっております。今回の校舎改築に際しまして、地元の声を十分に聴取できなかった点につきましては、学校も教育委員会も反省すべきというふうに考えております。

14番（矢ヶ部広巳君）

それで十分ですよ。それ以上のことは言いません。中山の人たちもそれ以上のことは望んでおられません。もう記念樹を伐採してしまっておるわけですから。しかし、やっぱりそういう話し合いの場が欲しかったなというのが校区公民館長さんの声なんですよ。ほんなごて、ぞうたんのごとと強く言われましたから、市長、ひとつよろしく願います。

市長（金子健次君）

一般質問についてはいろんな打ち合わせをやってきて、実際、教育委員会と打ち合わせをしたわけです。この樹木が切られたということで私は驚いたわけございまして、なぜ切ったのかと言ったら、移植するにしても時期的にはまずいと。校舎建設はわかっておるわけですから、可能な期間に移植をすべきじゃなかったか。あの中山というのは2年前に災害があって、そして、あの藤の木を泥を排除して何とかもたせたいという、300年の歴史ある藤の木を保存したい人たちがそういうことをやっているし、このときも実際ここまで水につかったんですね。そして、生存しておるわけですから、本当にこの気持ちを考えた場合に、校長自体も4月から赴任されたということで、打ち合わせしているということですけども、

私はぜひ残してもらいたいというふうに思っていて、実際、ほとんどの卒業写真は恐らくこれをバックにして写ってある、その記念樹であるというふうに私は思っていますので、今後、こういうことがないようにと言いましたけれども、もう切ってあったものでどうしようもないということなんですけれども、私自身は非常に遺憾に思っているところでございます。非常に残念なことであったというふうに思っております。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。それで十分であります。私は気持ちは通じたと思います。中山小学校の人たちにも、そのことを強く私も言うておきます。ありがとうございました。

それでは、この項は終わります。

次に、市民武道場に間仕切りをという4番目の項に入っていきます。

昨年9月からの改築工事が終わりました、10月1日から使用できることになりました。室内の広さは畳138枚分であります。コートが2面で、全面通じて使うときは別ですが、2面を別々に利用するときの質問であります、真ん中をよかったら網等で間仕切りをしてもらえないかという要望であります。どうでしょうか。

生涯学習課長（松尾 強君）

旧柳川市民武道場は築50年以上経過し、老朽化が著しく、利用者の安全性も確保できない状況でありましたので、利用者の安全性や利便性を向上させるために既存の武道場を解体し、同じ敷地に新しい武道場を建設したところであります。

武道場の広さであります、既存の武道場は73畳と47畳の部屋がありまして、この2つの部屋は壁で仕切られておりました。今回、新しく建築しました市民武道場は、使い勝手がよく、大会などが開催できる施設となるよう壁をなくし、138畳の部屋と大きくいたしまして、中央に赤畳を配し、2面のコートを設けました。

矢ヶ部議員の間仕切りはできないかという御要望ではございますけれども、壁などを設けると圧迫感なども懸念されるため、現在のところ間仕切りなどは考えておりません。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

理由は、私がなぜこう言うかというのは、教えてある方が、やっぱり2つ使いよる場合は、どうしても子供は隣のほうばかり見て、集中力を欠くというわけですよ。そしたら、集中力を欠いたら当然けがにもつながると。したがって、そういう面で指導者は非常に心配をしておると。そういうことで、もちろん壁をすとかいうことやなくて、金のかからない、最初言いましたように、黒い網でも張るとか、そういうことを少し考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

生涯学習課長（松尾 強君）

矢ヶ部議員の集中力を欠き、けがなどにつながるというような御指摘でございますけれど

も、この件につきましては、市民武道場の利用者、また指導者とも協議しながら、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

そういうことで、ひとつ使ってある人、利用されてある人の声を聞きながら、お取り計らいをよろしく願いいたします。

この項はこれで終わります。

最後の項になります。矢ヶ部コミセン駐車どめ危険であります。

正面玄関の2台分の駐車どめを取り除いてもらいたいというのが要望であります。何人も人が駐車どめにつまずきまして、倒れそうになっておりますし、倒れられております。さきの10月5日は市会議員選挙の投票日でもありました。その投票日のとき、投票所が矢ヶ部小学校体育館からコミセンに変わったということで、今までのコミセンだろうと思って、YOU・遊の森公園に行かれた人もあったと聞いております。そして、慌てて新しい公民館の矢ヶ部小学校の東隣のコミセンに行って、そして、わあ、ようになったやっかんと上ばかり見ていきよってつまずいたということで、今、言ったように、倒れそうになったり、倒れられた人もあります。高齢者はほとんどの人がそろそろな状態で歩かれております。次第によっては致命傷にもなります。損害賠償問題になることもあります。人命にかかわる問題であります。14日は衆議院選挙の投票日でもあります。

そこで、大変心配しておりましたが、すぐに対応をしていただき、数日前に駐車どめを取り除いていただきました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。初めに、10月の市議会議員改選により、このようにまた壇上に立たせていただくことになりました。市民の皆様にご心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていた

だきます。

初めに、認知症対策についてお伺いいたします。

厚生労働省の研究班の推計によりますと、2012年時点で予備軍を含めた認知症患者の数は862万人で、実に65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症か予備軍であると発表しております。我が国では、2025年以降、団塊世代が全員75歳以上となり、認知症患者の数はさらなる増加が見込まれております。また、認知症徘徊者の行方不明者数は今でも年間1万人を超えております。

今、高齢社会を迎えた中、認知症対策は国として取り組むべき重要課題の一つです。現行のオレンジプランの見直しや、認知症を発症していない40代以上の男女1万人を対象にした追跡調査を行うことにより、認知症の早期発見、治療に役立てようと省庁を横断した国家戦略が進められているようです。認知症は、高齢化が進む先進各国の共通課題であり、日本の対策の成果に各国が大いに注目しております。

本市におきましても、これまで認知症対策として、さまざまな取り組みが続けられております。これからも地域に合った対策の推進が求められていますが、そこでお伺いいたします。

これまで進めてこられている認知症対策及びその成果等お聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、2回目からは自席で行いますので、よろしくお伺いいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、認知症対策及び成果等についてお答えいたします。

まず、認知症対策についてでございますが、本市では、これまでさまざまな施策を行ってきております。具体例を申し上げますと、認知症サポーター養成講座、徘徊SOSネットワーク事業、地域デイサービス事業、徘徊高齢者家族支援事業、これはいわゆるGPS端末機の貸与事業となります。そのほかに、介護予防教室、認知症講演会の開催、また、本年8月から認知症の本人及び家族への相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置して、認知症対策を進めているところでございます。

次に、これらの施策の成果等についてお答えいたします。

本市における介護保険認定調査の結果による日常生活自立度 以上の認知症高齢者数は、平成24年4月1日現在1,931人で、全高齢者数に占める割合は9.9%、平成25年4月1日現在1,969人で、全高齢者数に占める割合は前年同様の9.9%、平成26年4月1日現在1,997人で、全高齢者数に占める割合は9.8%となっております。

このように、認知症高齢者は2カ年間で66人、率にして3.4%ふえているものの、高齢者数が4.4%伸びていることから見れば、先ほどの各種認知症施策による成果があらわれているものと考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

1回目の矢ヶ部議員の質問のところでもSOS対策の御紹介がございました。

そこで、認知症サポーターについて伺いたいします。

国は認知症についての基礎知識と正しい理解を身につけ、認知症患者と家族をサポートする市民ボランティア、認知症サポーターの養成を当初600万人と目標を立てていましたが、さらに引き上げる計画になっているようです。全国で今現在544万人の養成ができていているということです。

私は、平成21年9月議会の一般質問で、認知症サポーター養成を提案いたしてきておりますけれども、本市のサポーター養成の進みぐあいと今後の推進についてお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

本市の認知症サポーター養成についてお答えをいたします。

サポーターの養成は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となっただけのために、市内の各種団体や希望をされる行政区などで養成講座を実施しております。受講対象としては、小学生から高齢者まで、また市職員にも講座を実施し、本年9月末日現在3,551人の方が受講をされており、全人口に対して5.1%の方が認知症サポーターとなっております。参考までに申しますと、福岡県平均は3.6%となっております。

今後については、事業所等にも積極的に開催を呼びかけていきたいと考えております。また、今月19日には総合保健福祉センター水の郷の視聴覚室において、どなたでも参加いただける認知症サポーター養成講座を開催いたしますので、多くの市民の方に御参加いただくことを願っているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

養成講座については、受講生もスムーズに進んでいますし、県の平均より高い水準で養成が進んでいるようでございます。これからは養成していくのも大事なんですけども、今まで養成講座を受けられた方々に実地をしていただくことが大事だと思っております。

本市においても、共働きの増加や高齢世帯、独居世帯の増加が見られております。地域力を生かした認知症の方や、その家族を支える地域社会づくりが急がれると思っております。

そこで、先ほども申しましたように、そこで活躍していただける方を、認知症サポーター養成講座を受けられた方をお願いをしたいと思っております。サポーターさんの活躍の場をつくるのも行政の役目だと思っております。

先ほども答弁の中にありましたように、地域デイサービスの推進とか、地域の声かけや話

し相手、見守り等の体制づくりをぜひ早急に進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

認知症サポーターの方には、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域や職場で温かく見守る応援者となっていただくもので、何か特別なことをお願いするものではないと理解をいたしております。サポーターのそれぞれが、自分にできるほんの小さな手助けや心配りをしていただくことが活動内容となっております。

したがいまして、サポーターの活動の場を行政が用意するのはいかがなものかというように考えております。

議員御指摘の認知症の方への声かけ合い、話し相手、見守り等については、市民の皆様にご負担をいただきたいと思いますので、そうした体制等の構築を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

サポーターの活躍の場をつくるのは行政の役目ではないというふうにおっしゃいましたけれども、それは形づくって絶対これをやってくださいと言うのはいけないことかと思うんですけれども、動けるような体制づくり、声かけ合いというのは地域に住んでおられる皆さんがこれからやっていっていただかなければいけないことだと思いますので、例えば、地域サービスを行うときに、今回はこの方に声をかけようとかいう情報は、その方たちがいっぱい持ってあるし、養成を受けていない地域の皆さんもたくさん情報は持ってありますので、そういう声かけ合いとかいうところで力を発揮していただけたらいいことであって、何か特別な講義をしたりとか、レクリエーションの指導員をしるということでは決してありませんので、そこら辺は勘違いをされないように、ぜひ体制づくりというのは必要だと思いますので、つくっていただきたいと思いますと思っております。

認知症の方とか家族を支える地域体制づくりというのはもっと、今、課長も話していただきましたように、ここで質問を繰り返し行っていきたくと思うんですけれども、今回は行政の考えをお聞きするにとどめ、改めて早急な体制づくりというか、推進を要望しておきたいと思います。認知症は早期に発見して、治療を開始することが症状の進行をおくらせることになると言われております。

そこで提案したいのですが、認知症の早期発見と啓発につなげるため、市のホームページに認知症の簡易チェックシステムを導入してはいかがでしょうか。

このシステムは2つのサイトで構成されておりますので、身近な人の状態をチェックできる家族・介護者向けと、本人がみずからの状態をチェックできるようになっております。質

問に回答することで、認知症の危険性を確認できるようになっております。また、判定画面から包括センター等の相談窓口や治療を行う医療機関の情報にアクセスすることもできるように進んだ取り組みを導入している地域もあります。

ぜひこのシステムを本市に導入していただきたいと思うんですけど、いかがなものでしょうか、お聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

今、議員が御提案をされておりますのは、社団法人「認知症の人と家族の会」が作成をしている認知症チェックシステムのございですが、これを利用すれば気軽に簡易チェックができるので、認知症の早期発見により相談窓口につなげることができるようになるかと考えております。

この認知症簡易チェックシステム導入につきましては、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

検討をしていただきたいと思います。身近な方の状態が把握できるために、このたび設置された、先ほどからも御紹介がございました認知症地域支援推進員さんへの相談等も早い時期にできるのではないかと。そして、相談ができれば専門的アドバイスを受けたり、必要なサービスや早期診断のきっかけにもなり、早期治療につながるのではないかと考えられます。もう一度検討についてお伺いいたします。

福祉課長（原 忠昭君）

お答えをいたします。

認知症は適切な治療により進行をおくらせることができ、早期に治療を開始するほど高い効果が得られることができるとされております。議員御指摘のとおりでございますが、先ほどの認知症チェックシステムにつきましては、今後市のほうで導入を検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、地域支援推進員の活動によって、認知症を早期に発見をし、早期治療につながっていくよう努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

先ほどから何回も言っていますように、認知症はやっぱり早期発見、早期治療が重要でございますし、それしか今のところ症状をおくらせる方法はないとも言われております。ぜひあらゆる手段を使って認知症対策に心がけていただきたいと思っております。

今回、市に新たに設けられました認知症専門の推進員の配置についてお伺いいたしますけれども、主に相談窓口で相談を受けられると思うんですけれども、ぜひ計画を立てていただきまして、在宅に訪問していただくような相談体制をとっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

福祉課長（原 忠昭君）

認知症地域支援推進員による相談については、地域包括支援センターの窓口のみならず、今月は9日、16日、18日に各総合保健福祉センターにおいて、認知症相談会の開催を計画しているところでございます。

また、議員御指摘のように、認知症相談では、案件によって地域包括支援センター職員の同伴により、相談者宅に出向いて対応していただけるよう今準備を進めているところでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

訪問体制も考えていただいているということですので、ぜひお願いいたします。

なかなか窓口に来るといところまで持ってくるのが大変なこともありますので、身近なところで観察して下さっている地域の皆様から相談を受けて、何となく伺いましたという形で訪問していただいたほうが一番いいのではないかと思いますので、ぜひ訪問体制をとっていただきたいと思っております。

とにかく効果の得られる訪問相談体制をつくり、どんどんと実践していただきたいと思っております。国も医師や看護師等が家庭を訪問して、認知症初期の段階から症状を把握し、患者と家族の支援に取り組む認知症初期集中支援チームの設置、拡大に取り組んでいるようです。

本市におきましても、住みなれた地域で長く住み続けられるように、地域力を生かした環境整備を急いでいただきたいと思っております。とにかく地域に差が出ないように、行政主導で取り組んでいただきたいと思っております。

この地域で差が出ないというのは、今もうどんどんやっているとありますし、地域によっては福祉委員さんが何人もできているんじゃないと言われるぐらいに、いろいろな集まりやサロンなどを開いてあったり、今回はこの人に声をかけた。次回はあの人に声をかけてみようとか、いろいろ地域の仲間間で声かけ合いが進んでいたり、地域の民間事業所が主体となって、地域の皆様に声をかけて、地域の支え合いについて学び合ったり、テーブル上でのゲーム式訓練なども行われているところもあります。地域によって温度差が感じられますので、ぜひ温度差がないように、柳川市全体が同じ方向を向いて、認知症対策が進みますように行政主導で力を尽くしていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

先ほど矢ヶ部議員の質問から、今、熊井議員のほうからありましたけれども、この問題については、今現在1名の女性のおばあちゃんが行方不明で、この前の区長会の中でも300名の区長さん方にビデオを見せまして、実際写真を見せまして、ぜひ探すことについては私たちも努力していかなければということで、家族の了解を得て、そういうことを御相談もいたしました。

今、課長のほうから、少しサポートの活躍の場をつくるのは行政の役割ではないかということで御指摘ありました。これについてはいかなものかということを書いていましたけど、私は、ちょっと打ち合わせしておりましたけど、それについては撤回をさせていただきたいと思います。これについても体制づくりが必要というふうに私は思っておりますので、積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

どうもありがとうございました。期待しております。

では、次に進ませていただきます。

高齢者の運転免許証自主返納支援制度についてお伺いいたします。

運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族や周辺の方より相談が寄せられていたこともあり、運転を継続する意思がなく運転免許証を返納したいという方のために、自主的に運転免許証の返納、法の文上では申請による運転免許の取り消しという形に書かれておりますけど、返納できるように道路交通法の一部が改正され、平成10年4月1日に制度化されているようです。

近年では、高齢者による交通事故多発のため、高齢者の運転免許証の返納を推進する自治体も多くなっております。また、何より家族の強い勧めで返納されるケースも多いようです。

返納された方によりますと、証明書になるものがなく大変不便だと。通院のときの交通費がかさむ。外出の回数が減った。運転免許を返納した高齢者に対し支援がなされている地域があるが、柳川市はどうなっているかなどという声も聞かれるようになりました。

本市においても、高齢化率は県下でも高いほうであり、交通事故防止、高齢者の移動手手段確保、引きこもり防止の面からも、運転免許返納者への支援を検討する時期に来ているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

本市の交通事故発生件数及び高齢者がかかわる交通事故発生件数をお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

それでは、過去2年間の柳川市での交通事故発生件数と65歳以上高齢者の運転による事故

発生件数を、福岡県警察本部のホームページの交通年鑑に掲載されている数値によりお答えをいたします。

平成24年の事故発生件数は571件、うち高齢者関連の事故発生件数は193件で、全交通事故の33.8%となっております。平成25年の事故発生件数は549件、うち高齢者関連の事故発生件数は173件で、全交通事故の31.5%となっております。

このように、交通事故発生件数は若干ではございますが減少をしているものの、高齢者が関連する事故発生は依然として30%以上を占めており、大変憂慮いたしているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

やはり高齢者がかかわる事故のケースというのは高いようでございます。もちろん高齢社会になってきていますので、それは当然かと思えますけれども、何とか減らしていきたいと思っております。

免許証返納者への支援について、続けてお伺いいたしますけれども、福岡県の体制はどういうふうな体制づくりをされているのか、お聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

福岡県では、高齢者等の運転による交通事故を減らすため、県警本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場及び各警察署において、免許証の返納申請が受け付けられております。申請が受理されますと、申請による運転免許証の取消通知書及び返納により失効した運転免許証が交付されているようでございます。

また、運転免許を返納した日からさかのぼって、5年間の運転に関する経歴を証明する運転経歴証明書を申請することもできるようになっております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

運転免許経歴証明書というのが発行されているようですけれども、これでは余り何かの書類をとるときの証明書にはちょっと力不足の面もあるかと思うんですけれども、一応県としてはそういう制度がとられているということですが、これについて、本市はどのようにお考えなのか、支援制度についてお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

先ほどお答えをいたしましたように、高齢者の運転を起因として交通事故に遭われる現状を鑑みますと、運転免許証の自主返納は大変意義深いものがあると考えております。

その一方で、免許証を自主的に返納される方たちのためには、かわりとなる交通手段の確

保など、返納しやすい環境を整えることも重要であると思っております。

本市での支援につきましては、庁内の関係部署等の今後の協議が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

環境整備が必要だということですので、まさにそのとおりですので、早目の所管を通じて横の連携もしっかりされて、環境整備への検討会を開いていただきたいと思います。

ほかの地域では、交通機関の割引とか、あらゆる組織からなる自主返納支援事業検討会を立ち上げて、支援機関をふやすなど工夫されているようです。また、証明書として住民基本台帳カードに顔写真を撮影してあげて添付したり、カード作成料金を免除するなど、市民の要望に応えようと努力されているようですけれども、本市について、また繰り返しになりますけれども、こちら辺を考慮されて支援のお考えをお聞かせください。

福祉課長（原 忠昭君）

議員御提案の1点目は、運転免許証の返納者にバスやタクシー料金等の割引をすることで移動の代替手段を提供しやすくするものであり、高齢運転者が関連する事故の減少につながる有効な方法の一つであると理解をいたしております。

しかしながら、公共交通機関の割引については、実施主体となる事業者や団体等に御理解を求めていくことと、国土交通大臣の認可が必要であることなど、解決すべき課題が多くあるように思います。

また、2点目の御提案である運転免許証の自主返納に伴い、身分証明書のかわりとなる住基カードの無料交付につきましては、県内の自治体において既に実施されていることは承知をいたしております。

この住基カードの無料化については、現在、国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度施行に伴い、現在の住基カードにかわるものとして顔写真付きの個人番号カードの導入とあわせ、その無料化が検討されようとしておりますので、今後の動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

初めて質問させていただいて、まだ本市になじむかどうかというのもありますけれども、とにかくうちも高齢化率が高うございますので、だんだんこういう声も多くなってくると思います。これを機会に検討委員会を開いていただきたいと思っております。とにかく高齢者の移動手段の確保等を考慮していただいて、できるだけ対象者のニーズに応えた支援を検討

していただきたいと思っております。また、そのことが交通事故防止に貢献できるような体制づくりに尽力いただきますよう申し上げ、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

次は、図書館利用について質問をさせていただきます。

図書館は、地域の方々に読書を初めとする情報サービスを提供することや、地域の方々が知識や情報を得たり、レクリエーションを楽しめるようにつくられた無料で利用できる公共施設です。まさに地域に開かれた情報拠点となっており、なくてはならない社会施設だと思っております。

本市におきましても、市立図書館が本年開館20周年を迎えるようですが、これまで市民のニーズに応え、サービスを提供されてこれられていると思っております。とりわけ、今回開館時間の延長は若い世代、特に学生の方や保護者より助かっているとか、子供たちが喜んでいる。よかったとサービスに対して高評価の声が聞かれています。これからも時代の流れの中で図書館の担うべき役割も変化してくると思いますので、市民のニーズに合ったサービスの提供、展開を要望いたします。

そこでお伺いいたします。

本市の図書館利用者数や管内利用者の状況等をお聞かせください。

図書館長（佐藤勝之君）

図書館利用者数及び管内利用者の状況ということですが、平成23年度から25年度までの市内図書館6館1室合計の入館者数は、23年度が32万5,912人、24年度が29万8,177人、25年度が30万8,118人、うち図書資料の貸し出し利用者数は、23年度は11万7,693人、24年度は10万7,490人、25年度は10万6,116人でございます。

また、本館2階にある和室、会議室、AVホール、ギャラリーの利用者は、23年度9,508人、24年度8,921人、25年度1万555人でございます。本館2階の各室は、各種文化活動、研修会、コンサート、展示会等に御利用いただいております、市民の交流の場となっております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今、利用者数等をお伺いいたしました。23年度から若干下がっているにしても、25年度でまた持ち直しておりますし、図書館の役目は市民にとって大切なものであると、また再度述べさせていただきたいと思えます。

ところで、学生の学びの場、勉強するスペースが不足しているとの声が聞かれますけれども、状況把握がされておりますでしょうか、いかがでしょうか。

図書館長（佐藤勝之君）

学生の勉強スペースが不足しているとの声があるということですが、図書館は全ての市民

の方に図書の貸し出しや閲覧、調査研究、レファレンス、文化活動等に御利用いただくものと考えております。したがって、学生の皆さんにも1階の開架スペースの中に、ほかの市民の皆さんと同様の形で御利用をいただいております。

現在、図書館本館の座席数は約140席あり、うち机のある椅子席が100席ほどあります。土日でも空席があり、平日であれば日中も夜も空き席がかなりある状況で、座る場所を選ばなければスペースは十分あると思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今、館長のお話によりますと、1階のスペースはまだまだ空きがあるということですが、学生の方に聞いたところ、週末や中間・期末テストの前、長期休暇時は朝早く行っても場所がないと。スペースを広げてほしいとか、椅子をふやしてほしいとか、要望はしたいんですけども、とても言えない状況だということをお伺いいたしました。図書館の担う役目として、勉強のスペースだけにこだわるというのはいかがなものかということも館長の言葉の中に含まれているような感じはいたしましたけれども、今回利用時間延長で大変助かっている。勉強できる場所が限られていて利用できない。塾に行けないので勉強の環境が整っている図書館を利用させていただきたいと。ほかに公共の施設で無料で利用できる場所がない。ぜひスペースの確保をしてほしいという声が多くあったんですけど、再度になりますけど、意見をお聞かせください。

図書館長（佐藤勝之君）

先ほどお答えしましたとおり、図書館は全ての市民の方に開かれた図書資料等を利用しながら学ぶ場所でございます。そのためのスペースは1階開架スペースに十分あるというふうに考えております。

以上です

7番（熊井三千代君）

スペースはあるということですが、ないと言う方もいらっしゃるということですが、どこら辺の期間がないので、どこら辺の期間があるのかということではありますけれども、私が今回言いたいのは、柳川市の新しい図書館、開かれた図書館のあり方を検討してほしいというのが基礎にあるわけでございまして、ほかの地域では自治体が単独で工夫して場所を提供し、放課後塾を開いたり、長期休暇時には教職員OBの方が勉強を教えたりと、児童・生徒、学生の学びの支援がされております。今回の勉強スペースの確保は、柳川市の開かれた図書館サービスのあり方として、学生の声に耳を傾け、期待に応えていただきたいということですが、いかがでございましょうか。

図書館長（佐藤勝之君）

図書館といたしましては、多くの方に御利用をいただいております。そして利用者の学びの場として、図書館として支援を行っているところでございます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、では、今現在学んである方々は学びの場として利用してもいいということですね。

図書館長（佐藤勝之君）

図書館のほうでは、さまざまな利用のされ方をされておりますので、そういうことでよろしいかと思えます。

7番（熊井三千代君）

勉強のスペースの確保として、1つ提案なんですけれども、先ほどいろんな催し物をして、市民の方の交流の場になっているとおっしゃってございましたけれども、あめんぼセンターの2階の利用ができないのかと、また、コンサートを開催されたり、いろいろと先ほども申しましたように、催しの場として利用されていることは十分承知しておりますけれども、利用されていないとき、何とか工夫して学生の要望に応えられないのかというふうにお尋ねしたいんですけれども、いかがでございましょうか。

図書館長（佐藤勝之君）

図書館2階には、AVホール初め会議室、和室、ギャラリー等がございます。

AVホールについて言いますと、コンサートや講演会、映画会等に利用されておりますが、土日を中心に月に10日以上、月によっては二十日程度使用する場合がございます。照明等の設備も学習室用にはできておりません。また、窓のない密室の環境でございまして、職員の目の届きにくい場所です。安全管理にも問題があると思われれます。また、ほか会議室、和室、ギャラリーでございますけれども、これにつきましては、社会教育団体を初め、趣味のサークル、団体、企業などが市民文化の創造、調査研究に資する活動のため利用をされております。特に会議室、和室につきましては、社会教育団体等の研修会や学習会にも活用されておりますので、そういった形での御利用は可能ではないかと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

これ以上進んでも、最後に市長にお伺いいたします。

この問題は、本当に検討の時間は余りないと思うので、迅速にいろいろ考慮していただきたいと思うんですけれども、あくまでも私は開かれた図書館づくりを検討していただきたい。また、その対策を望んでいるんですけれども、例えば、ほかの場所を利用するという考えで、

市民会館の小ホールや和室、あめんぼセンターの一室を期間限定で市が利用料を補助し、勉強の場の提供ができないかと。その利用料はふるさと納税の一部を使わせていただくという方法を思うんですけども、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

市長（金子健次君）

佐藤館長のほうは、いろんな形での、自分のエリアの中で一生懸命努力をされて、その範囲でお答えをされたと思います。

柳川市の子供たちの学力の向上のためには、いろんな形で鋭意検討しなければならないというふうに思っております。これからの大きな課題として、きょうは御提言として承っておきたいと思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

柳川市立図書館の新しい開かれたサービスの展開を十二分に期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。8番白谷です。改選後、初めての一般質問になります。市長を初め、執行部の皆さんにはこれからもよろしく願いをいたしておきます。

それでは、議長のお許しがありましたので、早速質問に移ります。

まず、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画についてお尋ねをいたします。

自衛隊のオスプレイ17機と目達原駐屯地のヘリコプター約50機を佐賀空港へ配備する計画が発表されてから4カ月以上が経過しました。

発表当初から、市民の皆さんの中からは、オスプレイの安全性や、オスプレイやヘリコプターによる騒音、そして農漁業や観光などへの影響を危惧する声が多く聞かれております。

しかし、配備に関する情報は断片的なもので、市民生活への影響を推しはかることはできません。

こうした中で、市では対策チームを設置し、情報収集や影響調査が行われておりますが、

そこでお尋ねをいたします。

オスプレイ、そしてヘリコプターが佐賀空港へ配置された場合、市では市民生活にどのような影響があると予想されていますか。また、今後の対応についてもお聞かせください。

それから、空港近隣地域では防衛局による説明会が行われていると聞き及んでいますが、本市において市民の皆さんへの説明はどのように考えてあるのでしょうか、あわせてお尋ねをいたします。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

副市長（石橋義浩君）

ただいま白谷議員のほうから、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について、3点ほど質問をいただきました。1つが、市民生活への影響について、2点目が今後の対応をどうするのか、3点目が市民の皆さんへの説明はどうするのかという3点でございます。順次回答していきたいと思っております。

まず、市民生活への影響についてでございますけれども、この佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画につきましては、本年7月の計画発表以来、現在まで国においては佐賀県を初め、佐賀市、佐賀県有明海漁協組合、白石町、それに福岡県、柳川市などと、さらには空港が立地する佐賀市川副町住民に対して説明会が行われてきました。この説明会を開催しながら、国は理解を求めて配備計画を進めようというふうに行っているところでございます。

しかしながら、この説明の内容がまだ十分といえないというところがございます。自衛隊のオスプレイやヘリコプターの飛行による騒音問題、安全性の問題、事故時の補償、また米軍の運用形態など、懸念する住民の不安はまだ消えていないというふうに理解しております。

また、その一方で、金子市長が佐賀県知事へ要請書を提出された際に、知事のほうからお話がありましたアールナブ、これは広域航法という航法でございますけれども、GPSを利用した航法でございます。これで言うと、ILS、自動着陸誘導装置を使用しなくても、悪天候でも有明海側から佐賀空港へ着陸できるという航法でございますけれども、これを導入することによって、柳川市民を含めた近隣住民への大幅な騒音軽減につなげるというふうな配慮も片方では検討されているところでございます。

さらに、私が責任者を務めますオスプレイ配備等に関する対策チームにおきましては、質問もありましたが、目達原駐屯地視察等を行っております。これによって、市民生活に影響を与えると思われるヘリコプターの騒音、飛行形態などの情報収集に努めてまいりました。また、12月8日には、熊本で行われております日米共同訓練に参加しているオスプレイも視察して、実機を見てきたところでございます。

ただ、現状では市民生活への具体的な影響としてどのようなことが考えられるのかについ

ては、より詳細な情報がないと判断はできないというふうに考えております。ただ、今の時点では、騒音の影響などは少なからずあるのではないかというふうには思っているところがございます。

今後とも、国、佐賀県などの動向を注視し、本市への影響がどの程度想定されるかを十分注意深く観察して対処してまいりたいというふうに考えております。

次に、今後の対応ということでございます。

本市においては、去る9月3日、9月12日、国からの説明を受けまして、さらには福岡県知事、佐賀県知事に対して要望、要請を行ってまいりました。

今後の対応といたしましては、さきに述べましたとおり、オスプレイ等の配備計画がどのように進められるかを注視することが必要であるというふうに考えております。

今後ともオスプレイ等に関する対策チームを先頭に、情報を積極的に収集しながら、佐賀県や佐賀市を初めとする近隣の自治体と連携を図りながら適格に対応してまいりたいと考えております。

3番目でございます。市民の皆さんへの説明はということでございますけれども、議員御指摘のとおり、市民の皆さんへの情報提供の場というのは非常に重要だというふうに考えております。

本市といたしましては、市民の皆さんに対する説明会、これにつきましては、九州防衛局と十分に協議し、佐賀県における開催状況などを勘案して前向きに検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

まず、本市への影響については、今の段階では何ともいえないということで、騒音について、少なからず影響はあるだろうというようなことですが、ただ、副市長が言われるのもそうだろうと思うんですけど、ただ、私が聞く範囲では、今回の選挙戦を通じて、多くの方からオスプレイについての御意見というか、心配を聞いたんですね。ですから、市民の方はある程度じゃなくて、果たしてどうなるとやかちいう話ですね。

これは、議会と防衛局との説明会のときにも出ましたが、まず安全性についても、やはりまだ市民の皆さんの中には心配事はあるんですね。そうすると、やはり沖縄の基地とかを見たときに、騒音とか、そういうことはやはり非常に心配をされているわけですよ。ですから、今の段階で情報が確かに市としても余り情報がないだろうということもわかりますけど、それでもやはり、それかと言うて余りゆっくりも構えておれないと思うんですね。

さっきも説明の中でありましたけど、現実に佐賀県、佐賀市、あるいは地元で説明会等を開催されながら、配備に向けた計画が一方では進んでおるわけですね、現実には。ですから、

やはり積極的に今でも情報収集はされているということですが、やはり積極的に情報収集されながら、やはり早急に本市への影響について把握をしていただきたいと思うんですね。でないと、今後どのように対応していくか、これからも当然考えていかなければなりませんね。

ちょっと、全部聞きましたので、なかなか私もまだ整理ができておりませんが、ただ、その中でも、今後の対応の中で 影響についてはそういうふうで、早急に把握をしていただきたいということです。

それと、今後の対応について、近隣の自治体と協議をしながら進めていきたいということでしたけど、それはもうぜひそのようにお願いをしたいと思いますし、どうも今マスコミ等の話を聞く限りでは、どうしても佐賀県、佐賀市、あるいはさっき副市長の話にも出たように、川副とか、そういった近隣の意向だけが表面に出てきて、どうも防衛局の見るところもそういったほうになってしまっているのが現実のようなんですね。ですけど、前の質問でも、防衛局との話の中でも出ましたけど、やはり川副のようにそばじゃなくても柳川市は近いわけですからね、そして、計器飛行の場合は路線の中に入っているわけですから、そいけん被害というか、それはあるわけですからね。ですから、それと覚書もあるわけですからね。ですから、やはりここは佐賀県主導じゃなくて、それはそれでいいんでしょうけど、柳川市としても主体的にやはり協議をしていただきたい。私はそのように思いますので、ぜひそのようにお願いをしたい。今からぜひ取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

市長（金子健次君）

詳細についての回答はできなかったわけですが、佐賀県知事の古川知事と先般お会いをいたしたときに、知事そのものはもう、何週間後には、今現在は佐賀2区に立候補してありますけれども、そのとき知事の信頼をしておきたいのは、柳川市と佐賀県知事との協議がなされて、そういう合意書があると。そのことについては、市長の私に対してこう決めましたということはないと。事前に柳川市ときちんと協議をしてから決めますということ、最後に言われましたけれども、その言葉を私は信頼をしていきたいと。佐賀県知事、選挙がまたあると思いますけれども、その中で誰がなられるかわかりませんが、それは引き継ぎをされておるといふふうに私は思って信頼をしていきたいと。これは自治体間の誠意ある回答というふうに私は受け取っております。

2点目が、私が力説したのは、ILS、自動着陸装置を福岡県側だけでなく佐賀県側にもつけてもらいたいということはかなり古川知事にはお願いをしていたことです。それはなぜかと申しますと、悪天候時には柳川のほうから入ってくることが見出しに書いてありまして、その問い合わせがかなりありました。そういうことは、小川知事にも県知事としてはそういうことの、県民の不安というものを一掃してもらいたいということで、そのことは国に対しても私は働きかけをしてもらいたいとお願いをいたしておきまして、それについて

は今GPSを利用したアールナブという、広域航法という形の新しい方法で、海側の有明海のほうから入ってくるというふうなことの説明を古川知事がいたしましたけど、そういうことも協議をなされると。なるべく陸地の上をじゃなくて、海のほうをとという形の考え方を持っておりまして、いづれにいたしましても、情報等がこちらのほうに示されたときには、議会なり市民にはいち早くお知らせをしたいというふうを考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

確かに市長言われるように、覚書もあるわけですね。当然協議をするというふうになっているわけですから、ですから、佐賀県側のほうから一方的に結論だけを押しつけられても困るわけですから、そこについては今後十分そういったところで、県側とも交渉はしていただきたいというふうに思います。

それと、説明会についてですが、副市長は前向きにと言われたんですかね。これは、前向きという答弁でしたので、ぜひそういうふうをお願いをしたいと思います。

市民の方も、さっきも市長の話にありましたけど、前の県知事も前向きに、その配備については前向きにという報道がされました。そして、今度県知事に立候補されている武雄市長も容認の意向であるというような報道もなされているわけですね。

ですから、そういう中で、市民の皆さんたちは果たしてどうなっているのだろうかという不安が現実にあるわけですね。そして、今はちょうど選挙を控えていることもあってでしょうけど、佐賀空港のこと、オスプレイのことについて、さっき8日に副市長も参加されたと言われましたけど、ああいったぐらいで、余り情報も出ていない。まして、市のほうから皆さんたち市がどういう対応をしているのかとか、市がどう考えているのかとかは全くわからないんですね。ですから、そういった面も含めてぜひ防衛局に説明をお願いされるのか、あるいは市でされるのかはわかりませんが、いづれにしても、防衛局から来ていただいて、そして市民の人も疑問のあるところについてはやはり直接聞いていただく。そういうことは必要だろうと思うんですね。

それと、さっき副市長が答弁をされました。私としては、問題意識としては少し不満なところもありますけど、副市長が考えておられる以上に市民の方はまだ心配をされていると私は思うんですけど、今副市長がこういうことをしておりますよと、今後こうしていきますよとか、こういう考えを持っておりますよということは、やはり何かの手段、ホームページでも何でもいいんですけど、そういったことを市民の皆さんに情報を発信していく。そのことはやはり大事だろうと。そのことによって、ああ、こうしているんだなということを知るだけでも安心されると思うんですよ。これはあえてもう答弁は求めませんが、そういったところもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

これで佐賀空港の件については終わりたいと思います。

次に、補助金の見直しについてお尋ねをいたします。

本市では、合併後の平成18年度に第三者委員会である補助金等審査委員会の提言を受け、補助金等の見直しが行われました。しかし、中には補助金団体が他団体に補助金を交付するなど、不相当と思われる支出も見受けられます。

また、さきの補助金見直しに当たり、審査委員会から指摘された補助金運営のあり方について、いまだ改善されていない補助金もあるようです。さきの補助金見直しから10年近くが経過しています。全般的な補助金の見直しをすべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

財政課長（島添守男君）

私のほうからお答えいたします。

議員御指摘のように、平成18年度に補助金等審査委員会より補助金の公益性、必要性、妥当性、効果などの面から基準を設定して見直し提言が行われました。

本市では、この提言に基づきまして補助金の見直しを行いまして、現在まで、その見直し額での交付を行っております。

今のところ、前述の公益性、必要性、妥当性、効果などの面から補助金の申請及び実績報告の際に調査、確認を行っておりますので、適正に運用されているものと認識しております。今現在はこのような考えでおるところです。

以上です。

8番（白谷義隆君）

さっき私は、さきの見直しからもう約10年近くなるんですね。ですから、やはり見直しは必要だろうと。その理由として、さっき3点ほど申し上げました。繰り返しになりますけど、1点目は、個別の事案ではありますけど、補助金を受けている団体が他の団体へ補助金を交付している。そのことは、やはり若干問題があるのではないかと、そういった補助金のあり方について私は疑問を持っているわけですね。そのことも1つあります。

それと、もう1つは、補助金見直しの際に、先ほども言いましたけど、補助金審査委員会から補助金の終期の設定とか、それと団体運営費から事業補助へ移行すべきじゃないかという、10項目ぐらい指摘がありましたけど、大きなやつはそういった終期の設定とか、団体運営補助から事業補助へ移行させるべきじゃないかという提言がありました。

それと、3点目は、前回の見直しから10年経過しておるわけですから、10年すれば、もちろん社会情勢も変わりますし、人の考え方も当然変わるし、そして新たな行政課題に対応するために、現実に10年前にはなかった補助金、例えば、子育て支援とか、定住促進とか、そういった補助金も新たに出てきているんですね。時代は変わっていくわけですから、当然住民のニーズも変わっていくわけですから、そうした中で、新しく出た補助金はそのままして

いく、前の補助金は見直さないとすれば、補助金はずっと膨らんでいくわけですから。行財政改革大綱の中にも書いてありましたけど、スクラップ・アンド・ビルドで事務事業の見直しを行いますということは書いてあるわけですから、書かなくても当然な話だろうし、そして、行財政改革大綱にも、中期財政計画にも、平成22年と23年に作成された中期財政改革、行革大綱でも、やっぱり補助金の終期の設定については、やはり今後検討をしていかなければならないし、もう何年も前に書いてあるんですよ。

ところがさっき、いみじくも課長言われましたけど、それから、そのときの補助金見直しから額もそのままですち言われましたけど、額も補助金の名称もそのままなんですよ。私はそのことが問題じゃないですかと話をしているわけですよ。もう10年近くなって見直しはしなければならぬ、終期も設定していきますよと片方ではうたいながら、そのまま漫然とは言いませんけど、そのまま来ているんですね。そして一方ではさっき言うように、新たな補助金も出てくる。出さないかんわけですね、社会情勢が変化していくわけですから。そういう中で、そのままいいですかという話をしているわけですよ。済みません、もう一度お願いします。

財政課長（島添守男君）

白谷議員御指摘の点について、ちょっと長くなりますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

補助金を交付する際は、地方自治法第232条の2に規定がありまして、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と、このように規定されております。したがって、団体の活動とか、あるいは団体の行う事業が行政の行う業務の補完的な役割を果たしたり、あるいは市政の発展に寄与するなど、公益性を有すると、こういうことが大前提となりますので、まず最初にこれがあるかどうかということが判断材料になるかと思えます。

そして、先ほど来言っていました、平成18年度の補助金等審査委員会からの提言の中に、今後の補助金等の見直しの指針について、8つの項目が示されておりました。その中には、団体の自主自立の努力や創意工夫を損なうことのないよう、また補助金による成果を積極的に引き出していくために、団体運営費補助金から事業費補助金への転換を図ることが望ましいと、このような提言もありました。

また、第2次行革大綱の中でも、身の丈に合った予算の実現のために、適切な補助金交付の実施の方策として、交付基準の策定や終期を設定した補助金交付制度の導入の検討も掲げておりました。

こういうことも十分承知した上で、じゃ、今現在どのようなことでいってあるかということですが、先ほど申し上げました補助金の公益性、この大前提もあわせて、毎年年度当初の財務事務研修会の際には、各種団体への補助金交付の適正化ということで、その

徹底を図っております、事業内容や事業費等について、公益性、必要性、妥当性、効果などの面から詳細に調査、確認するなど、複数項目にわたっての検証を依頼しておりますので、再度、まずはその徹底を図っていきいたいというふうに考えております。

今のところ、補助金の見直しについての具体的な考えというのはございませんけれども、これからの柳川市の自治体経営の1つの指針として、現在、第3次行財政改革大綱を策定中でありまして、この策定により、行財政運営の方針が定まりましたら、これに従って検討していきたいと思います。それまでは、支出の妥当性、必要性などを徹底して運営したいと考えます。

また、個別の事案ということで議員が例として挙げられましたけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、補助金交付の大前提として、その団体の活動や事業の趣旨・目的から、それが行政の行う業務の補完的な役割を果たしたり、市政の発展に寄与するなど、公益性を有するかどうか、これがまず判断すべき点というふうに考えております。

したがって、団体相互の関連性、その団体の構成が連合体であったり、あるいはその構成する組織の行う事業への助成であると、そういうふうなこととあわせて、その団体の行っている事業の趣旨・目的が公益性を有するかどうか、しかも客観的に見ても、公益上必要であると認められるかどうか、そういったことで判断していきいたいというふうに考えております。以上です。

8番（白谷義隆君）

まず、個別事案の件ですけど、確かに、これは見解が分かれるところだろうと思います。ただ、ここで個別事案について考えをいろいろ交わしても、時間もあるしですね。

ただ、さっき課長が言われたように、自治法ですからね、これは。自治法に規定されているわけですから、私は若干、例えば、補助金交付規定に果たして交付規定で、後で実績報告、補助金申請は、その団体は、ならどこが出しているのかとか、交付を受けたところはですね。そういった問題も実はあるわけで、ですから、そのことについては、後でもう一度調べていただければいいと思います。

それと、課長言われることもわかりますけど、余り言いたくはないというかな、言葉尻はとりたくないけど、ただ、さっきもこれから要綱なんかつくってと言われましたけど、さっきも言いましたけど、平成22年5月の行革大綱、平成23年の中期財政計画の中でも、やっぱり補助金のことについては記載をされているんですね。今またしてと言われましたけど、もう22年5月のとき、23年2月の、その中でもやはり検討が必要で書いているんですね。ですから、やっぱりそこら辺は、やはり私は今の補助金が適正に交付されているかどうかを聞いているんじゃないんですね。適正に交付されているのは当たり前の話しじゃないですか。ただ、時代が経過していく中で、時代に即した補助金のあり方を検討すべきだと言っているんですよ。さっきも言いましたけど、時代が変わって新たな行政課題、10年前にはなかった

子育て支援とか、定住促進とか、そういった行政課題は出てきているんですね。そしたら、それには当然対応をしていかないかんわけじゃないですか。そしたら、それと引きかえ、やはりこれについては、あと3年ぐらいでどうでしょうかとか、せめてあと5年したらこのことについては考えますよとか、そういった手だても片方でしていかないと、新たな行政課題がこれからもどんどん出てくるわけですから、そしたら、限りある財源の中でどうしていくかというのは、やはりもう少し私は危機感を持ちながら進めていかないと、きのうも出ましたけど、来年から交付税は削減されていくじゃないですか。結果的に14億円削減されるんですよ。きのう計画で、去年も黒字だと言ってあるけど、14億円のうなった場合には明らかに財源不足じゃないですか。課長はあんまりうなずいておらんけど、平成23年の中期財政計画の中では、このままでは明らかに財政破綻しますち書いてあるでしょう、書いてありますよ。それで財政計画をつくっているんですけど、明らかに厳しくなるんですよ。そしたら、やはりそうしたところからやっぱり見直しはしていかんなら、さっきも繰り返し、今いいからじゃない、これからの補助金のあり方について、やはりもう10年たつわけですから、やはり検討をしていくべきじゃないかということをお願いしているわけですね。もう一度いいですか。

財政課長（島添守男君）

議員御指摘のとおりでございますので、確かに、以前の補助金審査委員会等の提言とか、あるいは行革大綱で述べたこと、これは非常に重要なことと認識しておりますので、これからの財政運営をしていく上でどういう視点でやっていって歳出を抑えていくか、歳入に見合った歳出に組み立てていくかということで非常に重要ですから、そういった視点で御提言をお受けして検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

もう少し検討をしてください。

また、繰り返しにならないように、行革大綱でいつも同じ字句が上がってきても仕方ないじゃないですか。ぜひお願いをしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんこんにちは。緒方寿光です。まずは、質問に入ります前に、このたびの柳川市議会議員選挙におきまして、志ある市民の皆様方より改めて負託をいただきました。改めてこれから柳川の将来に向けて、この柳川市をよくするために、市民の皆さんとともに、そして、また市民の皆さんの代弁者として、ひたむきに努力をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問通告に従って質問を始めます。浦議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

今回の質問は、私は大きく次の4点であります。

初めに、ことしの9月議会で市長の宿泊施設、そして宿泊ホテル等の誘致の条例が制定されました。このことにつきまして、市長に改めてホテル誘致等の構想と、その取り組みについて質問をいたします。

2つ目に、私は現在の柳川市民体育館、この市民体育館においては、国内トップレベルのスポーツ大会を誘致できるように、輻射式の冷暖房設備を導入すべきだと考えております。このことについて、市の方針をお尋ねいたします。

3つ目に、現在の市立図書館の運営について、2点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目は、祝日の休館日及び蔵書点検、この休館日の改善、そしてまた、貸出本などの紛失がどれくらいあるのか、そしてまた、その対応をどのようにしているのか、このことについてお尋ねをいたします。

4つ目に、通学路の交差点の3灯式信号、この信号機の設置がいつになるのか。

以上、4点が私の今回の質問であります。

そこで改めて最初の質問をいたしますが、このたび柳川市では、市内の宿泊の利便性向上と都市機能の充実を図るために、西鉄柳川駅周辺へのホテルの誘致に取り組むということで条例を制定されました。私も、この柳川市への宿泊施設などの誘致については、スピードを上げて実現する必要性を強く感じております。なぜか、それは、この柳川市には、市内に宿泊施設が、入り込み客を考えますと絶対的に少ないこと。そして、柳川市への観光客がここ3年ふえ続けていること。さらには、今後ふえ続ける可能性があること。そして、宿泊客の増加によって市内での滞在時間を長くとってもらうため、そして、長くとってもらえれば、今以上に経済効果が見込めると、そういうことになるからであります。結果として、ホテル等の誘致によりまして、柳川市の財源も多少確保できるからであります。

そこで、9月議会に市長が誘致条例を提案され、そして条例制定をされたわけですから、柳川市にこの宿泊施設、この誘致が当然必要とされるための条件整備であります。改めて市長にお尋ねをいたします。

この宿泊施設等の誘致が必要とされる理由を、具体的にお聞きをまずはいたします。
次の質問からは、自席より行います。まずは簡潔明瞭な答弁をよろしく申し上げます。
以上です。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

柳川市には現在、宿泊施設が9カ所ございます。本市へお客様をお迎えするには十分でないという認識を持っているところでもございます。

一昨年、九州市長会を9月10日、11日、2日間誘致をいたしました。そのとき痛切に感じましたのが、400名の宿泊客の中に、どうしても不足をいたしまして、筑後市、大牟田市、大川市にお願いをして、バスで郵送したという経過もございますので、その分については絶対必要だというふうに感じているところでもございます。

町を活性化するためには、いろんな意味で人の往来が活発になることが重要というふうに思っております。そのための施策として、市内にホテル等の宿泊施設を誘致し、宿泊環境を充実させることが本市において最重要というふうと考えているところでもございます。

さきの9月議会におきまして、ホテルの誘致に関する奨励措置等を規定いたしました。柳川市ホテル誘致に関する条例を提案し、議決をいただいたところでございます。

今後は、この条例に基づきホテルの誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

9月議会におきまして議決いただきました、ホテル誘致条例は、西鉄柳川駅周辺にホテルなどの宿泊施設を誘致することにより、市内の宿泊、利便性の向上と都市機能の充実を図り、市内産業の振興につなげることを目的としたものでございます。

以前より本市で実施しております市内の事業所訪問の際に、本市に対して寄せられる意見といたしまして、市内にビジネスホテルを求める声が非常に多く聞こえてきたところでもございます。市内の事業所に商談等でお見えになるお客様のための宿泊施設が市内に不足しているため、現在は久留米市や大川市、筑後市など、近隣のホテルを利用されているというところでございました。そうした宿泊の需要をよそに逃がすことなく、本市にお泊まりいただくことで、ビジネス関係の交流をより活発にし、それを市内の産業活性化につなげるためにホテル等の宿泊施設を誘致し、市内の宿泊環境を充実させていきたいというふうと考えております。

加えて、今まさに開発を進めております西鉄柳川駅周辺におきまして、まちづくりの核となる施設として、ホテルを誘致する絶好のタイミングであろうと考えております。そういった意味では、今回対象エリアを駅東部土地区画整理事業の区域内に、期間も平成29年3月までに限定をいたしまして、短期集中的にホテル誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市は年間125万人の観光客が訪れる観光地でもございます。観光客にできるだけ

長く市内に滞在していただきまして、宿泊していただくことは、市の産業振興の観点からも非常に重要な課題と考えております。そうした観光客の滞在時間を伸ばすための環境整備という意味でも、市内におけるホテルなどの宿泊客の充実は必要であります。

以上、答弁といたします。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

私自身も8つほどホテル誘致の理由はあるわけなんですけど、当然、今回、水郷柳河すいきょうやながわの国指定名勝への指定があったわけですが、今まで以上に柳川の知名度は上がると私は考えておりますので、そのことによって訪れる観光客もふえていくのではないかと考えております。

そして、2点目には、これは数字なんですけれども、年間の入り込み客数、これは平成25年度で124万人となっております、この3年間で年々10万人ほどふえている。これが現実であります。そして宿泊者数、年間の宿泊者数についても4万2,000人、そして、特に目覚ましいのは、外国人の観光客が年間6万5,000人ということで、かなりの増加になっております。さらには、今現在九州のホテル、この稼働率が物すごく上がっていると。具体的には、昨年7月から8月、この宿泊者数が九州で1,360万人ということで、前年比7.8%増加ということになっておりまして、客室のそういった意味では稼働状況が好転をしていると、こういう状況下にあります。そして、さらには筑後市のソフトバンク、ファームの誘致によりまして、その波及効果も期待できるというところだと思っております。

そこで、私自身は、先ほど市長から答弁をいただいたわけなんですけど、今現在、この柳川市がどれほどのリサーチをやっているのか、調査研究ですね。これが現時点でどれほどやられているのか、簡単で結構ですので、まずは質問をさせていただきます。

商工振興課長（田中利光君）

リサーチという緒方議員の御質問ですので、私のほうから、商工振興課長のほうから回答させていただきたいと思っております。

ホテル誘致条例の制定につきましては、8月の記者会見におきまして、条例内容の事前の説明を行っております。そういう中において、その条例について、マスコミの各社が報道をいただきましたので、既に数社のホテル事業者から問い合わせをいただいているところでございます。そこで意見交換をさせていただく中では、議員がおっしゃいましたように、外国人観光客の増加などを背景に、ホテル業界自体は状況が上向いているというようなお話もでございます。また、新規出店に積極的な事業者もあるというふうなことでございます。市といたしましては、そういった事業者に対しまして、条例に定めております手厚い奨励措置をPRいたしまして、本市への出店を検討いただくよう働きかけていきたいと考えております。

一方、市長も申し上げましたけれども、市内の宿泊ニーズの現状をより適格に把握するた

め、市内の従業員の5人以上の事業所に対しまして、アンケート調査を実施いたしました。その結果によりますと、市内の宿泊施設を充実させてほしいという御意見が多くあっております。市内の事業所へのお客様が久留米市や大川市、筑後市など、近隣のホテルを利用されており、せっかくの宿泊の機会を逃してしまっているという事実もあるようでございますので、宿泊施設の誘致に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

ちょっと突っ込んで質問をいたしますが、対象区域、この誘致対象区域ですね。これは柳川駅東部土地区画整理事業、この区域内ということにされていますが、こうされた理由を、簡単に結構なので教えていただけませんか。

商工振興課長（田中利光君）

先ほど市長が申し上げましたように、この土地区画区域につきましては、市の大規模事業として事業を実施いたしております。その事業も平成29年3月には完成といたしますが、大体の工事が終わるといふうなところになっておるところでございます。

そこで、やはりこの西鉄東口というのが、自由通路もございますし、今後開発といたしますか、そういうものが進められていく。そういう中で、現在、まだその用途が決定されていない場所もあるわけでございます。やっぱりそのような中に、都市機能の向上、産業の活性化を図るためには、ホテル誘致をこの場所に行うことが必要だといふふうに考えて、この場所を限定いたしているところでございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

そうしますと、今後、今回の区域内において、柳川市がホテル誘致に最も適しているという土地区画を選定して、その区画をホテル誘致にするなどの計画をお持ちなのでしょうか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

商工振興課長（田中利光君）

誘致の土地につきましては、土地区画整理事業のほとんどが民有地でございます。しかしながら、まだ用途が決定していらっしやらないところもあるわけございまして、10月10日に私どものほうで、地権者の区画整理地区内の皆様に、このホテル誘致事業の説明会も行っているところでございます。

そのような中で、このホテル誘致につきましては、民有地の権利者の皆様の御理解がないとできないというところもございまして。市として用地を確保できるという状況にはございませんので、そういうホテル事業者、それから民有地の権利を持っていらっしやる方、そういう方々の御協力を得ながら、ホテル誘致に取り組んでまいりたいといふふうに考えております。

15番（緒方寿光君）

ずばり私は質問をいたしますが、先ほどの質問、答弁の中で、民々でということなんでしょうけれども、私は、仮にホテル誘致を考えたときに、個人の土地を民々で、この交渉だけでは、私自身は今後、なかなかこの区域内に誘致はできないのではないかと、そういう考えを持っております。

それはなぜかと申しますと、ホテル側についても市場調査、物すごくしっかりされますし、この柳川市、仮にここに誘致をした場合にどうなのかと。そして、その価格も言われるでしょうし、そういった意味では、私自身は、やはりそういう、先ほどの市長の今回誘致についてやるべきだというようなお話を受ける中で、もう少し積極的に、そういった意味では柳川としては、この土地をホテルの誘致の土地とするんだとか、そういう形でもっと対外的にPRをされるのが、ホテル誘致のスピードを上げて、もう少し可能に、現実的に誘致ができるスピードが上がるのではないのかなと、そう考えております。

そこで市長にお尋ねしますが、市長としては、ホテル誘致、今このことに取り組みられるということなんですが、どれくらいの規模で、どれくらいの構想で、例えば、宿泊客数100人以上というような条件をつけられてありますが、その条件を含めて、どういう規模で、どれくらいのホテルをどこまで誘致したいとか、その辺の考えがあると思っておりますが、ぜひお尋ねをしたいと思っています。

商工振興課長（田中利光君）

どれくらいの規模でということでございますけれども、先ほど私どもが提案いたしました企業誘致条例の中身につきましては、一応規模的には宿泊客100人以上というものを条件といたしております。ホテル事業者につきましては、やっぱりいろいろな考え方があるだろうというふうに思います。駅前ですし、それから土地の関係、それから駐車場の関係とか、そういうことがやっぱり、これからいろんなリサーチをされて、実際進出いただく場合はリサーチをしていただいて、その規模等も決定しながら、そういう土地があれば進出をするというふうなことになっていただくだらうと期待もしております。

私どもとしましては、条例で定めております100人以上の規模であるというふうなことで考えているところでございます。

市長（金子健次君）

数的な問題がありましたので、担当課長からお答えしましたがけれども、私のほうとして、営業努力と申しますか、セールスとしては、先般、御花のほうで経済団体の会議があったときに、その旨の内容について御説明をいたしました。その後、会議が終了後、たくさんの皆さんから問い合わせがありまして、その後、また柳川市のほうに問い合わせも照会もあっているところでございます。今数社、そのことにつきまして、非常に問い合わせも多く、また実際現地に参加して、恐らく緒方議員が言われるように、それぞれの民間の事業者ですから、

リサーチはされていると思いますけれども、若干こっちの条件的にもいい条件でございますので、そういう話を進めておるところでもございます。絶対ゼロという形に私はとっておりません。

15番（緒方寿光君）

市長、ありがとうございます。

私は、この先ほどの誘致する理由ですね、ホテル誘致が絶対的に必要であろうと。これから柳川の発展には欠かせないものだと考えております。

そしてまた、先ほど課長のほうからも御答弁いただいておりましたが、そういう条例の枠の中で一生懸命頑張りますということで私は認識しているんですけど、そういう条例の軽減策というんですか、ホテル側にとっての軽減策、それはそれで当然打ち出していくべきだと思いますが、それだけでは僕はなかなか、この柳川の地に果たしてホテル誘致が実際できるのかと、そこまで危惧をしているわけでございます。例えば、私自身は、11月21日に今回地方創生法がつくられまして、人口減少、そして東京一極集中をできるだけ是正をするという法律もできているわけでございますし、この地方創生の理念、まち・ひと・しごと創生法ですか、そして改正地域再生法、これが成立しているわけでございます。

私はこの創生法を生かしまして、特に人口減少対策、そして、この地方活性化に向けて、国と自治体と、そして5年間で総合戦略を構築するということを明記しているわけでありませう。

そこで、私自身は、今回、例えば、駅周辺にぎわい再生特区地域、それは何でもいいんでしょうけれども、そういう柳川市として総合戦略を組んで対外的に打ち出していくと、より以上に私は成果が出てくるのではないかと。せっかくこの創生法ができておりますので、もう少しこれを生かして、柳川としての総合戦略を組んで、全国的に、いや世界でもいいです。もっとPR、そしてどんどんトップセールスもしていただくべきじゃないのかなと、そう私は考えておりますが、市長の見解が何かありましたらお尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

ことしになって、博多の埠頭に大型客船、3,000名の客船が台湾から入ってきました。そのうちに、3班に分けまして、1班は別府のほう、2班は阿蘇、3班は水郷柳河すいきょうやながわという形で、1,000名の方が台湾から訪れました。それは、川下りしてウナギ飯という形のコースだったんですけども、そういう形で、非常に今、緒方議員が言われましたように、東南アジア系の外国の方がたくさんおいでになっているということもあろうかと思えます。

それと今言われましたように、きのうから出ておりました水郷柳河すいきょうやながわとして来年春に指定をされます。そのことをどうやってこれから発信をしていく、大きな課題もあろうかと思えます。ソフトバンクの関係もあると思えますけれども、私はこれから、柳川市には潜在的な社会資源、観光資源がありますので、十分これを生かしながらやっていきたいと思えます。

今言われるように、来年4月にはまた、創生本部の部署も考えておまして、そういう中で、戦略をどうやって考えていくかということも含めて、駅周辺、またナイトメニューも含めてこれからいろいろ考えていかなければならないというふうに思って、柳川に来てみたいというよりも、柳川に泊まって楽しみたいという方じゃないと、泊まり客はふえないというふうに思います。ホテルを建てても、ホテルに空きがあったらホテルは誘致できませんので、そういうメニューが柳川に、泊まってみたいという環境をつくらなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私自身も、地方版総合戦略じゃないんですけども、それぐらいの規模で平成27年度には、国、地方お互い協力のもとでそういう課題をつくっていきなさいという努力義務も与えられているようでございますので、ぜひこれを活用して大いに打って出ていただきたいと思っています。

要は、ホテル業界からしてもにぎわいのある、そして、できるだけ駅の周辺が人通りが多くなる。そして宿泊客がふえる見込みがあると言ってもらうぐらいのやっぱり説得力がなければ、なかなかホテル側もちゅうちょするわけでございますので、ぜひ私は平成27年度には、この計画をぜひ進めていただきたいと、強く要望をいたします。

次に、質問を移ります。

市民体育館の空調設備、この導入の件について質問をいたします。

まず、この柳川市の市民体育館、これは建設をされておよそ30年だと思いますが、耐用年数が実は何年なのか、そこをまずお聞きいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

柳川市民体育館の建築は、議員御指摘のとおり昭和57年の竣工でありまして、約33年を経過しようとしております。鉄骨鉄筋コンクリートづくりの体育施設の耐用年数は47年と言われておりますので、残り14年ほどかと思われま。

以上です。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、今から14年ぐらいは、まだこの市民体育館を使うと、利用するという考えでいいんですかね。

生涯学習課長（松尾 強君）

そのようになると思います。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、今の柳川市民体育館の年間の利用状況、ちょっと数字をいただいております

すが、平成23年度が年間7万8,500人、およそですが、平成24年度が年間8万6,200人、平成25年度7万3,600人、この利用者になっておりまして、年間の利用者、およそ5,000人減少しているわけでございます。

この減少の理由、さまざまな理由があると思いますが、簡単にこの原因がわかっておれば教えていただけますか。

生涯学習課長（松尾 強君）

申しわけございません。その減少の原因については調べておりませんが、さまざまな理由があると思います。子供の減少とか、オリンピックの年に多かったとか、そういうのが考えられると思いますけれども、詳細な分析はしておりません。申しわけございません。

15番（緒方寿光君）

ぜひそこは一回調査していただく必要があると思います。

私自身は、さまざまな原因はあると思いますが、特に夏、7月、8月、9月、この時分は、本当にこの市民体育館は暑くてなかなか利用しづらいというような利用者の声も聞いております。

そこで、近年、7月、8月、9月、この室内アリーナの室内温度と申しましょうか、それは調べてありますか。調べてあったら教えていただけますか。

生涯学習課長（松尾 強君）

申しわけございません。その件についても、室内温度を計測しておりませんので把握しておりません。

15番（緒方寿光君）

ぜひ把握してください。今回質問事項にもちゃんとこれうたっていますのでね、何のための質問かわからなくなりますので、ぜひ調べてください。

今回、そういった意味では、夏の利用状況、非常に私は厳しいものがあると思います。特に、柳川市民体育館の屋根を私自身が見てみますと、特に屋根材が非常に太陽熱を、室内に反射するような、そういう構造になっていないのかなと、そんなふうにも見えますし、少し構造的な問題もあるのではないかと、私はそう考えております。

そして、最近是非常に高齢者の健康増進と申しましょうか、このためにスポーツをされる方が多いわけでありまして。しかしながら、この選挙期間中にいろいろ話も聞きましたが、特に暑い夏に熱中症になれば、命にかかわるのでそれは当然利用しませんよと言われる高齢者の方もいらっしゃるし、特にこの柳川市民体育館では、私自身経験していますが、剣道大会の折に、やはり開会式なんかで子供が体調不良を起こしたり、実は運営にかかわっているスタッフの皆さんが暑さで息苦しいだとか、いろんな話も聞いたことがありますし、現実、なかなか使いづらい市民体育館、夏場になっているのではないかと、私は考えております。

そのためにも、この体育館の空調施設、これについては、私は早急に解決する手だてをと

らなければならないと、そう考えておりますが、そこら辺の考えはおありになったら教えていただけませんか。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民体育館の夏場の利用がしづらいというような御指摘でございますけれども、現市民体育館の利用者については、7月、8月、9月の夏場の利用者の数と、それ以外の月の利用の数はほぼ変化がございません。定期的な利用者の方は、体育館に冷房施設がないことを認識された上で、熱中症にならないようにということで自己管理をされて利用していただいているものと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私がいろいろ質問しておりますが、なかなか調査が至っていないみたいで、ぜひ改めてやっていただきたいと思っておりますが、私自身は、この柳川市民体育館、非常に私はすばらしい施設、いい位置にもあると思いますので、やはり熊本県の宇土市なんかやっていますが、やっぱり国内のトップレベルのスポーツ、そういった試合なんかやはり誘致して、そして交流人口をふやして、そういうことをこれから先は、この柳川市は考えていくべきではないかと。人口も減っておりますし、やはり大事なのは交流人口をいかにしてふやすのか。そして、この柳川にはバスケット、小学生、中学生、バスケットも盛んにやっていますし、そういった意味ではフットサルも行われておりますし、さまざまなスポーツが盛んな市でありますので、私は、この柳川市にとって、この導入の検討については、ぜひ前向きにやっていただく必要があるのではないかと、そう考えておりますが、市長の見解何かございましたらお答えいただければと思います。

市長（金子健次君）

体育館の温度測定をやっていないということの担当者の話ですけれども、実際私も体感しておりまして、有明海旗争奪剣道大会、これは緒方議員も審判をしていただいているところの大会でございますけれども、かなり高温になっているかなというふうに思っております。しかしながら、33年間この体育館を利用していた経過もございます。あと残り14年間耐用年数がありますけれども、体育館そのものの全体的な改修をやっていくのか、全面的な建てかえをするのかということがまだ定まっておりません。そういうことを含めて、これから今提言がありました輻射式の冷暖房の装置という、熊本県について、風も音もないというふうなことで聞いておりますけど、それをつけるかどうかについてはもう少し時間が、検討が必要かなというふうに思っております。

もう1つは、ことしに出ました小・中学校の校舎の冷房、5億円かかりますので、その部分が新たな費用として今日出てきたということが、事業の選択をしなければならないということも、やっぱり財政的な問題もありますので、どこに辛抱していくかということも考えて

いかなければならないというふうに考えているところでもございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど市長からのお話もありましたが、特に、熊本県の宇土市、熊本県庁もそうなんですが、この輻射式の冷暖房設備が完備されてあります。要は対流式とどう違うのかと、対流式よりも設置費用、これは50%以下、ランニングコストも60%の削減が可能だと。これから先、どんどんこういう輻射式の設備はふえていくのではないかとということで、宇土市のほうの話もいただいております。

そのことで、どんなふうな利用料金にしたのかということいろいろお聞きもしましたが、使用料金、これもかなり安く設定をされてあります。対流式だと大体1時間当たり5千円とか6千円とかになるんでしょうけど、この輻射式であれば2千円程度というようなコストにもなっているわけでありまして、それ以上に、やはりこの宇土市にプロバスケットの公式戦が来るようになるということまで、やはり誘致までしっかりできているということでありまして、ちょっと柳川市の市民体育館は、そういった意味ではもったいないんじゃないかと。これだけのスケールもあって、あと14年なんだろうけれども、もう少し研究を、あらゆる角度から私はする必要があるのではないかと。対流式にこだわらずに、どうやったらコストを下げ、利用者の皆さんに喜んでもらうのか、そして利用者をふやすのか、そして、市外からも、全国から、世界からいろんな方が、そういうトップレベルの試合が可能になると多く寄られるわけですから、そういった意味では、また柳川の滞留時間も長くなりますし、先ほどの宿泊施設の問題じゃないんですけれども、やはり、そういう交流人口をどうやってふやすのか、スポーツされる方の魅力のある施設にどうやってしていくのか、このことは私は今、この柳川市にとっては必要でないかと、そう考えるわけでありまして、これが私の意見なんですけど、何か意見がありましたらお答えいただければと思います。

生涯学習課長（松尾 強君）

トップレベルの試合の誘致ということでございますけれども、現柳川市民体育館は、年間を通じて土曜、祝日がほぼ市の主催の行事や大会、また柳川市体育協会主催の大会などで、日曜、祝日はほぼイベントで埋まっております。また、平日の夕方もさまざまなクラブが利用されておまして、夕方5時以降はほぼ満席というふうな状態になっておりますので、平日の昼間しか体育館が使える状態にはあっておりません。ですから、トップレベルの大会というようなことに関しては、誘致が難しいような状態になっているというところで。

以上です。

15番（緒方寿光君）

いずれにしても、先ほど課長からお話がありましたが、これ以上私が言っても導入す

るという話はこの場ではならないと思いますし、これ以上の質問はやりませんが、やはり今現在使っている利用者の方々の意見だとか、やっぱりいろんなものは当然のことながら、夏場を含めまして、調査としては僕はあると思うんですけどね。それがなくていろんな理屈は立たないと思いますので、そこは最低限でも私は必要ではないかと、そう考えておりますので、今後検討課題としまして、これ以上は言いませんけど、ぜひそういったコストの安くて設備ができるような、そういうものも研究材料の一つとして、ぜひ調査していただければと、そう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市民図書館、あめんぼセンターについての運営の質問になります。

この柳川市は、実は図書館は7つありまして、この3年間の利用者、先ほど熊井議員の質問の答弁でいろいろあっておりましたが、3年間の利用者、これは平成23年度11万7,600人、平成24年度10万7,000人、平成25年度10万6,000人ということで、年々利用者は減少しているんですね。そして、来客数、来館者数というんですか、これは平成23年度、およそ31万人、平成24年度28万9,000人と、そして平成25年度では29万7,000人と、こうなっているわけがあります。そして、本館、分館合わせて7つの施設がありますが、近年の利用者はどういう状況下になっているかと申しますと、来館者が、来る人が増加している館は、本館のあめんぼセンターと両開と、そして蒲池と、この3館のみで、そのほかは実は減少しているんですよ。これは数字を、図書館利用統計から出していますので、間違いはないと思ひます。

特に本館、つまりあめんぼセンターについては、平成24年度、25年度を比較した場合に、利用者数およそ200人の増加と。そして来館者数では何と1万1,000人が増加しているという状況にあるわけです。

そして、これはまた別な話になりますが、維持管理費、ここ3年間、どういう推移かと申しますと、決算資料をもとにして出た数字なんですけど、平成23年度が年間およそ96,000千円、そして平成24年度でおよそ103,000千円、平成25年度110,000千円という維持管理費の推移であります。大体年々およそ7,000千円ずつ増加しているような状況なんですけど、こういった状況の中で、特に市立図書館、あめんぼセンターについては、土曜、日曜、祝日、このことについては全て開館していただけないのかというような市民の痛切な意見もいろいろありますので、まず初めに、現在年間の休館日数、そして祝日の休館日数、この2つをお尋ねいたします。

図書館長（佐藤勝之君）

休館日数ということでございますけれども、あめんぼセンター本館については、81日が休館しておる状況でございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

それと、祝日休館している日数ですね。

図書館長（佐藤勝之君）

あめんぼセンターにつきましては、元旦を除きまして、14日のうち8日開館をしている状況でございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ずばり質問しますが、その祝日、14日のうちに8日の開館ということなんですが、そのほかの開館というのはできないんでしょうかね、それはなぜできないのか、理由をお尋ねしたいと思います。

図書館長（佐藤勝之君）

今おっしゃられたように、図書館、市内に6館1室で運営をしております。現在、あめんぼセンターほか5館を月曜日に休館をさせていただいております。それから、三橋図書館を火曜日に休館をしております。それから、水の郷にある分室については、水の郷の休館に合わせる形で休館をしております。

祝日の開館状況について再度御説明しますけれども、月曜が祝日の場合につきましては、三橋図書館と水の郷分室が開館をしております。また、火曜日が祝日の場合につきましては、本館、雲龍図書館、それから水の郷分室が開館しております。また、そのほかの曜日の祝日につきましては、本館、三橋館、雲龍館、水の郷分室が開館しておりますので、祝日につきましては、それらの館の御利用をお願いしているところでございます。

現在、柳川市立図書館祝日には、いずれの館かが開館をして図書館サービスを提供するという形で運営を行っているところでございます。

15番（緒方寿光君）

私は、あめんぼセンターの利用者が非常に多くなっているということで、特に本館のことをお聞きしているわけでございますので、本館に絞って質問させていただきます。

そうしますと、蔵書点検ですね、いわゆる特別整理期間という期間があるみたいなんですが、これは休館日の中で何日あるんでしょうかね、教えていただけますか。

図書館長（佐藤勝之君）

図書館の特別資料整理期間ですけれども、年度末に全蔵書の点検等を実施するために設けられておる期間です。この間、市内6館1室にある蔵書約45万冊を、職員がポータブルターミナル端末を用いまして、1冊ずつ読み込みをいたしまして、点検を行うものです。あわせて、全館の書架・本棚の整理、移動等も行っております。

以上のような作業を実施するために、10日程度休館をさせていただいております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

市民の方から直接私のほうに話があったんですが、その特別整理期間、10日間ということなんですけど、それは夜できないんでしょうか、夜して、少しくらい5日ぐらいに休館をしないとか、そんなふうな意見もかなり出ておまして、特に祝日の開館については物すごい私自身には要望が来ております。そういった意味では、やはり先ほど81日休館をしていますということなんですけど、ここについても、多少運営の努力をしていただいて、休館日をやっぱり少なくする。例えば、佐賀県の県立図書館はスタッフが大体50名と聞いておりますが、大体年間の休館数は24日ということなんですよね。朝9時から夜の8時まで利用ができております。そして、昨日話もありましたが、武雄の図書館もそうなんですけど、これは武雄の図書館は民間委託していますので、同じ土俵で比較するのはどうかと思いますけど、朝9時から夜の9時まで365日開館だと。そして、平日およそ3,000人、きのう立花議員の質問の中でも話があったおりましたが、日曜、祝日4,500人という、そして1年間の利用者数は100万人を突破しているということでもあります。

そして、私が特に思いますのは、この柳川市の今現実を見た中で、この武雄みたいに同等のことをやれるとは思いませんけど、やはり改善できるところは1つずつ改善していく、もう時期に来ているのではないかと、私はそう考えるわけでありまして。スタッフとして30名ほど、この図書館の運営に携わってあると思いますが、その辺の運営はどんなふうにされているんでしょうかね。スタッフ何名でどんな運営をされているのか教えていただけますか。

図書館長（佐藤勝之君）

現在、図書館には35名職員がおります。うち正規の職員が6名、あとは嘱託職員及び臨時職員でございます。本館につきましては、火曜日から金曜日まで開館延長を実施しておりますので、2交代で9時半からの勤務及び11時半からの勤務ということで実施をしております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

午前中に熊井議員のほうからも話があったおりましたが、学習室の問題も含めまして、この利用者の方々、そして市民の方々にアンケート調査なんかはされたことがあるんですか。あるということであれば、どんな調査をされていつごろされたのか、お聞きします。

図書館長（佐藤勝之君）

開館延長を実施する際に、まず試行を昨年7月から行いましたので、その時点で一度、それから本格実施をこし1月からやっておりますけれども、10月ぐらいだったと思いますけれども、そのときに開館延長に関するアンケートは行っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

休館日等々の話は、何かアンケートを出されて、調査結果とか出してあるんですか。

図書館長（佐藤勝之君）

開館時間の延長のアンケートでございましたので、開館時間に絞った形でのアンケートでございます。もちろん自由意見の欄も設けましたので、自由意見にはさまざまな御希望の意見があったかと思えます。

15番（緒方寿光君）

私は、単にアンケートをやってくださいということではなくて、アンケートをやる意義というのがやっぱりあると思うんですよ。私自身は、とにかく市民ニーズをどうやって把握するのか、その部分についてはアンケート調査は必要だと思いますし、やはり可能な限り運営を工夫して、可能な限り市民の意見に添えていくという姿勢が、私は今行政サービスの中で最も重要になっていると思っています。学習室のスペースの問題にしても、何にしてもいろいろあるわけなんですけど、もう少し、特にあめんぼセンターについては来館者がどんどんふえていますし、もう少し何か運営の工夫があってもいいのではないかと。休館日を少し減らしても何かちょっと工夫するとか、利用者もふえていますので、やっぱり今この時期にやっていただく必要が僕はアンケートを含めて、いろんな運営の改善をやっていただく必要が僕はあるのではないかと、そう強く考えますが、何か市のほうから見解があれば教えていただけますか。

図書館長（佐藤勝之君）

本館の月曜、祝日の開館についてということでございますけれども、図書館には御存じのとおり図書館協議会という機関もございますので、そういったところの御意見も伺いながら検討を行ってまいりたいと思います。

15番（緒方寿光君）

その検討をしていただくということなんですが、ぜひこれはもう少しスピードを上げて、武雄とか佐賀県も含めまして、できるだけそういう行政サービスについての質を上げようということでは一生懸命頑張っておりますし、やはり定住促進についても、そういった意味では住みやすいまちにいかにするのかということが私は問われていると思いますので、少しそういった意味では定住にもブレーキがかかったりいろんなものをするんじゃないのかなと思いますので、そういった意味では、ぜひ検討していただいて、やっぱり早期に改善できるところは改善していただきたいと、そう考えておりますが、何か市長の御見解があれば教えてください。

市長（金子健次君）

この件についても、図書館長と打ち合わせをいたしまして、佐藤館長のほうは検討いたしますということですが、検討の内容は前向きに検討していくということでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。前向きにぜひ検討していただきたいと思っています。

最後の質問になります。これは通学路、この交差点の3灯式の信号機設置がいつになるのか、このことをお尋ねいたします。

具体的な設置場所につきましては、東宮永小学校から東におよそ50メートルの交差点であります。現在、点滅信号があるわけなのですが、改めて現在の状況を申しますと、小中学生、高校生の通学路になっているのはもちろんのことなのですが、今保育園の園児が非常に利用されているわけですね、新しく保育園が設置されましたものですからね。そして、特に最近では、有明海の沿岸道路から18メートル道路、通称18メートル道路までの交通量が、私が見ているんなことを考えた結論としては、やっぱり以前の3倍ぐらいふえておるんじゃないかと、交通量がですね。そして、この走るスピードも物すごく上がっているという感じがします。

そういった意味では、今から約1年前に、この3灯式の信号設置について、地元から要望書が、代表者の方々が要望書を上げていただいて、そして提出をされまして、金子市長から即警察署にも話をしに行っていたかきまして、強い要望をしていただいておりますが、その後なんですけど、ことしの10月ぐらいにはもう設置できるんじゃないかというようなお話があったわけなんですけど、いまだに全然状況は変わらない状況でありまして、私の質問は、なぜその期間が延び延びになっているのか、その原因は何なのか教えていただきたいと思えます。

安全安心課長（田尻主範君）

なぜ設置がおくれているか、その原因はどこなのかということの御質問でございまして、12月2日の日に、柳川警察署のほうから福岡県公安委員会のほうへお尋ねしていただいておりますけれども、当初の設置計画よりおくれている原因につきましては、平成26年度中に福岡県に新設で設置する3灯式の信号機が105カ所あるそうです。その105カ所ありまして、特に交通事故が多発している危険箇所を優先的に設置をしているためと、LED化の信号機を設置しているので部品調達がおくれているということの御返事がございまして、当該地域の皆様には大変御迷惑かけておりますけれどもという回答がございました。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

特に死亡事故等々が起きてからでは、これは取り返しのつかないことになると思いますので、ぜひその設置時期、これが大体いつぐらいになるのか、そこをわかっておれば、アバウトで結構ですので教えていただけませんか。

安全安心課長（田尻主範君）

同じく12月2日の日に柳川警察署のほうに確認していただいたところ、現場での信号機の設置位置については確認済みであり、業者のほうに、専門業者のほうに信号機部品の発注をしているとの返事でございます。部品がそろい次第に設置工事に取りかかるということでございますので、もうしばらくお待ちいただくこととなりますけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

15番（緒方寿光君）

年内は大丈夫なんでしょうかね。

安全安心課長（田尻主範君）

確認したのは年内に設置をできるだけしたいということの返事でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

時間が7分残りでしたが、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は12日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、あす12日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後1時54分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成26年12月22日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

2番	江口義明	3番	菊次太丸
4番	浦川和久	5番	立花純
6番	荒巻英樹	7番	熊井三千代
8番	白谷義隆	9番	近藤末治
10番	佐々木創主	11番	荒木憲
12番	高田千壽輝	13番	諸藤哲男
14番	矢ヶ部広巳	15番	緒方寿光
16番	藤丸正勝	17番	田中雅美
18番	樽見哲也	19番	伊藤法博
20番	梅崎和弘	21番	三小田一美
22番	浦博宣		

2.欠席議員

1番	河村好浩
----	------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	石橋義浩
教	育	黒田一治
総務	部長	大坪正明
会計	管理者	武藤正純
市民	部長	石橋眞剛
保健	福祉部長	高崎祐二
建設	部長	野田彰
産業	経済部長兼大和庁舎長	安藤和彦
教育	部長兼三橋庁舎長	石橋正次
消	防	橋本祐二郎
人	事	秘書課長
総	務	課長
企	画	課長
財	政	課長
税	務	課長
健	康	づくり課長
福	祉	課長
学	校	教育課長
生	涯	学習課長
建	設	課長
農	政	課長
水	路	課長
		高巢雄三
		亀崎公德
		池末勇人

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について

2. 建設経済委員長報告について

議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

3. 教育民生委員長報告について

議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定について

請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

日程（3） 議案第96号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

日程（4） 報告について

1 報告第16号 専決処分の報告について（専決第15号 和解及び損害賠償額の決定）

2 報告第17号 専決処分の報告について（専決第16号 和解及び損害賠償額の決定）

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第6回柳川市議会定例会最終日の日程について、12月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第96号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

続いて、日程4が報告についてであります。

なお、本報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務常任委員会報告について

12月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第85号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正前の予算額「316億3,324万6千円」に「5億619万7千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「321億3,944万3千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出の3款2項1目児童福祉総務費の認定こども園の園児数について、7款1項3目観光費のパンフレット及び観光宣伝物の増刷について、10款5項3目文化費の名勝立花氏庭園保存修理補助金の交付先と事業内容等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第89号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員の給与法案の可決に伴い、本市においても国に準じた取り扱いとなるよう給与条例の一部を改正しようとするものです。また、市長、副市長、教育長並びに市議会議員の期末手当についても、人事院勧告に基づく支給月数に改正しようとするものです。

審査の過程で、給与水準に対する市職員の意識について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第95号 原案可決

本案は、有明広域葬斎施設組合規約の変更についてであります。

柳川市及びみやま市のごみ処理事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加え、併せて同組合の名称等を変更しようとするものです。

主な内容は、組合の名称を「有明広域葬斎施設組合」から「有明生活環境施設組合」への変更、それに伴う議員定数や経費の負担割合を変更するものであります。

審査の過程で、新ごみ処理施設建設予定地の使用目的の変更や、ごみ搬出量の変化に対する負担調整について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第87号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。
職員の人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を補正しようとするものであります。
審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

12月4日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに、12月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略をいたします。

4 結果

(1)議案第86号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。
職員の人事院勧告に基づく給与改定、及び人事異動に伴う人件費を補正しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第88号 原案可決

本案は、柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ます。

柳川市いじめ防止基本方針の策定に伴い、調査等を行う委員会を設置しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第92号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例も同様に改正しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第94号 原案可決

本案は、柳川市民会館の指定管理者の指定についてであります。

今年度末で指定期間が満了するため、新年度からの指定管理者を指定しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)請願第1号 採択

本件は、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 平成26年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第86号 平成26年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第94号 柳川市民会館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第96号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第96号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第96号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援

の実現は一刻の猶予もならない状況であります。

このため、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和、患者の実態に応じた認定制度とされるよう政府へ意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第96号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（浦 博宣君）

日程4．報告について。

報告第16号 専決処分の報告について（専決第15号 和解及び損害賠償額の決定）について、報告第17号 専決処分の報告について（専決第16号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、報告第16号及び報告第17号の専決処分の報告につ

いて一括して御説明申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年12月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成26年10月13日午後8時15分ごろ、柳川市民体育館敷地内に設置の駐輪場が台風19号の影響により倒壊し、駐輪場内に駐車していた市民体育館利用者の原付バイク6台の前方部分に直撃し、破損させたものであります。この事故に係る原付バイク6台のうち4台につきましては既に御報告をいたしておりましたが、残る2台につきましても修理費が確定したため、その損害賠償額を119,505円と決定したところであります。

なお、損害賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険で対応いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成26年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 菊 次 太 丸

柳川市議会議員 梅 崎 和 弘